

農商工労働常任委員会及び  
予算特別委員会農商工労働分科会  
議事次第

令和8年3月6日(金)  
午後1時30分～  
於：第7委員会室

1 開 会

2 報告事項

3 審査依頼議案（質疑終結まで）

4 閉 会

## 農商工労働常任委員会 委員名簿

	氏 名	会 派	他の所属 委員会等	備 考
委員長	瀧 脇 正 明	自 民	子育て	
副委員長	秋 田 公 司	〃	地 域	
〃	池 田 輝 彦	公 明	暮らし 議 運	
委 員	宮 下 友紀子	自 民	◎ 暮らし 議 運	
〃	田 島 祥 充	〃	◎ 地 域	
〃	奥 村 文 浩	〃	文化力	
〃	種 清 喜 之	〃	子育て	
〃	北 岡 千はる	維 国	新技術	
〃	竹 内 紗 耶	〃	文化力 議 運	
〃	光 永 敦 彦	共 産	文化力 △ 議 運	
〃	迫 祐 仁	〃	暮らし	
〃	田 中 健 志	府 民	○ 暮らし	

◎ 委員長 ○ 副委員長 △ 理事

# 令和8年2月府議会定例会 農商工労働常任委員会 報告事項

(農林水産部)

- 第5次京都府食育推進計画の策定について（最終案）
- 京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画の改定について（最終案）
- 持続可能な京都の海の活用に関するプランの策定について（最終案）
- 京都府内水面漁業振興計画の改定について（最終案）
- 丹後沿岸海岸保全基本計画の変更について（中間案）

令和8年2月府議会定例会

農商工労働常任委員会

報 告 事 項

農 林 水 産 部

## 報 告 事 項 目 次

- 1 第5次京都府食育推進計画の策定について（最終案）…………… 資料1
- 2 京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画の改定について（最終案）…………… 資料2
- 3 持続可能な京都の海の活用に関するプランの策定について（最終案）…………… 資料3
- 4 京都府内水面漁業振興計画の改定について（最終案）…………… 資料4
- 5 丹後沿岸海岸保全基本計画の変更について（中間案）…………… 資料5

別冊資料1 「第5次京都府食育推進計画」最終案」

別冊資料2 「京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」

別冊資料3 「持続可能な京都の海の活用に関するプラン」

別冊資料4 「京都府内水面漁業振興計画」

別冊資料5 「丹後沿岸海岸保全基本計画（変更）中間案」

## 第 5 次京都府食育推進計画の策定について（最終案）

令和 8 年 3 月

農林水産部

京都府における食育を推進するため、食育基本法に基づき、「第 5 次京都府食育推進計画」の策定することとしております。

今回、中間案により実施したパブリックコメント及び京都府食育推進懇談会の御意見を踏まえて、最終案を作成しましたので御報告します。

## 記

## 1 意見聴取の状況

所属等	パブリックコメント	京都府食育推進懇談会	その他関係団体等	合計
意見の数	25	12	—	37

## 2 中間案からの主な変更点

主な意見		対応（変更点）	
1	消費者が「買いたい」と思える価値形成が重要であり、追記すべき。	第 2 章 3 (2) (P8)	農林水産物や食品の価格形成の仕組みや生産現場の理解促進が必要である旨追記
2	共食というコンセプトは重要であるため、追記すべき。	第 3 章 2 (4) (P11)	共食の視点は、地域における食育を進める上で重要な要素であることから、共食について追記
3	高校生への食育について、明示すべき。	第 4 章 1 (4) (P18)	高校にも食いく先生の派遣を行い、調理体験や栄養教育など体験型の食育を進めていることから、地域における食育の推進に「小・中・高等学校」と明示
4	計画の目標「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を 1 日 2 回以上ほぼ毎日食べる府民の割合」について、現実的に厳しい目標値の設定のため、見直すべき。	第 5 章 1 (1) (P22)	国の第 4 次食育推進基本計画の目標設定の考え方を参考に基準年の値+10ポイント以上とし「70%」に見直し
5	計画の目標「農林漁業体験者数」と、「京都の食に対する理解促進に向けた講演会等の参加者数」について、新規の目標であるが、実績があるならば、基準年に実績値を記載すべき。	第 5 章 1 (1) (P22)	現在取り組んでいる事業の実績を基準年に記載

### 3 最終案の概要

#### 第1章 第5次京都府食育推進計画の基本的な考え方

##### 1 策定の趣旨

これまでの取組の成果・課題の総括に加え、食と農への理解醸成を図り、持続可能な農林水産業・食品産業の振興につなげるため、企業をはじめ多様な主体との緊密な連携・協働により、府民運動として効果的な食育を推進することを目的に策定

##### 2 計画期間

令和8年度～令和12年度（5年間）

#### 第2章 食をめぐる現状及び課題

##### 1 食を取り巻く情勢・動向

- 食料供給の中長期的な逼迫等、社会情勢は刻々と変化
- 核家族化や単独世帯割合の増加、働き方の多様化などにより、食の経済化、簡便化志向が上昇
- 食料の安定供給のリスクが高まる中、農林水産業の担い手不足、農業の再生産のための合理的な価格形成が議論

##### 2 第4次京都府食育推進計画の総括

- 「きょうと食いく先生」による体験型授業の実施数増加や、オンライン講座やSNSなど、ICTを活用した積極的な情報発信により、食育の裾野を拡大
- 一方で、朝食摂取やバランスの良い食事の摂取については、特に20・30代の若い世代で低下しており、改善が必要

##### 3 今後の展開に向けた課題

- 健康寿命の延伸、生活習慣病の予防や健康の増進に向けて、子どもや若い世代から望ましい食習慣を身につけるため、家庭、学校、地域等の多様な主体による食育の推進が必要
- 近年の円安や燃料費・資材費等の高騰により、生産費が上昇し、農林水産物や食品の価格が高騰する状況が続いていることから、価格形成の仕組みや生産現場の理解促進が必要

#### 第3章 第5次京都府食育推進計画の基本方針と施策体系

##### 1 基本方針

- 家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場において、ライフステージに応じた食育を推進
- 生活の自立が始まる若者に対し、科学的根拠に基づく食生活の重要性を伝え、心身の健康を実感できる取組を実施
- 広く府民に対し、農林水産業の体験や生産者との交流の機会を提供するなど、農林水産業の理解促進や次代を担う人材の確保につながる取組を推進

##### 2 施策体系

###### (1) 家庭における食育の推進

望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって健全な食生活を実践していくために、子どもの食生活の大部分を担っている家庭において、保護者が食育への理解を深め、実践につながる食育を推進

###### (2) 学校、保育所、幼稚園等における食育の推進

近年の家庭環境の変化に伴い、子ども達の食の乱れや健康への影響が見られることから、児童生徒の心身の成長や健康の保持増進にとどまらず、食や農への興味や関心を高めるとともに、日常の食の大切さや食の時間を満喫することの意義を実感できる食育を推進

### (3) 生活自立期を中心とした大人の食育の強化

若い世代が日常の多くの時間を過ごす大学や職場と連携し、生活の場に即した形で食生活の改善が健康の維持や生活の質の向上に資する食育を推進

### (4) 地域における食育の推進

家庭や地域で育まれてきた行事食等を共有する機会が喪失していることから、「食の背景や意味」を理解する機会を創出し、また、規則正しい食生活や生活リズムを整え、幸福度を上げる共食への理解を深める食育を推進

### (5) 持続可能な農林水産業・食品産業を支える食育の強化

農林水産業の生産現場や生産者、加工業者などに対する消費者の理解を深め、食への感謝と関心の向上や、価格への納得感の向上の観点に加え、農林水産業・食品産業を将来の仕事として選択してもらえらるる観点の内包した食育を推進

## 第4章 施策の展開

### 1 多様な主体による食育の推進

#### (1) 家庭における食育の推進

- ・望ましい食習慣を実践し、食に関する知識・感謝・文化が自然に受け継がれ、世代を超えて食の大切さをつなぐ取組を推進
- ・京都府産農林水産物や郷土料理などを買う、食べることで食への関心と理解を促進

#### (2) 学校、保育所、幼稚園等における食育の推進

- ・食育人材の育成、研修や地域・学校での体験学習など、生産者、学校関係者、保護者が連携して成長・発達段階に応じた食育を推進
- ・「食材の理解」「食文化の体験」「命への感謝」「栄養バランスの学習」などを学ぶことができる給食を通じた食育を推進

#### (3) 生活自立期を中心とした大人の食育の強化

- ・「きょうと食育ネットワーク」に新たに大学や企業に参画いただき、情報交換や協力の仕組みを拡充するとともに、「きょうと食の安心・安全ヤングサポーター」を更に養成するなど、若い世代への食育を進める体制を強化
- ・大学や企業と連携し、食堂で朝食摂取やバランスの良い食生活の重要性を科学的根拠に基づいた情報として伝えるなど、食生活改善の実践に導く取組を推進

#### (4) 地域における食育の推進

- ・地域の伝統的な料理、季節の行事などを活用し、地元で親しめる食育活動を推進
- ・食育ボランティアが保育所、幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校、地域の多様な主体において、関係者と連携し、各世代に応じた健全な食生活への理解や食への感謝の気持ちを深める体験型食育を強化
- ・健康づくりを応援する外食店舗や、調理困難者向け配食サービスなど、地域で暮らす方々が健康に暮らすための取組を推進

### 2 持続可能な農林水産業・食品産業を支える食育の強化

- ・農林水産業や食品産業の体験や事業者との交流を通じて、産業を支える人々の想いや魅力に触れ、生産現場と食卓のつながりを理解することで、農林水産業への理解醸成と、食への感謝や食生活を見つめ直す契機となる取組、将来の仕事として選択してもらえらるる取組を推進
- ・地域で受け継がれてきた食文化の継承や食品ロスの削減などを通じて、食と農を大切にする心を育み、持続可能な食の実践を促進する取組を推進
- ・SNSやYouTubeチャンネルなどのICTを活用し、食に関する正しい知識や魅力を広く伝える情報発信を強化

## 第5章 計画の目標

### 1 目標一覧

施策体系		項目 (新：新規、継：継続、拡：拡充)		基準年	目標値	担当課
				R6年度	R12年度	
多様な主体による食育の推進	家庭における食育の推進	1 (継)	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べる府民の割合(%)	56.4	70	農林水産部 農政課
		2 (継)	朝食を毎日食べる府内小学生の割合(6年生)(%)	83.3	95	教育庁 学校教育課
			朝食を毎日食べる府内中学生の割合(3年生)(%)	78.1	90	
	学校等における食育の推進	3 (拡)	きょうと食いく先生の授業数(授業/年)	580	650	農林水産部 農政課
		4 (継)	学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース、%)	17.4	30	教育庁 保健体育課
	大人の食育の強化 生活自立期を中心とした	5 (新)	社員、学生に対して食堂等を活用した食育活動を行う大学・企業数(団体)	0	25	農林水産部 農政課
		6 (新)	学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成*(延べ登録者数(人))	206*	311	農林水産部 農政課
	地域における食育の推進	7 (継)	食育推進計画を作成・実施している市町村の割合(%)	80.8	100	農林水産部 農政課
		8 (拡)	きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店数(店舗)	808	1,000	健康福祉部 健康対策課
	持続可能な農林水産業・食品産業を支える食育の強化	9 (新)	農林漁業体験者数(延べ体験者数/年)	2,675	3,200	農林水産部 関係課
		10 (新)	京都の食に対する理解促進に向けた講演会等の参加者数(人/年)	628	1,200	農林水産部 関係課
11 (拡)		食に関する正しい知識や食の魅力をICTを活用して発信する回数(回/年)	335	500	農林水産部 関係課	

## 第6章 ライフステージに応じた施策の考え方

食育の推進にあたっては、ライフコースアプローチ(胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉える)の考え方を導入

## 京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画の改定について（最終案）

令和 8 年 3 月  
農 林 水 産 部

「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「ため池特措法」）（令和 12 年度までの時限立法）に基づく「京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」（以下「推進計画」）の改定について、下記のとおり最終案を取りまとめましたので御報告します。

## 記

## 1 改定の理由

推進計画は、ため池特措法に基づき「防災重点農業用ため池(※)」に係る防災工事等の実施に関する事項を定めており、ため池特措法の施行後 5 年を目途に再検討を行うこととなっているため、前期（令和 3～7 年度）の実施状況等を踏まえて改定するもの

(※) 堤体の健全度合に関わらず決壊した場合、人的被害が想定される農業用ため池

## 2 前期計画の取組実績・課題等

## (1) 実 績（令和 7 年度実施見込み含む）

- 農業用ため池 1,507 箇所のうち、防災重点農業用ため池 614 箇所の評価を実施
  - ・劣化状況評価（市町村実施）：578/582 箇所（99.3%）<廃池除く>
  - ・地震・豪雨耐性評価（京都府実施）：107/140 箇所（76.4%）
- 評価結果に基づき、強化・改修が必要な箇所の防災工事（廃池工事含む）を実施
  - ・防災工事（京都府又は市町村実施）：19/25 箇所（76.0%）

## (2) 課題等

- 前期計画における未実施分に加え、後期計画分への対応が必要
  - ・劣化状況評価（市町村実施）：4 箇所（前期未実施の 4 箇所）
  - ・地震・豪雨耐性評価（京都府実施）：173 箇所（前期未実施 33 箇所含む）
  - ・防災工事（京都府又は市町村実施）：41 箇所（前期未実施 6 箇所含む）
- 以下の点を考慮し、より優先度の高い箇所から事業化を図ることが必要
  - ・防災工事に係る工事費の高騰に伴い、防災工事における予算規模の考慮が必要
  - ・事業化に向けた地元調整に要する期間の考慮が必要

## 3 改定の視点

前期で実施した各種の評価結果に加え、地元や市町村の意見を踏まえ、4 に示す考え方にに基づき、優先度の高い箇所から後期（令和 8～12 年度）の防災工事等を実施する方向で、実施予定箇所等を見直す。

## 4 主な改定の概要

## (1) 劣化状況評価の実施に関する事項

- ・ 廃池予定を除く全ての防災重点農業用ため池で実施する必要があるため、前期未実施分を、後期に速やかに実施  
⇒ 4 箇所

(2) 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

- ・ ため池の下流に避難所等の防災拠点や緊急輸送路等が存在し、被害の影響が大きいため池について、前期末実施分も含めて実施
- ・ 全国の過去の決壊事例により、地震に比べて豪雨による決壊リスクの方が高いことを踏まえ、豪雨耐性評価を先行して実施  
⇒173箇所（豪雨耐性評価を先行）（現後期計画：140箇所程度）

(3) 防災工事（廃止工事を含む）の実施に関する事項

- ・ 上記評価の結果、ため池堤体の劣化が著しく決壊の危険性が高いため池や豪雨に対する耐性が特に脆弱なため池、または現に取水等に影響のあるため池を優先的に実施することとし、予算規模や事業化までの期間を考慮し、地元調整が完了する見込みのある 19箇所 について実施
- ・ 廃止工事は、利用実態がなくなった 16箇所 について、速やかに実施  
⇒35箇所（現後期計画：35箇所程度（防災工事 25箇所程度 廃止 10箇所程度））

5 今後の予定

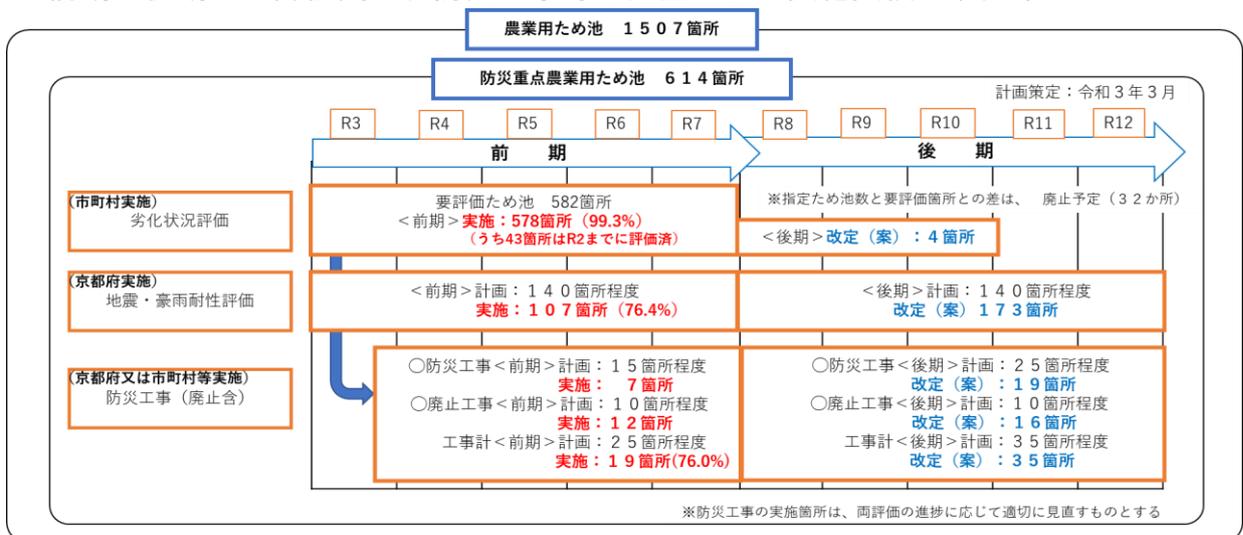
令和8年3月 推進計画の改定・公表

【参 考】

■ 推進計画の記載事項

- ① 防災工事等の推進に関する基本的な方針
- ② 劣化状況評価の実施に関する事項
- ③ 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項
- ④ 防災工事（廃止工事を含む）の実施に関する事項
- ⑤ 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項
- ⑥ その他防災工事等の推進に関し必要な事項

■ 前期・後期別の評価調査、防災工事等の計画および実施実績・改訂案



※ 継続して防災工事等を進めるため、ため池特措法の期間延長及び必要な予算の確保を国へ要望

## 持続可能な京都の海の活用に関するプランの策定について（最終案）

令和 8 年 3 月  
農 林 水 産 部

令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間に計画期間とする「持続可能な京都の海の活用に関するプラン」の策定に向けて、中間案に係るパブリックコメント及び検討会議の御意見を踏まえて最終案を作成しましたので御報告します。

## 記

## 1 意見聴取の状況

所属等	パブリックコメント	検討会議	その他関係団体等	合 計
意見の数	27	15	-	42

## 2 中間案からの主な変更点

意見の要旨	対応（変更点）	
日本又は世界のロールモデルのような視点をもっといれてはどうか	第Ⅳ章 1 (p 6)	府北部地域が、国内外における水産分野を中心とした先進的なロールモデルとして、技術革新と産業創造を牽引する拠点となる旨、追記
プランとしての達成状況を実感できる具体的な目標設定を望む	第Ⅳ章 2 (p 7)	目指す姿の数値目標を精査するとともに、各数値の根拠を明記
水産業・海業人材の育成のため、海洋高校で基礎力を、海の民学舎で経営力を身につける二段階の育成を望む	第Ⅴ章 2③ (p16)	府立海洋高校と海の民学舎の合同実習・講義の拡充や生徒と学舎生との交流など、海の民学舎の施策に反映
漁港を交流の場へと導くことは有効な手段と考えるが、そのためには、漁業者・漁村住民の意識改革と漁港の役割の再認識が必要	第Ⅴ章 3① (p17)	漁港利用に関する漁業従事者の意識・認識の転換が必要との認識に立った取組を推進
副業や女性の活躍を可能にする柔軟な仕組みを整え、従来の枠にとらわれない“稼げる漁村モデル”の提示を期待	第Ⅴ章 3② (p18)	目指すべき優良事例を提示
地域の伝統的な食文化を「健康長寿」の切り口で発信し、魚食普及や高付加価値化、観光誘客につなげて欲しい	第Ⅴ章 3② (p18)	健康長寿のまちとして知られる府北部地域ならではの魚食文化を後世に伝える旨、追記
水産・海域データだけではなく、他の複数データと融合した高付加価値データ創出を検討すべき	第Ⅴ章 3② (p19)	海洋データを主体に、観光や文化、陸域環境データ等を融合した付加価値の高いビッグデータやデジタル技術を活用する旨、追記
京都府の各産業リーディングゾーンとの有機的連携もできるだけ多く検討し、府施策全体としての相乗効果を高めるべき	第Ⅴ章 3③ (p19)	サステナブル産業創出研究会とも連携し、サステナブルパークへの企業誘致につなげるとともに、各地の産業創造リーディングゾーン入居企業との有機的な協力体制を構築する旨、追記

### 3 最終案の概要

- I 計画策定の目的・趣旨(本文 p 1)
  - II 京都府水産業を取り巻く状況(p 2)
  - III 京都府における水産業の取組 (p3~p5)
  - IV 京都府水産業が目指す姿 (本文 p6-7)
- } 省略

- ・ 京都府沿岸の豊かな水産資源を持続的に利用し、京都の持つ歴史的な先進性や文化力・ブランド力などの強みを活かした水産業の成長産業化と漁村・漁港の魅力向上、活性化を図るとともに、海洋資源を活用した産学公民連携によるオープンイノベーションにより、産業、環境、観光、教育などの多様な分野で、府北部地域が海を活用した技術革新と産業創造で国内外を牽引するロールモデルの拠点となる

#### V 解決すべき課題と施策の展開方向(本文 p8-21)

##### 1 海洋環境の変化に対応した資源保護と海洋環境保全

###### ① 近年の高水温による影響を踏まえた漁船漁業の資源管理、養殖業の生産安定

- ・ AI、ICT 技術を活用して、潮の流れや水温、魚の群れなどのリアルタイム観測や、定置網に入る魚種を陸上で把握し、出漁の判断や混獲の回避につなげる効率的な漁業を推進
- ・ トリガイの養殖環境の自動制御システムの構築や、特定の貝種に依存しない高温に強い養殖種の導入実証、さらには環境制御が可能な陸上養殖を推進

###### ② TAC(漁獲可能量)魚種の拡大への対応

- ・ クロマグロやサワラ、ブリなど商品価値の高い成魚を旬の時期に効率的に漁獲し、収益の最大化を図る漁場予測技術を開発するとともに、付加価値を高めるためのブランド化を推進

###### ③ 藻場造成等によるブルーカーボン、ブルーシーフードの取組強化による海洋環境保全

- ・ 漁業関係者が主体的に取り組む藻場保全活動や、漁港・岸壁施設の整備との一体的な藻場造成を推進するとともに、ブルーカーボンを活用した漁業、観光、教育等への波及効果を創出
- ・ セイラーズフォーザシー日本支局と協働して、観光や食文化などの幅広い分野でブルーシーフードの情報発信による府内水産物の持続的利用と海洋環境の保全を推進

##### 2 生産性向上・高付加価値化による水産業の成長産業化

###### ① 海洋データ・スマート技術活用研究のための海洋センターの機能強化

- ・ 最先端技術を水産業に活用するため、産学公民の共同研究を推進する「京都フードテック研究連絡会議」により企業・大学の研究シーズと生産現場のニーズのマッチングを支援
- ・ 海洋データを主体に観光や文化、陸域環境データ等を融合した付加価値の高いビッグデータやスマート技術を活用した革新的技術の開発、社会実装のためのプロジェクト研究の推進に必要な人材育成と研究基盤の整備を推進

## ② 舞鶴漁港の機能強化による流通体制の整備、水産物のブランド化による付加価値向上

- ・ 府内水産物の約8割を取り扱う舞鶴漁港の防災・減災機能の強化に加え、高度な衛生管理や鮮度保持体制の強化に向けた早期の施設改修を実施
- ・ 「京都食ビジネスプラットフォーム」による異業種連携により、加工品開発やECサイト販売による国内外の需要拡大と、近畿屈指の水揚げを誇る天然クロマグロ等のブランド化を推進

## ③ 経営力・技術力を備えた専門性の高い水産業人材の確保・育成

- ・ 「海の民学舎」の卒舎生が、次世代から憧れを抱く魅力ある経営を実践するロールモデルとなるよう、「京都府農林水産業人材確保・育成ネットワーク」に参画する多様な主体と連携し、人材の確保・育成から経営の発展段階まで一貫した支援を実施
- ・ 府内水産物のさらなるブランド化を推進するため、マーケティングや流通のプロモーションを得意とする企業など業種や性別を問わない多様な人材を確保

## 3 地域資源を活用した産業の創出による漁村の活性化

### ① 水産資源と漁村、漁港を最大限に活用した海業の取組推進

- ・ 「京都府海業推進協議会」による地域資源の価値や魅力の創出により、府沿岸地域を漁業の場から交流の場に転換し、府北部地域への誘客を促進
- ・ 漁村の自然や食をテーマに長期滞在するグリーンツーリズムや、環境保全活動をテーマとするエコツーリズムなど、漁村資源を活用した観光の提供により府北部地域の関係人口を増加

### ② 漁村コミュニティを支える多様な人材の確保と漁村文化の継承

- ・ 半漁半Xや定年漁師など幅広い年齢層に対する定住を促進するとともに、子どもたちや親への漁業体験や魚食など健康長寿のまちとして知られる府北部地域の漁村文化、歴史の発信などを通して、漁村コミュニティを活性化

### ③ 海洋データの活用による新たな関連産業の創出

- ・ 海洋センターを核として海洋資源を活用した産学公民の共同研究を推進する「海洋データプラットフォーム（仮称）」を設置し、海洋データ等を活用した共同研究を実施するとともに、収集したデータを産業振興や環境保全に寄与するオープンデータとして活用
- ・ 「サステナブルパーク」や府内の「産業創造リーディングゾーン」に入居する企業と連携し、海洋データ等の活用を軸にオープンイノベーションを進め、海洋をテーマに技術革新と新産業の創出を目指し、産業拠点の形成を推進

## 京都府内水面漁業振興計画の改定について（最終案）

令和 8 年 3 月  
農 林 水 産 部

「内水面漁業の振興に関する法律」に基づき、令和 3 年 3 月に策定した「京都府内水面漁業振興計画」については、令和 7 年度末をもって計画期間が満了することから、改定することとしております。

今回、中間案に係る漁業者、遊漁者の専門家や学識経験者で構成する「京都府内水面漁場管理委員会」や、河川管理者等の関係者からの御意見を踏まえて、最終案を策定しましたので、御報告します。

### 記

#### 1 意見徴取の状況

所属等	パブリックコメント	検討委員会	その他関係団体等	合 計
意見の数	-	3	12	15

#### 2 中間案からの主な変更点

中間案に対する主な意見		対応(変更点)	
1	カワウ対策の一例として、ドローンを活用した巣へのドライアイスの投入による繁殖抑制の推進等も記載すべき	第2章1現状と課題(P6)	カワウや外来魚の影響の項目に、ドローンを活用した巣へのドライアイスの投入による繁殖抑制の推進等を検討する旨、追記
2	鮎の付加価値の向上の取組について、京都ならではの点をもう少し強調すべき。また、インバウンドについても触れるべき	第3章2推進施策(P11, 12)	付加価値の向上の項目に、漁業体験と食体験の共演等の京都ならではの特性を生かした取組により、日本人のみならずインバウンドを通じた外国人に対しても川の恵みに関する新たな価値の創出を促進する旨、追記
3	家庭料理としての川魚の消費や販売について、まず実態調査をすべきであり、計画に記載すべき	第3章2推進施策(P12)	実態把握と消費拡大の項目に、家庭料理としての川魚の消費や販売について実態調査を行い、今後の施策を検討する旨、追記

#### 3 最終案の概要

##### 第 1 章 はじめに（省略）

##### 第 2 章 京都府の内水面漁業の現状・課題

###### 1 京都府の内水面漁業の現状と課題

- ・カワウ・特定外来生物等の食害や魚病による内水面水産資源の減少
- ・気候変動により激甚頻発化する災害や生態系に配慮のない河川整備等による漁場環境の変化に伴う魚の生息環境の悪化
- ・遊漁収入の減少や物価高騰等による内水面漁協の経営悪化及び高齢化等による組合員や担い手の不足

### 第3章 基本的方向と推進施策

#### 1 基本的方向

#### 2 推進施策

##### (1) 内水面水産資源の回復

###### ① 内水面水産資源の増殖及び養殖に関する取組

- ・河川種苗放流とともに、魚種によって次の天然資源の増殖に資する取組を実施

【鮎】・・・魚道設置、くみ上げ放流、漁期後の時期に行う産卵前の親放流

【テナガエビ】・・・保護礁の設置

【はえ、ごり等】・・・産卵床造成、石倉の設置、発眼卵放流

###### ② カワウ・外来魚等による被害の防止

- ・他府県や関西広域連合などとの連携を強化した、ドローンを活用した巣へのドライアイスの投入による繁殖抑制の推進等の広域的なカワウ対策及び外来魚の駆除

###### ③ 魚病のまん延防止対策

- ・放流種苗の保菌検査、コイの移植の制限及び養殖業における魚病対策等についての助言・指導等を通じた魚病まん延防止対策

##### (2) 内水面における漁場環境の再生

###### ① 良好な水質及び安定した水量の確保

- ・生活排水や工場排水を起因とする水質汚濁を防止し、魚が棲みやすい漁場を構築する良質な水質の確保

###### ② 森林の整備と保全

- ・適切な森林の保育や間伐、治山施設の整備や保安林管理を行い、土砂災害等の発生から魚を守る森林の整備と保全

###### ③ 内水面水産資源を増やす施設の整備

- ・施設管理者等と連携し、堰等の河川横断施設による魚類の移動の制限を少なくする内水面水産資源を増やす施設の整備

###### ④ 生態系に配慮した河川整備

- ・河川工事の関係者と連携し、魚類の生息に適した施設が整備された魚の住処が守られる生態系に配慮した河川整備の推進

##### (3) 内水面漁業協同組合の持続的活動と内水面漁業及び養殖業の健全な発展

###### ① 健全な内水面漁業協同組合経営

- ・手軽にどこでも購入できる電子遊漁券や初心者でも気軽に行える鮎ルアーの体験型イベントの開催等により新たな遊漁者を確保
- ・漁協だけに留まらない飲食業・観光業等との連携による誘客等の京都ならではの取組によるインバウンドにも訴求できるような遊漁振興に関する新たな取組を支援
- ・養殖業者（陸上養殖含む）に対して技術的な助言・指導を行い、安全安心な養殖魚の生産、安定的な養殖生産の推進

###### ② 人材育成と担い手確保

- ・漁協職員のスキルアップ、高校や大学との連携を更に強化し、地域リーダーや次世代の担い手育成を推進
- ・移住者や多様な地域人材と連携し、地域資源を活用した魅力ある内水面漁業の振興を通じて組合員の確保を図り、内水面漁協の経営を改善

###### ③ ブランド化と消費拡大

- ・内水面水産物の高付加価値化や京都鮎などのブランド化を促進するため、加工業や観光業、料亭、ホテルなどの流通ルートの開拓や販売活動を支援するとともに、川魚の

販売・消費の実態を踏まえた食文化の発信及び消費拡大を推進

④ 多面的機能の発揮に資する取組の支援

- ・河川が持つ多面的機能を強化させ、河川の恵みを永続的に享受するために、活動組織や市町村と協力し、河川の清掃活動等生態系の維持・保全活動、教育と啓発の場の提供及び食文化・伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援

⑤ 府民の理解と関心の増進

- ・活動組織や市町村と協力し、河川の清掃活動等生態系の維持・保全活動、教育と啓発の場の提供及び食文化・伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援
- ・川に親しむ機会づくりとなる情報をホームページ、SNS を活用して発信し、「川の京都」への府民の理解と関心の増進を通じた川の文化の継承

#### 第4章 その他（省略）

## 丹後沿岸海岸保全基本計画の変更について（中間案）

令和 8 年 3 月  
農 林 水 産 部  
建 設 交 通 部

### 1 趣旨

「丹後沿岸海岸保全基本計画(平成17年9月策定、平成30年7月変更)」については、近年の気候変動による海面上昇などの影響を踏まえ、国が定めた「海岸保全基本方針(平成12年5月策定、令和2年11月変更)」に基づき、計画変更の手続きを進めてきたところです。

この度、学識経験者等で構成する丹後沿岸海岸保全基本計画検討委員会の御意見をいただき、基本計画の中間案をとりまとめ、パブリックコメント等を予定しているため、御報告いたします。

### 2 基本計画の変更の概要

#### (1) 主な対象区域

福井県境(高浜町)から兵庫県境(豊岡市)に到る海岸線約 317kmのうち、69区域・総延長約 109kmの海岸保全区域\*

関係市町：舞鶴市、宮津市、京丹後市  
伊根町、与謝野町



※ 海岸保全区域…国土を津波、高潮、波浪等の被害から防護するために、海岸法に基づき、海岸管理者(知事)が指定した区域(次頁参照)

#### (2) 主な変更内容

○気候変動による影響を踏まえ、2100年時点を想定した海面水位の上昇および台風の強大化を考慮し、津波・高潮に対する防護水準を設定。

《代表例》

- ・神崎海岸(舞鶴市)で必要護岸高さが約 20cm 増加
- ・浅茂川海岸(京丹後市)で必要護岸高さが約 60cm 増加

#### (3) 今後のスケジュール(予定)

令和7年度	2月定例会	中間案報告
		パブリックコメント実施
令和8年度	6月定例会	最終案報告
	7月	主務大臣へ提出

### 3 丹後沿岸の概要



凡例	分類	海岸保全区域	
		延長(m)	指定海岸数
	農地海岸(農村振興局)	1,274	7
	漁港海岸(水産庁)	22,033	18
	建設海岸(水管理 国土保全局)	16,416	11
	港湾海岸(港湾局)	69,231	33
合計		108,954	69

# 「第 5 次京都府食育推進計画」 最終案

令和 8 年 3 月

京 都 府

## はじめに

食は、私たちが生命を維持し、健康で豊かな生活を送るために欠かすことのできない、人として最も重要な営みのひとつです。

自然の恵みに支えられ、動植物の命をいただく「食」は、単なる栄養補給にとどまるものではありません。

食材をはじめ、生産や食品加工に携わる方々等への感謝の念を持つことは、人と物、そして自分を大切にすることを育みます。

また、家庭・学校・職場・地域での食を通じた交流は、社会性や豊かな人間性を育むなど、多様で重要な役割を担っています。

京都には、長い歴史と四季折々の自然に育まれた京野菜や宇治茶などの食材、そして京料理やおばんざいをはじめとした様々な食文化があります。

これらは京都の誇りであり、次世代に継承すべき大切な財産です。

しかし近年、少子高齢化や核家族化、単独世帯の増加、働き方の多様化などにより、便利さを重視した食事の増加や地域のつながりの減少により、昔ながらの食文化が失われつつあります。

特に、生活の自立が始まる若い世代は、食への関心が薄れやすい傾向があります。

その結果、朝食欠食や栄養バランスの乱れが課題となり、加えて、農林水産業など生産現場への理解や関心の低下が進むことにより、生産者不足や合理的な価格形成への影響も懸念されています。

京都府では食育基本法に基づき、平成19年度から食育推進計画を策定し、食を通じた健全な心身の育成に取り組んできました。

「第5次京都府食育推進計画」では、ライフステージに応じた食育を進め、あわせて、持続可能な農林水産業・食品産業を支える取組を柱とし、様々な課題に対応するため、食育に関連する様々な団体で結成した「きょうと食育ネットワーク」を中心に家庭・学校・職場・地域が連携し、実践的な食育を推進します。

持続的な食の価値形成を進め、健康・文化・生産を守る取組を全力で進めてまいりますので、皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

京都府知事 西脇 隆俊

## 目 次

第1章 第5次京都府食育推進計画の基本的な考え方	1
第2章 食をめぐる現状及び課題	2
1 食を取り巻く情勢・動向	
2 第4次京都府食育推進計画の総括	
3 今後の展開に向けた課題	
第3章 第5次京都府食育推進計画の基本方針と施策体系	10
1 基本方針	
2 施策体系	
第4章 施策の展開	12
1 多様な主体による食育の推進	12
(1) 家庭における食育の推進	
(2) 学校、保育所、幼稚園等における食育の推進	
(3) 生活自立期を中心とした大人の食育の強化	
(4) 地域における食育の推進	
2 持続可能な農林水産業・食品産業を支える食育の強化	20
第5章 計画の目標	22
1 目標一覧	22
2 目標の考え方	23
第6章 ライフステージに応じた施策の考え方	24
参考資料	25



## 第1章 第5次京都府食育推進計画の基本的な考え方

### 1 計画策定の趣旨

京都府では、食育基本法第17条の規定により、国が策定する食育推進基本計画を踏まえ、平成19年度から京都府食育推進計画を策定・公表しています。

令和7年度末に第4次京都府食育推進計画の計画期間が終了することから、取組の成果を評価し、残された課題や新たに浮かび上がった課題に対応するため、国の第5次食育推進基本計画の議論を踏まえ、京都府においても、教育・健康・生産等、各分野の専門家や学識経験者で構成する「京都府食育推進懇談会」での議論を経て、第5次京都府食育推進計画を策定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第17条第1項で規定する都道府県計画として策定するものです。

本計画の推進にあたっては、「京都府総合計画」や「京都府農林水産ビジョン」、「京都府農林水産業人材確保育成戦略」、「第7次京都府食の安心・安全行動計画」、「きょうと健やか21（第4次）（京都府保健医療計画）」、「第2期京都府教育振興プラン」、「京都府食品ロス削減推進計画」等の関連する計画と整合性を図り、庁内関係部局と連携し、総合的かつ計画的に食育を推進します。

### 3 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化等により見直しが必要となった場合は、計画期間内であっても必要な見直しを行います。

### 4 計画の推進体制

#### (1) 府民運動として推進

- ・食育に関連する様々な団体で結成した「きょうと食育ネットワーク」を中心に、「きょうとの食育」サポート企業をはじめとした食育に関わる様々な団体と連携して、府民運動として推進します。
- ・住民により近い市町村と連携し、この計画に基づく市町村食育推進計画の作成を進めるとともに、それぞれの役割に基づき、取組を推進します。

#### (2) 庁内における推進体制

- ・京都府の消費者行政の推進を図るための全庁的な組織である京都府くらしの安心・安全推進本部に置かれた食の安心・安全部会において、農林水産部に加え、総合政策環境部、文化生活部、健康福祉部、商工労働観光部、教育庁指導部など関係部局が連携し、総合的に食育を推進します。

### 5 計画の進行管理・公表

本計画に基づく取組の実施状況については、年度別の行動計画を策定し、PDCA（計画、実施、評価、見直し）の考え方に基づき、適切な点検と進行管理を行うとともに、毎年度、実施状況をとりまとめ、ホームページ等で公表します。

## 第2章 食をめぐる現状及び課題

### 1 食を取り巻く情勢・動向

#### (1) 社会情勢の変化

- ・世界情勢の不安定化などにより円安が進み、輸入原料や燃料費が高騰した結果、生産資材の価格高騰による農林水産物の価格高騰が起きているなかで、物流の輸送量不足による安定供給への懸念や農林水産物の供給不安など、我が国の食料をめぐる国内外の状況は刻々と変化しています。
- ・地球温暖化等の気候変動の進行により、農作物の高温障害や少雨による枯死など、食料供給に影響が生じており、中長期的に逼迫が懸念されています。

#### (2) 人口や世帯構成

- ・京都府の総人口は、平成16年(2004年)の264.8万人をピークに減少傾向にあり、令和6年(2024年)には252.1万人となっています(京都府推計人口：令和6年10月1日現在)。また、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年(2023年)に出した日本の地域別将来推計人口では京都府の人口は2050年には約207.6万人まで減少することが推計されています。(図1)
- ・一般世帯における家族類型別に世帯構成をみると、平成22年(2010年)の全世帯に対する核家族の割合は54%から令和2年(2020年)に51%と減少傾向にあるものの、依然として高い一方で、単独世帯数の割合は平成22年(2010年)の37%から令和2年(2020年)に43%となっており、単独化が進んでいます(図2)。
- ・そういったなか、食に関する志向は、経済性志向、簡便化志向ともに上昇傾向にあり、食生活の在り方は大きく変化しています。(消費者動向調査：令和7年1月)

図1 京都府の総人口推計と将来推計

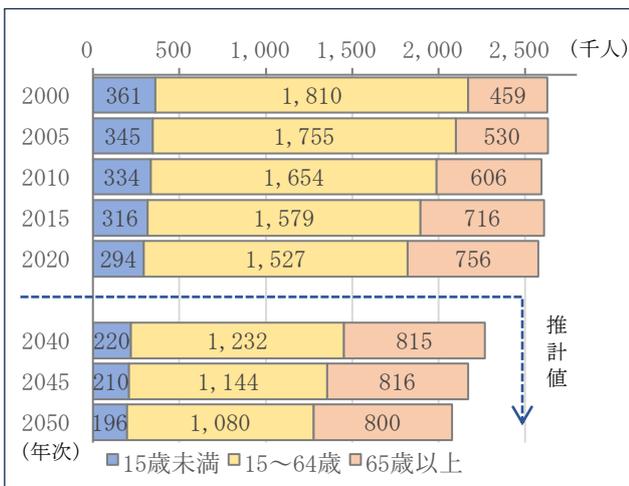
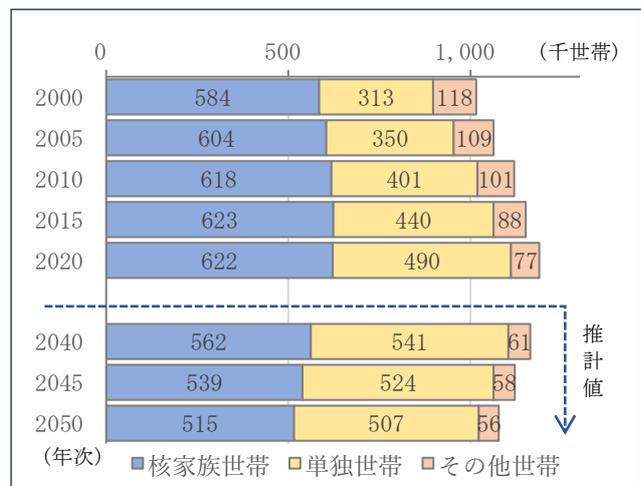


図2 京都府の家族類型別世帯数と将来推計

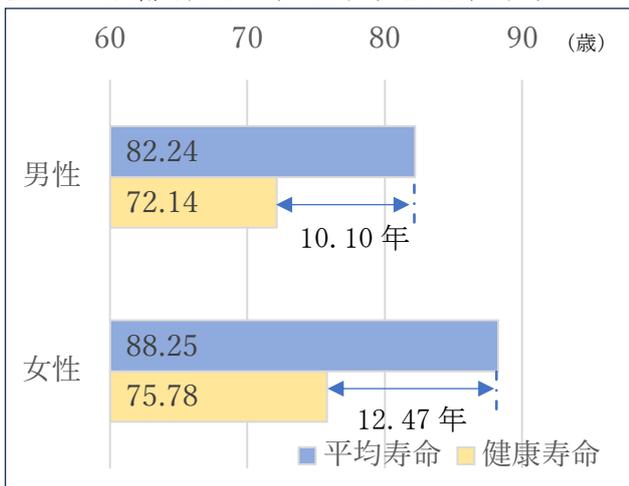


出典 2020年までの実績：総務省 国勢調査(令和2年)  
 2040年以降の推計値：国立社会保障・人口問題研究所  
 日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)  
 日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(令和6年推計)

(3) 健康、食生活

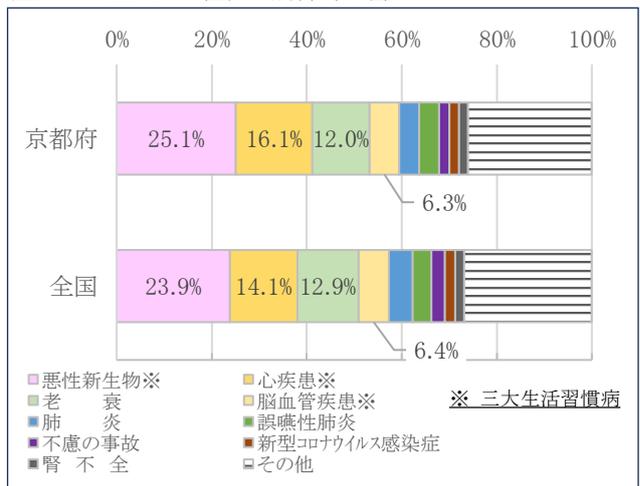
- ・京都府における令和2年(2020年)の平均寿命は、男性82.24歳(全国4位)、女性88.25歳(全国3位)と男女とも全国順位は上位に位置して年々伸びていますが、令和4年の健康寿命は、男性72.14歳(全国33位)、女性75.78歳(全国17位)となっています。また、平均寿命と健康寿命の間には、男性で約10年、女性で約12年の差があります。(図3 平均寿命：厚生労働省「令和2年都道府県別生命表」令和2年12月、健康寿命：「第4回健康日本21(第三次)推進専門委員会資料」令和6年12月)。
- ・また、京都府では、食生活に関わりの深い悪性新生物、心疾患、脳血管疾患は、約47.5%を占め、全国の44.4%をやや上回っています。(図4 厚生労働省「令和6年人口動態統計」)
- ・朝食を毎日食べる人の割合は全世代、若い世代(20・30代)ともに全国よりは高いものの、京都府においては若い世代の摂取率が令和3年(2021年)に79.2%(n=48)だったものが令和6年度は65.2%(n=69)へと減少しています。また、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べる人の割合も同様の傾向となっています。(図5、6)

図3 京都府民の平均寿命と健康寿命



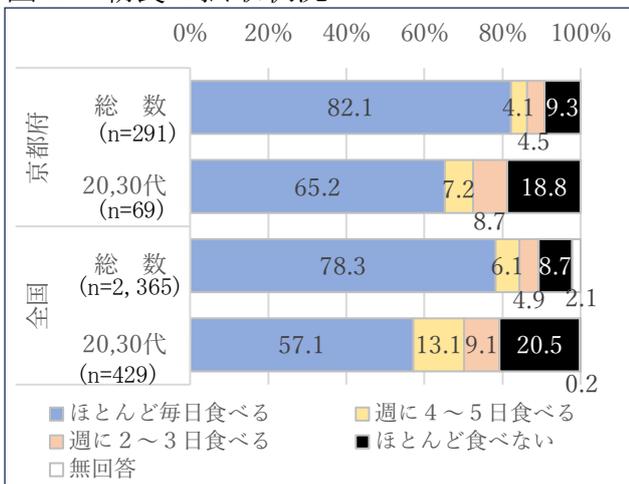
出典 厚生労働省「令和2年都道府県別生命表」令和2年12月、第4回健康日本21(第三次)推進専門委員会資料」令和6年12月

図4 主な死因の構成割合



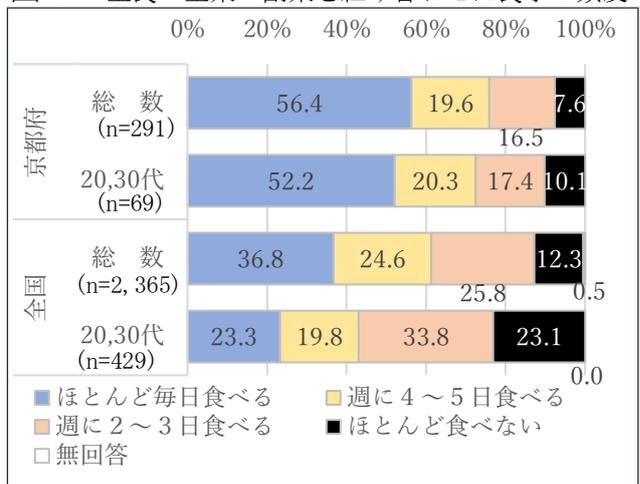
出典 厚生労働省「令和6年人口動態統計」

図5 朝食の摂取状況



出典 京都府 京都府食育・食生活にかかるアンケート(令和6年度) 全国 農林水産省 食育に関する意識調査(令和7年3月)

図6 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事の頻度



(4) 地域の食と食文化

- ・長い年月を経て形成されてきた豊かで多様な食文化は、世界に誇ることができるものであり、栄養バランスに優れ、日本人の長寿の支えにもなっています。
- ・京都には、長い歴史と豊かな自然の中で育まれた京野菜や宇治茶などの食材、和食・郷土料理などの食文化が根付いています。
- ・京都府における食育への関心は、20・30代を中心に全国と比較すると高い傾向にある一方で、地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し伝えている者の割合は、京都府では51.2%(令和6年度京都府調べ)と全国の64.7%(令和6年度食育に関する意識調査：農林水産省)と比較して低い傾向にあります。京都の食文化というと、格式の高い京料理や行事食もあることから、ハードルが高く感じられている可能性があります。(図7、8)

図7 食育に対する関心の有無の割合

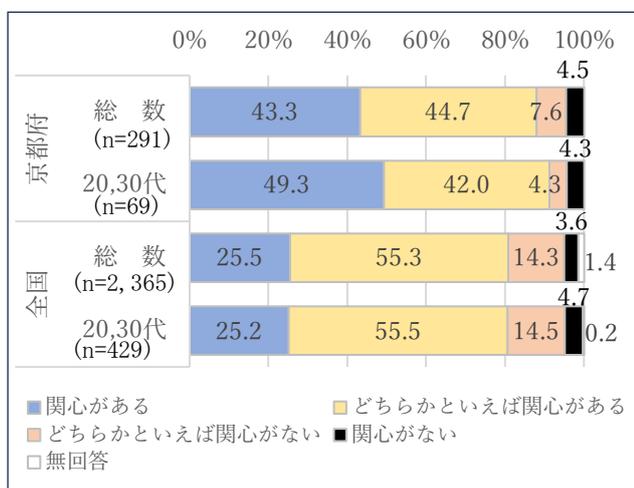


図8 地域や家庭で受け継がれてきた郷土料理・伝統料理や味・作法の継承

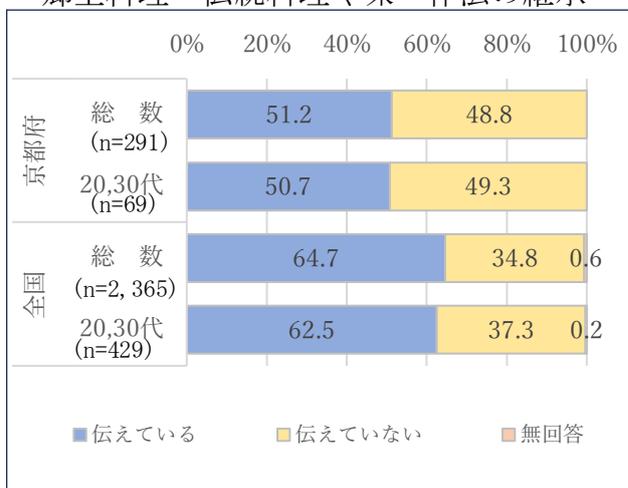


表1 京都府食に関するアンケート結果 (複数回答)

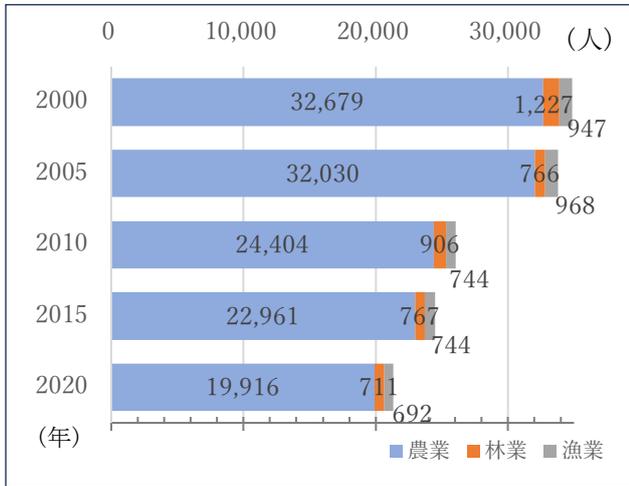
今後あなたが力を入れたいと思っている「食」に関する取組	総数	
	人	%
栄養バランスを考えて食事をします	198	68.0%
食べ物を無駄にしないよう心がけます	188	64.6%
健康に配慮した食事をします	146	50.2%
毎日しっかり朝ごはんを食べます	133	45.7%
地元産の食材を食べます	95	32.6%
家族や友人と一緒に食事をします	83	28.5%
料理する機会を増やします	68	23.4%
地域の食文化を守っていきます	48	16.5%
野菜の栽培に挑戦します	33	11.3%
その他	7	2.4%

出典 京都府 食育・食生活にかかるアンケート(令和6年度)  
 全国 農林水産省 食育に関する意識調査(令和7年3月)

(5) 食料の生産等

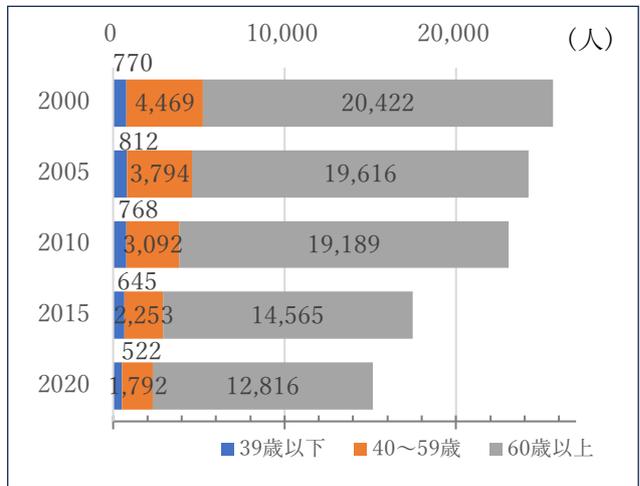
- ・京都府の農林水産業就業者数は、国勢調査によると過去20年間で34,853人から21,319人と36.9%減少しています。特に農業分野では、基幹的農業従事者数は、過去20年間で25,661人から15,130人と41.0%減少しており、60歳以上が占める割合は79.1%から84.7%と5.1ポイント増加し、高齢化が進行しているなど、食を支える生産現場での担い手不足が顕在化しています。(図9、10)
- ・原材料価格の高騰や急激な円安のなか、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、食料システムの関係者により合理的な費用が考慮されることが農業の再生産のために必要であるなど、食料の合理的な価格形成が議論されています。(図11、12)

図9 京都府の農林水産業就業者数の推移



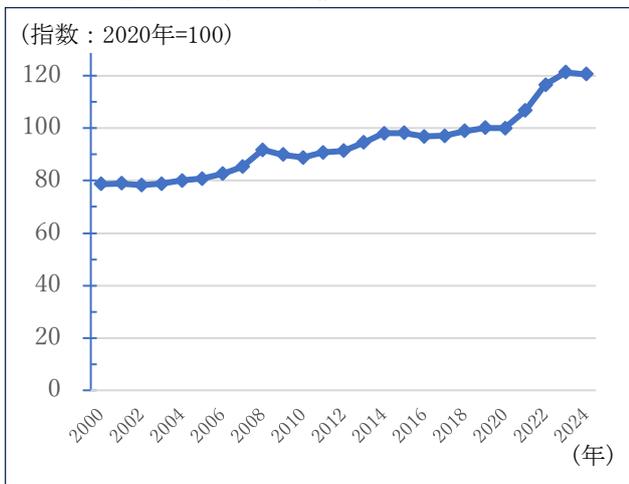
出典 総務省 国勢調査 産業分類別就業者数  
 ※職業を農業、林業、水産業と回答(主に仕事、家事のほか仕事、通学のかたわら仕事、休業者)した者の合計

図10 基幹的農業従事者数の推移



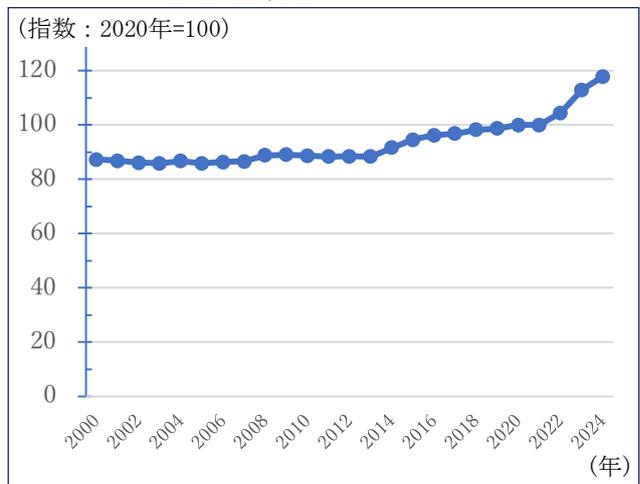
出典 農林水産省 農林業センサス  
 ※農業就業人口のうち、ふだん仕事として自営農業に従事した世帯員数

図11 2020年を基準とした農業生産資材価格指数の推移



出典 農林水産省 令和6年農業物価統計

図12 2020年を基準とした消費者物価指数の推移(食料)



出典 総務省 令和6年消費者物価指数

2 第4次京都府食育推進計画の総括

(1) 目標の達成状況

第4次京都府食育推進計画の10の目標のうち、計画策定時の値と直近(令和6年度)の値を比較したところ、6項目で目標を達成し1項目で改善がみられましたが、3項目については策定時の令和元年よりも悪化しました。

施策体系	項目	第4次計画策定時	現状値(年度)				目標値	データソース 担当課		
		R1年度	R3	R4	R5	R6	R7年度 ※			
多様な主体による食育の推進	家庭における食育の推進	1 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べる府民の割合(%)	69.1	65.7	53.1	59.6	56.4	80	▼	食育・食生活アンケート調査(農政課調べ) 農林水産部農政課
		2 朝食を毎日食べる府内小学生の割合(6年生)(%)	85.3	84.3	83.1	82.5	83.3	95	▼	全国学力・学習状況調査(文部科学省)
	2 朝食を毎日食べる府内中学生の割合(3年生)(%)	79.7	80.0	77.6	76.2	78.1	90	▼	教育庁学校教育課	
	学校等における食育の推進	3 きょうと食いく先生の授業数(授業/年)	373	216	429	579	580	554	◎	事業実績(農政課調べ) 農林水産部農政課
		4 学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース、%)	20.6	17.7	18.6	21.5	17.4	30	▼	学校給食における地場産物・国産食材の使用状況調査(文部科学省) 教育庁保健体育課
	地域における食育の推進	5 食育推進計画を作成・実施している市町村の割合(%)	68.0	65.4	73.1	76.9	80.8	100	△	食育推進計画等に関する調査(農林水産省) 農林水産部農政課
6 きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店数(店舗)		788	796	804	811	808	800	◎	事業実績(健康対策課調べ) 健康福祉部健康対策課	
食育の効果的な推進のための取組	食育への関心の向上	7 京の食文化の語り部のオンライン講座受講者数(人/年)	0	81	326	401	309	30	◎	事業実績(流通・ブランド戦略課調べ) 農林水産部流通・ブランド戦略課
		8 和食文化人材の育成人数(人/年)	36	102	135	134	135	120	◎	京都府立大学文学部和食文化科学科(現：農学食料科学部和食文化科学科)在籍者数(大学政策課調べ) 文化スポーツ部大学政策課
	新しい生活様式への対応	9 ICTを活用した情報発信数(回/年)	30	372	402	319	335	300	◎	情報発信回数実績(関係課調べ) 各関係課
		10 ICTを活用して食育宣言を行う府民の数(人)	0	2,147	5,216	8,795	12,980	10,000	◎	事業実績(農政課調べ) 農林水産部農政課

※目標達成状況 ◎ 目標達成  
△ 第4次推進計画策定時と現状値を比較して改善  
▼ 第4次推進計画策定時と現状値を比較して悪化

### (2) 目標未達成の状況

第4次京都府食育推進計画の目標のうち、未達成項目の課題は次のとおりです。

#### ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べる府民の割合（項目1）

- ・令和6年度は56.4%と目標の80%を大きく下回り、策定時（令和元年度）の69.1%を下回る結果となりました。
- ・府が令和6年度に実施した食育・食生活に係るアンケート調査で、食べる回数を増やすために必要なことを聞いたところ、食べる時間・手間・費用に余裕が必要との意見が多い状況です。
- ・栄養バランスのとれた食事は、心や体のパフォーマンスを高めることから、引き続き、家庭、学校及び地域と連携して、重要性について啓発することが必要です。

#### イ 朝食を毎日食べる府内小・中学生の割合（項目2）

- ・小学生、中学生ともに策定時と直近（令和6年度）値を比較しても大きな変化がない状況です。
- ・学校で栄養教諭が朝食の効果について講話を行った結果、児童生徒の意識は向上していると考えられますが、実際の朝食摂取の増加には至らず、家庭環境の影響も大きいと考えられます。
- ・児童生徒の意識向上だけでなく、子どもとその保護者が一緒になって生活習慣づくりの意識を高め、行動できることを目的とした取組が必要と考えられます。

#### ウ 学校給食における地場産物を使用する割合（金額ベース）（項目4）

- ・令和6年度は17.4%で目標の30%を大きく下回り、策定時（令和元年度）の20.6%を下回る結果となりました。
- ・コロナ禍の影響や物価高騰の影響で向上が難しい状況と考えられます。
- ・学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然、文化、産業等の理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の念を育む上で重要であると考えています。
- ・地場産物を学校給食に安定的に供給するためには、地域の生産状況にあわせることも必要であり、教育委員会と農林部局の連携など入手手段の検討などが必要と考えられます。

#### エ 食育推進計画を作成・実施している市町村の割合（項目5）

- ・京都府内の市町村の計画作成率は、策定時（令和元年度）68.0%に対して令和6年度は80.8%と目標の100%には届かないものの、増加している状況です。
- ・市町村食育推進計画は、作成や実施を通じて、地域全体が食育について考えることで、意識を高め、連携を強化し、効果的に食育活動を推進する重要なものと考えています。
- ・引き続き、全市町村による計画作成の達成に向けて、計画の必要性を伝えるとともに、府内の作成事例の紹介、検討会への参画などを通じて市町村の実情に応じた支援を行うことで全市町村が作成する必要があります。

### 3 今後の展開に向けた課題

第4次京都府食育推進計画の取組結果や食をめぐる現状を踏まえ、次の課題への対応が必要です。

#### (1) 多様な主体による食育の推進

- ・健康寿命の延伸、生活習慣病の予防や健康の増進に向けて、子どもや若い世代から望ましい食習慣を身につける必要があります。
- ・朝食を毎日食べる府内小・中学生の割合が低いことが問題であり、学校での取組は継続しつつ、家庭へのアプローチが必要です。核家族化が進むなか、保護者に対して栄養バランスの乱れ、朝食欠食の改善に向けた啓発が必要です。
- ・生活の自立が始まる20・30代の若い世代の栄養バランスの乱れ、朝食欠食が顕著なことから、若い世代を中心とした大人に対して、一日の多くを過ごす大学や職場において健全な食生活の定着のための取組が必要です。

#### (2) 持続可能な農林水産業・食品産業を支える食育の強化

- ・食に関する関心や理解を増進するためには、離れてしまった生産現場と食卓をつなぐことが必要であり、広く府民に対して、農林水産物の生産に関する体験の機会を提供するなど、農林水産業や食品産業についての意識や理解を深めてもらうことが重要です。
- ・農林水産業・食品産業の現場の取組を知ることで食を大切にすることを育むために、きょうと食いく先生の取組などを通じて理解醸成を図ってきた一方で、食料の生産・製造現場では担い手不足も顕在化しており、更には食品価格が上昇するなか、合理的な価格形成への取組も必要な状況です。
- ・近年の円安や燃料費・資材費の高騰により、生産費が上昇し、農林水産物や食品の価格が高騰する状況が続いている背景を踏まえ、価格形成の仕組みや生産現場の実態への理解を進め、食料の持続的な供給と生産者の努力に対する納得感を高めるなど、合理的な価格形成への理解促進や生産現場の魅力の発信を通じて、将来の農林水産業・食品産業の担い手確保を内包させた食育の取組を進めることも重要です。

## 第3章

### 第5次京都府食育推進計画の 基本方針と施策体系

## 第3章 第5次京都府食育推進計画の基本方針と施策体系

### 1 基本方針

#### 【つなごう 食のバトン 未来の京へ】

第5次京都府食育推進計画では、家庭・学校・地域・職場など、あらゆる場において、ライフステージに応じた食育を推進し、府民の皆さんが食を大切にする心を持ち、生涯にわたり健やかで豊かな食生活を、世代を超えて実践できることを目指します。

また、自らの体をつくるのは日々食べるものであり、地元の食材であることを意識し、地域の恵みを活かした食生活を通じて、健康と文化を守り、次世代へとつなげていく必要があります。

特に、生活の自立が始まる若い世代は食への関心が薄れやすく、将来の家庭形成や子育てを担う世代でもあるため、科学的根拠に基づく食生活の重要性を伝え、心身の健康を実感できる取組を進めます。

また、食への関心低下は農林水産業など生産現場への関心も薄れさせ、生産者不足や合理的な価格形成への影響も懸念されるため、広く府民に対して、農林水産業の体験や生産者との交流の機会を提供するなど、農林水産業の理解促進や次代を担う人材の確保につながる取組を進めます。

加えて、共働き世帯や単独世帯の増加、インターネットによる情報収集の一般化により、食においても「タイムパフォーマンス（時間対効果）」が求められることから、SNSや動画配信など、誰もがアクセスしやすい手段を活用した情報発信を行います。

### 2 施策体系

#### (1) 家庭における食育の推進

日常生活の基盤となる家庭は、基本的な生活習慣の確立への意識を高め、生涯にわたり、世代を超えて切れ間なく心身の健康増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことができる重要な場です。

また、食材や食文化の知識や感謝、望ましい食習慣を身につけ、生涯にわたって健全な食生活を実践していくためには、子どもの食生活の大部分を担っている家庭において、保護者が食育への理解を深め、実践していくことが重要です。

#### (2) 学校、保育所、幼稚園等における食育の推進

近年の家庭環境の変化に伴い、子ども達の食の乱れや健康への影響が見られることから、学校、保育所、幼稚園等における食育の推進が重要です。

また、児童生徒の心身の成長や健康の保持増進にとどまらず、食や農への興味や関心を高めるとともに、日常の食の大切さや食の時間を満喫することの意義を実感できるようにすることが重要です。

さらに、就学前の子どもが、望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、保育所等において、家庭や地域等と連携した食育のより一層の推進が必要です。

### (3) 生活自立期を中心とした大人の食育の強化

大学進学や就職による一人暮らしの開始など、生活の自立が始まる20・30代の若い世代において、朝食欠食や栄養バランスの乱れが顕著となっています。

食生活の改善は、長期的に見たときに健康の維持や生活の質の向上、さらには仕事や学業におけるパフォーマンスの向上にもつながる重要な要素です。そのため、若い世代に対しては、食生活の改善がもたらす効果について、科学的根拠に基づいた情報を分かりやすく伝え、実践につなげてもらうことが重要です。

さらに、これらの世代が将来的に家庭を築き、子育てを行うことを考えると、家庭内での食育の実践にもつながるような取組とすることが重要です。こうした背景を踏まえ、若い世代が日常の多くの時間を過ごす大学や職場と連携し、生活の場に即した形で食育を推進していくことが、より効果的な取組につなげるために重要です。

また、自らが食を選び始める世代であることから、食への理解向上を図るとともに、自ら同世代に伝えるような取組を進めることが重要です。

### (4) 地域における食育の推進

核家族化の進行や共働き世帯の増加、都市化による地域コミュニティの希薄化などにより、行事食や季節の料理の由来を知る機会が減り、文化的価値が薄れるとともに、家族との料理機会の減少により家庭や地域で育まれてきた行事食等を共有する機会が喪失していることから、地域においても「食の背景や意味」を理解する機会の創出が重要です。

また、規則正しい食生活や生活リズムを整え、幸福度を上げる共食への理解を深めることや、災害時の食環境への対応も重要です。

さらに、健康寿命を延伸するためには、家庭、学校、保育所、生産者、企業等と連携・協働しつつ、地域における食生活の改善が図られることが必要です。

### (5) 持続可能な農林水産業・食品産業を支える食育の強化

食料の価格高騰などにおいて、報道では「農林水産物の価格が高い・安い」といった表面的な情報に偏りがちなことから、農林水産物が「単なる商品」とならないよう、農林水産業の生産現場や生産者、加工業者などに対する消費者の理解を深め、食への感謝と関心の向上や、価格への納得感の向上の観点から食育を推進することが必要です。

農林水産業・食品産業を支える現場の理解増進にあたっては、生産現場の実態を理解するだけでなく、魅力や価値を実感できるような観点を取り入れ、農林水産業・食品産業を将来の仕事として選択してもらえる取組とすることが重要です。

また、地域の食文化の継承や食品ロスの削減は、限りある食資源を守り、環境や社会の持続可能性を高めることから、食育と一体的に取り組むことで、知識・意識・行動が連動し、より効果的かつ持続的な食の価値形成を行うことが重要です。

## 第4章 施策の展開

### 1 多様な主体による食育の推進

#### (1) 家庭における食育の推進

##### ○ 世代を超えて継承される食育の推進

望ましい食習慣を実践し、食に関する知識・感謝・文化が自然に受け継がれ、世代を超えて食の大切さをつなぐ取組を進めます。

- ・食育や健康づくりに取り組む様々な関係団体が集う「きょうと食育ネットワーク」の連携により、子どもやその保護者、若い世代を対象とした朝食摂取と主食・主菜・副菜がそろった食事の啓発媒体の作成や様々な機会での継続的活用、イベント等における啓発、食育事例集の作成と情報発信、食育宣言を実施し、食育を府民運動とする取組を進めます。
- ・小児期では、市町村での妊娠期教室、乳幼児健診等を通じた子どもへの食べる意欲や楽しさを高める取組を実施します。
- ・保育所や幼稚園、学校等での生活や授業等を通して、朝食摂取や食事の組み合わせなど望ましい食習慣や自己管理能力を身につける取組を行い、子どもへの啓発とともに、保護者の新たな気づきに繋がるよう、生活環境に応じた継続的な情報提供を通じて家庭と連携した取組を進めます。
- ・高齢期では、市町村や地域等と連携し、生活の質の向上につながるフレイル・低栄養予防に向けた正しい食の知識を周知するとともに、健康的な食事が入手しやすいよう高齢者等向けの配食に関する情報提供を行う取組等を実施します。

##### ○ 京都の食を身近に感じる食育の推進

京都府産農林水産物や郷土料理などを買う、食べることで、食への関心と理解を深めます。

- ・京都府産農林水産物や郷土料理などに関する学習・実践・啓発の機会を通じて、生産から食卓までの食物の循環を知り、食への感謝の気持ちを育み、食を生み出す場としての農林水産業への理解を深めるなど持続可能な食事・食生活への意識を向上させる取組を進めます。
- ・「cookpad京都府公式キッチン」等において、旬の京都府産農林水産物の情報発信や、レシピの紹介など魅力を発信します。
- ・「京のブランド産品」等、京都府産農林水産物を周知・普及します。
- ・京都府産農林水産物を買ったり食べたりできるお店の認定や支援、府民への周知を行います。

取組事例

○ 世代を超えて継承される食育の推進

■身近で楽しい食育の発信



レシピ動画 コンクール受賞作品

きょうと食育ネットワークでは、「きょうとの食育サポート企業」の協力のもと、家庭で楽しく食育に取り組むキッカケとするため、レシピ動画の制作や、多彩な食のプロによるトークショーを開催しています。また、府民の食育の実践の様子を募集するコンクールを連動して行うなど、食育の輪が広がる取組を実施しています。

■保育園で提供している給食・おやつレシピの掲示



給食レシピの掲示・配布

家庭でも実践しやすく、子どもたちから人気のあったメニューや季節の食材を使用したメニュー、子どもたちが調理に携わりやすそうなメニュー等を考慮し、毎月給食室前にレシピを掲示して、家庭に持ち帰ることができるようにしています。

○ 京都の食を身近に感じる食育の推進

■地域の特産物を使った加工品や料理が味わえる「食の京都 TABLE」



道の駅 丹後王国「食のみやこ」

京都府では、「食」を目的とした観光誘客を促進するため、地域の拠点となる農林水産物直売所や道の駅を「食の京都 TABLE」として選定しています。

■京都府農林水産フェスティバルの開催



農林水産フェスティバルの様子

京都府では、府内産農林水産物への府民の理解と関心を深め、消費拡大につなげるため、農林水産物や加工品の販売や、農林水産普及啓発展示・体験などを楽しめるイベント「京都府農林水産フェスティバル」を開催しています。

(2) 学校、保育所、幼稚園等における食育の推進

○ 食育人材の育成と関係者が連携した食育の推進

食育人材の育成、研修や地域・学校での体験学習など、生産者、学校関係者、保護者が連携して成長・発達段階に応じた食育を進めます。

- ・食に関する知識・経験を有する人材の育成、職員研修を実施します。
- ・食の専門家である「きょうと食いく先生」、「食生活改善推進員」等、地域の人材を育成し、体験学習等を実施します。
- ・施設長や園長、保育士・幼稚園教諭・保育教諭、管理栄養士・栄養士、栄養教諭、調理員等の連携・協働による食育計画の作成、食育の指導を促進します。
- ・成長・発達段階に応じて望ましい食習慣を定着させるとともに、食に関する体験を積み重ねていくことができるよう、保育所、幼稚園及び認定こども園等と家庭、地域が連携した食育を推進します。
- ・保育所、幼稚園及び認定こども園等においては、保護者同士の交流の場の提供など、在籍する子どもや保護者だけでなく地域の子育て家庭へも食を通じた支援を実施します。
- ・生活と遊びを通じて子どもが自ら関心をもって食の体験を行えるよう、保護者への啓発を推進します。
- ・管理栄養士、栄養士、栄養教諭等の専門職を中心に、教職員が連携・協働して食に関する指導の全体計画を着実に実施する体制の整備を促進します。
- ・基礎的、基本的な調理の知識と技術を習得し、日常生活で実践できる力を身につける調理実習を行い、朝食や食事の組み合わせ、食文化の継承等について理解を深めるとともに、食事を作る楽しさや食べる喜びを味わう取組を充実します。
- ・食の専門家である「きょうと食いく先生」事業を通じた体験型食育の意義及び実践例を地域・学校に発信することにより、生きる力や命の大切さといった教育的価値の理解を促進します。

○ 給食を通じた食育の推進

「食材の理解」「食文化の体験」「命への感謝」「栄養バランスの学習」などを学ぶことができる給食を通じた食育を行います。

- ・将来にわたる健康の保持増進、地場産物、和食、郷土料理、行事食等の食文化や地産地消への理解を深める給食の提供と、給食を通じた指導を実施します。
- ・教科等横断的な食に関する指導の取組及び学校教育活動と関連させた学校給食の献立を作成します。
- ・授業や学校給食等、学校教育活動全体を通じて、学校、家庭、地域が連携した、食の知識、食習慣、地域の食材、食文化等への理解と、食への感謝の気持ちを深める取組を推進します。

- ・食に関するオンライン授業や家庭での学び等を支援するデジタル教材の作成、体験型食育へのICTの活用等、児童生徒や保護者への直接的な情報発信を行います。

### 取組事例

#### ○ 食育人材の育成と関係者が連携した食育の推進

##### ■地域の方々の協力による地元産のお米に関する学習



田植え体験の様子

地域の方々の協力で有機米の栽培を学び、田植えを体験。給食のお米が地元産で環境や健康に良いことを再認識し、ふるさとへの愛着を深め、生育観察や調理実習を通して、農業の課題にも目を向けています。

##### ■きょうと食いく先生による教科と連携した体験型授業



食いく先生による調理実習の様子

小学校では、「すがたをかえる大豆」の単元において、大豆からできる食べ物について、きょうと食いく先生からお話を聞き、豆乳から豆腐づくりを体験するなど、教科と関連して体系的に食育活動を実践しています。

#### ○ 給食を通じた食育の推進

##### ■地場産物を取り入れた学校給食による食育の推進



京田辺市「まるごときょうとの日」

京田辺市では、学校給食において使用する農林水産物（牛乳以外）を全て京都府産とする「まるごときょうとの日」を実施しています。教室掲示用ポスターに生産者のインタビューを掲載し、生産者がどのように野菜を作っておられるかを伝えています。

##### ■歯と口の健康週間における給食時間でのミニ指導



給食時間でのミニ指導の様子

学校の食育目標と歯と口の健康週間に合わせて、噛むことを意識できる給食を提供。「よく噛んで食べる」ことについて、給食時間に全学年へミニ指導を行うなど、噛むことの良さを理解し、継続していくことを意識づけています。

(3) 生活自立期を中心とした大人の食育の強化

○ 大学・企業と連携した食育推進体制の構築

「きょうと食育ネットワーク」に新たに大学や企業に参画いただき、情報交換や協力の仕組みを拡充するとともに、「きょうと食の安心・安全ヤングサポーター」を更に養成するなど、若い世代への食育を進める体制を強化します。

- ・「きょうと食育ネットワーク」に大学の健康部門や企業の参入を進め、府内における20・30代を中心とした食育推進の情報交換やコラボレーションを進めます。
- ・大学等との連携による「きょうと食の安心・安全ヤングサポーター」の養成を行い、農林水産業への理解促進や魅力の発見による、将来を担う若い世代の食に対する意識が向上する取組を進めます。
- ・大学や企業における食育体験講座や、農林水産業者との交流を通じて、将来を担う若い世代の食に対する意識が向上する取組を進めます。
- ・「きょうと健康長寿推進府民会議」等の連携による野菜摂取等の啓発を実施します。

○ 大学・企業と連携した食育の実施

食生活が乱れやすい若い世代に対して、大学や企業と連携し、食堂で朝食摂取やバランスの良い食生活の重要性を科学的根拠に基づいた情報として伝えるなど、食生活改善の実践に導く取組を推進します。

- ・学生等が動画などの啓発媒体の作成や周知に携わる等、食に触れ、関心を高める機会を継続的に提供します。
- ・京都府産の農産物の利用と食文化等の情報発信を意欲的に行う企業等を登録する「たんとおあがり 京都府産」施設の登録を推進し、府内産農林水産物をきっかけとした食に対する意識の向上を図ります。
- ・大学や企業と連携し、朝食摂取やバランスの良い食生活の重要性について、科学的根拠に基づいた情報を分かりやすく伝え、実践につなげる取組を進めます。情報提供にあたっては、旬の食材のメリットや手軽に作れる常備菜のレシピなど価格や手軽さについての情報など幅広いものとします。
- ・「きょうと健康づくり実践企業認証制度」等、健康づくりに組織的継続的に取り組む企業の認定や支援、府民への周知を行います。
- ・大学における学生食堂や事業所における社員食堂等で、健康に配慮した食事提供や健康・栄養情報が提供されるよう支援します。
- ・大学や職場等で朝食や主食・主菜・副菜のそろった食事が入手しやすい等、健全な食生活を実践しやすい食環境づくりを推進します。

取組事例

○ 大学・企業と連携した食育推進体制の構築

■大学生を対象とした京都府の農林水産業や食文化を学ぶ研修会の開催



生産者への取材の様子



報告・発表

京都府では、大学と連携し、未来を担う若い世代の食への意識向上を図ることを目的に「ヤング食育研修会」を実施しています。大学生に、農業者や食品加工業者等の取材の機会を提供し、同世代に伝えたいことを発表することで、農林水産業や食品加工業の魅力発見と生産現場への理解醸成につなげます。

■きょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成



ヤングサポーターの活動の様子



京都府では、若い世代の方々が食に親しむ機会を増やし、食への興味・関心をさらに高めていただくことを目的に、令和元年度から「きょうと食の安心・安全ヤングサポーター登録制度」をスタートしました。

これまでに、5大学9学部の学生の皆さんが登録し、活動いただいています。

○ 大学・企業と連携した食育の実施

■企業と連携した朝食摂取や野菜摂取向上の啓発



朝食摂取ポスター



京野菜レシピブック

きょうと食育ネットワークでは、「きょうとの食育サポート企業」等と連携し、イベントやポスター、レシピブックの配布等を通じて、朝食摂取や野菜摂取向上の啓発活動を実施しています。

■きょうと健康づくり実践企業認証制度の取組



認証マークステッカー

京都府では、健康づくり（食・栄養、運動、休養等）や、健（検）診受診率向上に取り組む企業を認証し、認定証等の送付、健康に関する情報提供等の支援や府民への周知を実施しています。

#### (4) 地域における食育の推進

##### ○ 地域における多様な主体による食育の推進

地域の伝統的な料理、季節の行事などを活用しながら、府民が地元で親しめるような食育活動を推進します。

- ・「市町村食育推進計画作成の手引き」を作成し、助言を行うなど、市町村における食育推進計画作成を推進するための具体的支援を行います。
- ・「きょうと食育ネットワーク」や「きょうと健康長寿推進府民会議」等、府民運動による朝食摂取など望ましい食生活の啓発を行います。
- ・『きょうとの食育』サポート企業」等、府内の食育活動推進を支援する企業の拡大・取組の周知を推進します。
- ・「きょうとこどもの城」等と連携した地域で行う食育を推進します。
- ・「きょうと食いく先生」、「食生活改善推進員」などの食育ボランティアが保育所、幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校、地域の多様な主体（児童館や子ども食堂、公民館、コミュニティセンター、PTA、保護者グループ、高齢者グループ等）において、管理栄養士・栄養士・栄養教諭等の関係者と連携しながら、各世代に応じた健全な食生活への理解や食への感謝の気持ちを深める体験型食育を強化し、地域や府民の食育を推進します。

##### ○ 日常生活に溶け込んだ食情報の提供による食育の推進

健康づくりを応援する外食店舗や、調理困難者向け配食サービス、災害時の対応など、地域で暮らす方々が健康に暮らすための取組を推進します。

- ・野菜たっぷりメニュー、塩分控えめメニュー、エネルギー表示や食物アレルギー表示のある「きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店」等、外食や中食での健康に配慮した商品・メニュー・情報の提供を行う施設の認定や支援、府民への周知を推進します。
- ・調理や買い物が困難な方や、健康状態に合わせた食事を作ることが難しい方に向け、健康に配慮した配食サービスリストを地域のニーズに応じて作成、府民や関係者へ周知し、利用環境整備を推進します。
- ・災害時には、平常時とは異なる食環境への対応が強いられることから、家庭内における食料品の備蓄などの防災知識の取得について食の安全の取組と連携して行います。

取組事例

○ 地域における多様な主体による食育の推進

■きょうと食育ネットワーク参画団体における食育企画の実施



オンライン食育企画  
親子でチャレンジ いわしクッキング

きょうと食育ネットワーク参画団体において、地域の子ども達やその保護者等を対象に、食育活動を実施しています。また、参画団体同士が協力・連携して食育活動を実施しています。

■食生活改善推進員による小中学校での食文化伝承推進事業



調理実習の様子

京丹後市では、地域の伝統的な食文化の理解を深め、伝承するため、市内の小中学生を対象に、食生活改善推進員の指導により、ばら寿司などの郷土食の調理実習等を実施しています。

○ 日常生活に溶け込んだ食情報の提供による食育の推進

■「きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店」の推進



ステッカー

京都府・京都市では、外食や惣菜等を利用する方が、自身の健康状態や希望に応じてメニューを選べるよう、健康づくりを応援する店を登録し、紹介する制度を実施しています。

■健康に配慮した配食サービスリストの作成・周知



配食サービスリスト例

京都府では、調理や買い物が難しい方や健康状態に合わせた食事を作ることが難しい方に向け、健康に配慮した配食サービスリストを作成し、府民や関係者に周知しています。

## 2 持続可能な農林水産業・食品産業を支える食育の強化

### ○ 生産者等と府民との交流等の促進

農林水産業や食品産業の体験や事業者との交流を通じて、産業を支える人々の想いや魅力に触れ、生産現場と食卓のつながりを理解することで、農林水産業への理解醸成と、食への感謝や食生活を見つめ直す契機となる取組を推進するとともに、将来の仕事として選択してもらえる取組を推進します。

- ・きょうと食いく先生の活動を通じて、学校授業の深堀のみならず、京都府独自の栽培技術や生産物の歴史を伝えることで、農林水産業の魅力やその価値を増す取組を進めます。
- ・食の安全施策として行うリスクコミュニケーションや事業者向けの講習会などを通じて農林水産業で働く方の取組を紹介するなど、その価値を増し、合理的な価格形成につながる取組を進めます。
- ・生産の現場や生産者が身近に感じられるよう、体験農園や市民農園等を活用した交流を促進します。
- ・京都援農隊の活動を促進し、農林水産業の生産現場の体験を通じて食に対する意識を向上するとともに、次世代の担い手の確保につながる取組を進めます。
- ・実施する取組については「京都府食の府民大学」やSNS等のICTツールを効果的に活用するとともに、その取組が広く展開するよう様々なイベント等を通じて周知します。

### ○ 食文化の継承や食品ロスの削減など、食を大切に思う心の醸成

地域で受け継がれてきた食文化の継承や食品ロスの削減などを通じて、食と農を大切にすることを育み、持続可能な食の実践を促進するとともに、幅広い食に関する情報を提供します。

- ・「京の食文化ミュージアム・あじわい館」におけるプロの料理人による旬の食材を活用した料理や和食料理教室開催等、体験を通じた京都府産農林水産物の魅力や食文化を発信します。
- ・「京の食文化の語り部」等、京都府産農林水産物や食文化に造詣の深い人材による魅力発信と食文化の伝承を行います。
- ・和食文化人材の育成等、食文化に関わる（担う、支える、楽しむ）人を増やし、その裾野を広げる取組を進めます。
- ・「うちの郷土料理 次世代に伝えたい大切な味（農林水産省）」等、郷土料理のレシピや地域の風土・食文化を啓発します。
- ・「京都府食べ残しゼロ推進店舗」等、事業者、消費者及び地域と一体となった食品ロス削減を推進します。
- ・食に関する正しい知識や食の魅力をはじめ、農業体験や就農情報など幅広い食に関する情報を伝えるために、「京都府食の安全・食育情報」等、FacebookをはじめとしたSNSや、「京都府食の府民大学」などYouTubeチャンネルなどのデジタルメディアを活用します。

取組事例

○ 生産者等と府民との交流等の促進

■京都援農隊が農業者の農作業を支援



援農体験の様子

京都府では、農業・農村を支える農業者を支援するため、農業に興味がある方や農業者の力になりたいという方を「京都援農隊」として募集・登録し、農作業等を行う人材を必要とする農業者とのマッチングを実施しています。

■きょうと食いく先生による農業体験授業の実施



農業体験授業の様子

京都府では、農作物の栽培や加工・調理等の体験指導ができる専門家を「きょうと食いく先生」として認定し、府内各地に広く派遣しています。土づくり、種まきから収穫までの農作物栽培体験を通じて、地域の農産物について、理解を深めるとともに、地域の生産者と交流する体験型食育を実施しています。

○ 食文化の継承や食品ロスの削減など、食を大切に思う心の醸成

■京の食文化ミュージアム・あじわい館による食文化・継承活動



語り部による料理教室の様子

京の食文化ミュージアム・あじわい館では、「京の食文化の語り部」による京都府産農林水産物の魅力や食文化の講話、京の食文化の展示、京都の料理に欠かせない出汁の試飲や一流の和食料理人から京料理の基本を学べる料理教室等、体験を通じた食の啓発を実施しています。

■「京都府食の府民大学」「京都府食の安全・食育情報 SNS」を活用した情報発信



食の府民大学サイト SNS 配信例

京都府では、食の安全や食育を学べるツールとして、調理する力や食を選ぶ力を身につける映像教材を作成し、「京都府食の府民大学」のサイトで公開しています。「京都府食の安全・食育情報 SNS」では、旬の農林畜水産物の情報、食に関するイベント、食のまめ知識、食育の事例紹介等、楽しく学べる情報を発信しています。

第5章 計画の目標

1 目標一覧

施策体系		項目 (新：新規、継：継続、拡：拡充)		基準年	目標値	担当課
				R6年度	R12年度	
多様な主体による食育の推進	家庭における食育の推進	1 (継)	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べる府民の割合(%)	56.4	70	農林水産部 農政課
		2 (継)	朝食を毎日食べる府内小学生の割合(6年生)(%)	83.3	95	教育庁 学校教育課
			朝食を毎日食べる府内中学生の割合(3年生)(%)	78.1	90	
	学校等における食育の推進	3 (拡)	きょうと食いく先生の授業数(授業/年)	580	650	農林水産部 農政課
		4 (継)	学校給食における地場産物を使用する割合(金額ベース、%)	17.4	30	教育庁 保健体育課
	大人の食育の強化 生活自立期を中心とした	5 (新)	社員、学生に対して食堂等を活用した食育活動を行う大学・企業数(団体)	0	25	農林水産部 農政課
		6 (新)	学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成*(延べ登録者数(人))	206*	311	農林水産部 農政課
	地域における食育の推進	7 (継)	食育推進計画を作成・実施している市町村の割合(%)	80.8	100	農林水産部 農政課
		8 (拡)	きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店数(店舗)	808	1,000	健康福祉部 健康対策課
	持続可能な農林水産業・食品産業を支える食育の強化	9 (新)	農林漁業体験者数(延べ体験者数/年)	2,675	3,200	農林水産部 関係課
		10 (新)	京都の食に対する理解促進に向けた講演会等の参加者数(人/年)	628	1,200	農林水産部 関係課
11 (拡)		食に関する正しい知識や食の魅力をICTを活用して発信する回数(回/年)	335	500	農林水産部 関係課	

\*第7次京都府食の安心・安全行動計画と共通の目標のためR5年度を基準年とする

2 目標の考え方

項 目		目標設定の考え方
1	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べる府民の割合 (%)	生涯にわたる心身の健康の確保に向けて、健全な食生活を実践するためには、栄養バランスに配慮した食事を習慣的に摂取することが大切であり、日本型食生活にもつながるため。
2	朝食を毎日食べる府内小学生の割合 (6年生) (%)	朝食は、基本的な生活習慣を身に付ける観点から非常に重要であり、とりわけ、子どもの朝食摂取に向けて、家庭や学校等の関係者が連携し取組を推進することが必要なため。
	朝食を毎日食べる府内中学生の割合 (3年生) (%)	
3	きょうと食いく先生の授業数 (授業/年)	京都府独自の取組である食の専門家の登録制度「きょうと食いく先生」が持つ知識や経験で、学校等での食育活動を支援することが必要なため。
4	学校給食における地場産物を使用する割合 (金額ベース、%)	学校給食に地場産物 (京都府産の食材) を活用することで、地域の食材や食文化等の理解を深め、感謝の心を育むなどの取組を推進することが必要なため。
5	社員、学生に対して食堂等を活用した食育活動を行う大学・企業数 (団体)	若い世代が日常の多くの時間を過ごす大学や職場と連携した食育の取組を推進するため、きょうと食育ネットワークの構成団体として新たに企業・大学 (健康・農業部門) の新規登録を進め、体制を整備することが必要なため。
6	学生等によるきょうと食の安心・安全ヤングサポーターの養成 (延べ登録者数 (人))	将来を担う若い世代の食に対する意識向上を図り、自ら食について考え行動することを促すため、大学生等を対象に、ヤングサポーターを養成することが必要なため。
7	食育推進計画を作成・実施している市町村の割合 (%)	府内全市町村で食育推進計画が策定され、地域の特性を活かした効果的な食育が推進されるよう、支援を行うことが必要なため。
8	きょうと健康おもてなし食の健康づくり応援店数 (店舗)	エネルギーやアレルギー表示、野菜や塩分に配慮した食事を提供する「食の健康づくり応援店」を通して、府民の健康的で安全な食環境整備を推進することが必要なため。
9	農林漁業体験者数 (延べ体験者数/年)	農林水産物の生産現場への関心や理解を深めるため、農林漁業体験活動を推進することが必要なため。
10	京都の食に対する理解促進に向けた講演会等の参加者数 (人/年)	京都の食を支える生産者や加工業者、料理人等多様な主体による講演会等を通じて府民との交流を推進し、府民の京都の食に対する理解を促進することが必要なため。
11	食に関する正しい知識や食の魅力をICTを活用して発信する回数 (回/年)	食に関する正しい知識の向上と食の魅力発信のため、オンラインでの情報発信等、ICTを活用した効果的な取組を推進することが必要なため。

## 第6章 ライフステージに応じた施策の考え方

健全な食生活を送り、心身共に健康で豊かに暮らすためには、子どもから高齢者までの各ライフステージに応じた食育の観点も重要です。

また、食生活は、将来の健康状態や、次世代に影響を与えるものとして、推進にあたっては、ライフコースアプローチ（胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉える）の考え方を取り入れることとします。

ライフステージ	特徴	取り入れるべき考え方
小児期	乳幼児期（0～5歳） 生活習慣の基礎づくりが行われる時期。保護者や家族が見本を示し、食習慣の基礎を身に付けることが重要。	○食習慣の基礎を身に付け、食べる意欲を育てる ・規則正しい食事リズム、生活リズムを身に付ける ・発育、発達に応じた食事をする ・家族と一緒に食事を楽しみ、食事の挨拶やマナーを身に付ける ・様々な食べ物に触れて食体験を広げる
	少年期（6～15歳） 集団の中で、身体面と精神面の発達を通して自我が形成される時期。 心身の健やかな成長のための望ましい食習慣の形成が必要。	○学習や体験を通じて、食に関する正しい知識を身に付け、望ましい食習慣を実践できる力を育てる ・早寝早起き朝ごはんの実践。朝食や食事の組合せ等の実践につながる知識や技術を身に付ける ・地域の食材や食文化に関心を高める ・食べ物や自然を大切にする気持ち、食に関わる人への感謝の気持ちを育む
青・壮年期	青年期（16～29歳） 身体的発達が頂点に達し、その機能が十分に発揮される時期。一人暮らし、就職、結婚、育児等、人生の転機が重なり、生活習慣の大きな変化が起きやすい。生涯の健康づくりを見つめた健全な食生活の定着が重要。	○食に関する知識や技術を生かし、健全な食生活を自己管理する力を高める ・生活習慣の変化に応じた、正しく食を選ぶ力、調理する力を身に付ける ・生活習慣病予防のための食生活の実践 ・地場産物や旬の食材を生かした食事、和食や郷土料理などを楽しむ
	壮年期（30～64歳） 前期（30～44歳）は、肉体的、生理的機能が安定を保つ時期。後期（45～64歳）は、精神面は円熟するが身体機能は徐々に低下する時期。健全な食生活の維持が重要。	○生活習慣を見直し、健康管理に努め、健全な食生活を実践する ・食の知識を食生活に生かし、健康管理に努める ・生活習慣病予防のための食生活の実践 ・地場産物や旬の食材を生かした食事、和食や郷土料理などに取り組み、次世代に伝える
高齢期	高齢期（65歳以上） 心身の老化が見られる時期。健康寿命の延伸、介護予防、生活の質の向上の観点から、生活習慣病予防に加えて、低栄養の予防に配慮するなど、健康状態に応じた食生活を実践することが重要。	○健康を維持し、豊かな食経験を次世代に伝える ・1日3食、主食・主菜・副菜のそろった食事、多様な食品を組み合わせる、たんぱく質の不足に気を付けるなどのフレイル・低栄養予防の食事、健康状態に応じた食生活の実践 ・食を通じた豊かな生活の実現 ・家族や友人、地域の人との食事やコミュニケーションを楽しむ ・地場産物や旬の食材を生かした食事、和食や郷土料理など、食の知識や経験を次世代に伝える

## 参考資料

### 1 京都府における食育に関連する計画

この計画では、京都府の関連する計画等と相互に連携しながら、総合的に食育に関する施策を推進することとしています。

<p><b>京都府総合計画（京都府夢実現プラン）</b></p> <p>京都府行政運営の基本理念・原則となる条例第4条の規定により策定され、「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を掲げ、「将来構想」と「基本計画」、「地域振興計画」によって構成されるもの</p>
<p><b>京都府農林水産ビジョン</b></p> <p>京都府総合計画における農林水産分野の将来像や施策の方向性について体系化及び具体化するとともに、各地域振興計画とも連動して、農林水産施策における今後の取組の方向性を示したもの</p>
<p><b>京都府食の安心・安全推進計画</b></p> <p>京都府食の安心・安全推進条例第5条の規定により食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのもの</p>
<p><b>京都府農林水産業人材確保育成戦略</b></p> <p>農林水産業の人材確保・育成に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業が他産業並みの所得を確保し、魅力ある職業選択肢の一つとなることで、京都府農林水産業の成長産業化と農山漁村の維持・活性化を図るためのもの</p>
<p><b>京都府食品ロス削減推進計画</b></p> <p>食品ロスの削減の推進に関する法律第12条の規定により、府内の食品ロス削減に向けた一層の充実を図るために、府としての方針や、事業者・消費者等の各主体の役割、具体的な施策を示すもの</p>
<p><b>きょうと健やか21（京都府保健医療計画）</b></p> <p>府民・企業・関係団体・行政等関係機関で構成する「きょうと健康長寿推進府民会議」を母体として、京都府保健医療計画に掲げられた目標に向かい、府民の健康づくり運動を推進していくための手引書となるもの</p>
<p><b>京都府教育振興プラン</b></p> <p>教育基本法第17条第2項の規定により策定する、京都府における教育振興基本計画であり、教育の目指す方向及びその実現に向けた総合的な教育施策を明示し、「京都府ならではの教育」を進めていく指針となるもの</p>

2 用語集

用 語	解 説
アルファベット	
ICT	Information and Communication Technologyの略で、インターネットの活用やメール・SNSによる人同士のコミュニケーション、情報共有等、通信技術を使って、人とインターネット、人と人がつながる技術のこと。
SNS	Social Networking Serviceの略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。Facebook、X、Instagram、LINEなどのサービスがあります。
ア行	
栄養教諭	学校において、児童生徒への「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体的に行う教員のこと。平成17年4月に国が制度を創設し、学校教育法第37条の2により、免許状を有する栄養教諭の配置が可能となりました。京都府では平成18年4月から学校への栄養教諭の配置を開始。教育課程に沿って食に関する指導を行い、食育を推進する専門職です。
大人の食育	生活の自立が始まる20・30代の若い世代の栄養バランスの乱れ、朝食欠食が顕著なことから、若い世代を中心に広く大人に対して健全な食生活の定着を図ること。
おぼんざい	京都の家庭で受け継がれている日常的なおかず。味付けは出汁を基本に、旬の野菜など、季節の食材を無駄なく使いきるよう工夫された料理です。
カ行	
京都援農隊	農業・農村を支える農業者を支援するため、農業に興味がある方や農業者の力になりたいという方を「京都援農隊」として募集・登録し、農作業等を行う人材を必要とする農業者とのマッチングを行う制度。
共食	家族や仲間など複数人で一緒に食事をする事。生活リズムの改善や幸福度向上の観点から重要とされています。
京料理	「有職料理」、「本膳料理」、「精進料理」、「懐石」、「川魚料理」が融合して「京料理」に発展。味付けは出汁、献立は一汁三菜を基本とし、料理人の洗練された技術と美意識によって調理、盛り付けされた、五色、五味、五法を五感で愉しむ料理です。 令和4年度、「京料理」は国の登録無形文化財に登録されました。
郷土料理	地元で入手した食材を用いて、当該地域で作られ継承されてきた料理であって、歴史・文化・風習的な特徴、又は気候・風土を背景とした特徴を持ち、地域ぐるみで保護・継承を行うもの。
きょうと食いく先生	農林水産業者・料理人・食品加工業者などであって、学校等への出前授業により子どもたちなどに対して農産物の栽培や調理体験等の五感を使った食育の指導を行うことができる人材を、京都府が認定しています。

用 語	解 説
きょうと 食の安心・安全 ヤングサポーター	将来を担う若い世代が食に触れ、親しむ機会を増やし、食の安全、食文化及び食を大切する意識を更に高めるために、食に関して高い意識を持つ大学生等を京都府が養成・登録するもので、府が開催する食に関するイベントや情報発信に参加してもらっています。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。本文中に掲載している京都府の健康寿命については、サリバン法（広く用いられている健康寿命の計算法）に基づき算出されたものであり、日常生活に制限のない期間の平均は、国民生活基礎調査と生命表を基礎情報としたものです。
合理的な価格形成	食料の持続的な供給を実現するために、食料システムの各段階でのコストを把握・明確化し、生産から消費に至る食料システム全体で合理的な費用が考慮される仕組みのことであります。
<b>サ行</b>	
主食・主菜・副菜	主食は、炭水化物の供給源であるごはん、パン、麺等を主材料とする料理のこと。主菜は、たんぱく質の供給源となる肉、魚、卵、大豆・大豆製品等を主材料とする料理のこと。副菜は、ビタミン、ミネラル、食物繊維の供給源となる野菜、いも、豆類、きのこ、海藻等を主材料とする料理のこと。主食、主菜、副菜の組み合わせを意識することで、栄養面をはじめ、見た目にもバランスのよい食事になると考えられています。
常備菜	あらかじめ調理して保存し、数日間にわたって食べられるおかずのこと。冷蔵や冷凍で保存し、必要なときに取り出して食事に加えることで、栄養バランスの確保や食事準備の負担軽減に役立ちます。
食育	食育基本法（平成17年法律第63号）において、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎と位置付け、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることとされています。
食育基本法	生涯にわたり健全な食生活を実践できる国民を育てるため、国・地方・関係者が連携して食育を推進することを目的とし、平成17年7月15日に施行されました。
食育推進基本計画	食育基本法に基づき、食育の推進に関する施策の基本的な方針や食育の推進目標や総合的な促進に関する事項などが示されています。国において平成18年から5年毎に新たな計画が策定されています。
食生活改善推進員	市町村が開催する養成講座を修了した者で、「私達の健康は私達の手で」をスローガンに食生活改善及び健康づくりの案内役として地域で活動するボランティアです。
食環境づくり	人々がより健康的な食生活を送れるよう、人々の食物へのアクセスと、情報へのアクセスの両方を、相互に関連させて整備していくことをいいます。
食品ロス	まだ食べられるのに廃棄される食品のこと。食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月1日に施行されました。
食料システム	食料の生産・加工・流通・小売・消費の各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいいます。

用語	解説
生活習慣病	食事や運動・喫煙・飲酒・ストレス等の生活習慣が、発症の原因となる疾患の総称。日本人の三大死因であるがん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・糖尿病・高血圧症・脂質異常症等は、いずれも生活習慣病とされています。
生活自立期	進学や就職などにより、一人暮らしを行うなど食生活が大きく変わる時期。
<b>タ行</b>	
体験型食育	命と食の大切さを理解するために行う、農作業や調理など五感を使った体験を伴う食育のこと。
低栄養	健康的に生きるために必要な量の栄養素が摂れていない状態。一般に高齢になると、食事量が少なく、食事に偏りが生じやすくなり、このような食生活が長く続くと、たんぱく質やエネルギーが不足するリスクが高まります。低栄養は、フレイル（加齢とともに心身の活力、社会的つながりが弱くなった状態）と関係が強く、共に予防が大切と言われています。
<b>ナ行</b>	
中食（なかしょく）	レストラン等へ出かけて食事をする「外食」と、家庭内で手づくり料理を食べる「内食」の中間にあつて、市販の弁当や惣菜、家庭外で調理・加工された食品を、家庭や職場・学校等でそのまま（調理加熱することなく）食べること。これら食品（日持ちしない食品）の総称としても用いられます。
日本型食生活	ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせた、栄養バランスに優れた食生活のこと。
<b>ハ行</b>	
フレイル	フレイルとは、海外の老年医学の分野で使用されている「Frailty（フレイルティ）」に対する日本語訳です。日本語訳では「虚弱」や「老衰」、「脆弱」などになります。厚生労働省研究班の報告書では「加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態であるが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像」とされています。
<b>ラ行</b>	
リスクコミュニケーション	リスク分析の全過程において、リスク管理機関、リスク評価機関、消費者、生産者、事業者、流通、小売り等の関係者がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することです。リスクコミュニケーションを行うことで、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることができます。

3 食に関するウェブサイト一覧（令和8年3月現在）

（1）京都府の食に関する行政情報

名称	URL	QRコード
食生活・消費生活	<a href="https://www.pref.kyoto.jp/ku-rashi/shoku/">https://www.pref.kyoto.jp/ku-rashi/shoku/</a>	
きょうと食育情報 	<a href="https://www.pref.kyoto.jp/sh-okuiku/">https://www.pref.kyoto.jp/sh-okuiku/</a>	
食の安心・安全きょうと 	<a href="https://www.pref.kyoto.jp/sh-oku-anshin/">https://www.pref.kyoto.jp/sh-oku-anshin/</a>	

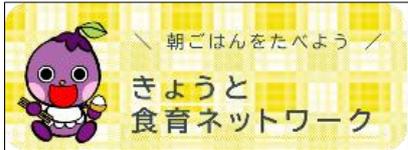
（2）京都府の食に関するSNS

名称	URL	QRコード
京都府食の安全・食育情報 	<facebook> <a href="https://www.facebook.com/kyoto.shokuanzen.shokuiku/">https://www.facebook.com/kyoto.shokuanzen.shokuiku/</a>	
	<X> <a href="https://x.com/kyotopref_shoku">https://x.com/kyotopref_shoku</a>	

(3) 京都府の食に関するレシピ、学習動画等

名 称	URL	QR コード
cookpad 京都府公式キッチン 	<a href="https://cookpad.com/kitchen/12555780">https://cookpad.com/kitchen/12555780</a>	
京の食文化ミュージアム・あじわい館 	<a href="https://www.kyo-ajiwaikan.com/">https://www.kyo-ajiwaikan.com/</a>	
京都府食の府民大学 	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/fumindaigaku/">http://www.pref.kyoto.jp/fumindaigaku/</a>	

(4) 京都府の食に関する団体等

名 称	URL	QR コード
きょうと食育ネットワーク 	<a href="https://www.pref.kyoto.jp/shokuiku/network.html">https://www.pref.kyoto.jp/shokuiku/network.html</a>	
きょうと健康長寿 推進府民会議 	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/ken tai/kyotokenkouchoujusuishin fuminkaigi.html">http://www.pref.kyoto.jp/ken tai/kyotokenkouchoujusuishin fuminkaigi.html</a>	



## 5 計画策定の経過

- 令和7年8月28日 第1回食育推進懇談会において、食育の現状と課題等について意見交換  
 9月25日 府議会9月定例会で、概要案を報告  
 11月7日 第2回食育推進懇談会において、中間案について意見交換  
 12月11日 府議会12月定例会で、中間案を報告  
 12月16日 第3回食育推進懇談会において、中間案について意見交換  
 12月18日 ～令和8年1月8日  
 食育推進計画中間案に対するパブリックコメントを実施  
 令和8年2月19日 第4回食育推進懇談会において、最終（案）について意見交換  
 3月6日 府議会2月定例会で、最終案を報告  
 3月●日 策定・公表

## 6 京都府食育推進懇談会委員

区分	所属・役職名	氏名
学識経験	同志社女子大学 学生支援部長 " 生活科学部食物栄養科学科 教授	小切間 美 保
	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 准教授	吉 本 優 子
家 庭	京都府生活協同組合連合会 事務局長	松 本 樹
学 校	京都府学校給食研究会 会長	田 中 庄 平
地 域	京都府食生活改善推進員連絡協議会 会長	坂 部 智恵美
食卓と生産 現場をつなぐ	きょうと食いく先生	清 水 大 介
企 業	株式会社堀場製作所 コーポレートオフィサー " 管理本部長	山 下 泰 生
人材育成	京都府立大学 名誉教授	桂 明 宏

## 7 京都府食育推進懇談会設置要領

### (設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）第17条の規定により「京都府食育推進計画」（以下「計画」という。）を策定するため、幅広い視点から多様な意見を聴取することを目的に京都府食育推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 この懇談会は、別表に掲げる学識経験者、その他識見を有する委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。
- 3 委員に欠員が生じ、運営に支障が生じたときは、新たな委員を選任できるものとする。
- 4 懇談会には、座長を置き、委員の互選により選出する。
- 5 知事は、必要に応じて懇談会を招集する。
- 6 座長は、議事を運営する。
- 7 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

### (委員の役割)

第3条 懇談会の委員は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 食育の推進に関する事項
- (2) その他計画の策定にあたり、必要と認められる事項

### (委員の責務)

第4条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、懇談会で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし知事が認めたときは、この限りではない。

### (委員以外の者の出席)

第5条 知事は、懇談会において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

- 2 委員以外で懇談会に出席した者は、懇談会で知り得た情報を公表してはならない。ただし、府または懇談会が公表した情報については、この限りではない。

### (公開)

第6条 懇談会は、原則として公開とする。ただし、懇談会を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

- 2 懇談会委員の氏名は、公表する。
- 3 議事録要旨は、京都府ホームページにおいて公表する。

### (その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和7年8月19日から施行する。

別表 (略)

発行：令和8年●月

京都府農林水産部農政課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL 075-414-5654 FAX 075-432-6866

# 改定（最終案）

## 京都府防災重点農業用ため池に係る 防災工事等推進計画

令和 8 年 3 月

京都府



# 京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

京都府

## 1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

### (1) 京都府における農業用ため池の概要

#### ア 現状と基本的な考え方

農業用ため池は、「国の基（もとい）」といわれる農業を支えるため、先人の労苦と努力の中で、長年にわたり地域の関係者の努力で維持されてきました。府内には、古いもので江戸時代以前の築造と言われるこうした農業用ため池が1,507箇所、うち614箇所の防災重点農業用ため池（令和8年1月時点）が存在します。

築造後、歳月を重ねるにつれ老朽化が進行する農業用ため池の現状に加え、農村地域の都市化の進行や農業者の減少・高齢化などで管理組織が弱体化し、適切な維持管理に支障を来す農業用ため池も見受けられるようになってきました。

さらに、全国で多発する局地的豪雨や大規模地震により農業用ため池が決壊し、周辺地域の人家等に甚大な被害を及ぼすケースも発生しています。

このため京都府では、令和2年10月1日施行の「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号。以下「法」という。）」に基づき、各ため池管理者等とともに一つひとつのため池のこれからの地域での役割を明確にしながら防災工事等の実施を検討し、京都府防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画（以下「本推進計画」という。）に位置づけ、集中的かつ計画的な推進を図っていくことで、京都府農業を下支えする農業用ため池の安心・安全を確保し、農村社会の持続的な営みへと繋げてまいります。

#### イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

### (2) 京都府における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

## 2 劣化状況評価の実施に関する事項

### (1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内（令和12年度末）に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、本推進計画の計画期間を前半5年（以下「前期」という。）及び後半5年（以下「後期」という。）に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響を踏まえ、堤高や貯水量の大きなもの等から、計画的に劣化状況評価を実施する。

なお、防災工事の実施に要する期間を考慮し、劣化状況評価は、速やかに完了させる。

後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 4箇所（防災重点農業用ため池の追加指定等、必要に応じて実施）

### (2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者： 別表2のとおり

(3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、京都府内に存在する防災重点農業用ため池について、定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度：1回/1年（ただし、劣化状況評価の結果、経過観察が不要となった箇所は、3年に1回で可とする。）

イ 定期点検を行う者：市町村

### 3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

(1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、本推進計画の計画期間を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響を踏まえ、堤高や貯水量の大きなもの等から、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

なお、後期については豪雨耐性評価を先行して実施する。

ア 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池：173箇所

イ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

防災工事等基本指針第3の2(1)③に規定する知事が特に必要と認めるものは、次の要件のいずれかを満たすものとする。

ア 堤高が概ね10m以上のもの

イ 貯水量が概ね10,000m<sup>3</sup>以上のもの

ウ 決壊した場合に人的被害等の甚大な被害の発生するおそれがあるもの

### 4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

本推進計画の計画期間を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響や、各種評価結果を踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

なお、防災工事を行う防災重点農業用ため池については、今後の劣化状況評価や地震・豪雨耐性評価の進捗に応じて、適切に見直すものとする。

ア 後期に防災工事に着手する防災重点農業用ため池：19箇所

イ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

(2) 廃止工事の推進計画

本推進計画の計画期間を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響を踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

なお、廃止工事を行う防災重点農業用ため池についても、地域での利用実態やため池管理者の意向を踏まえ、適切に見直すものとする。

ア 後期に廃止工事に着手する防災重点農業用ため池：16箇所

イ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

(3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

防災工事に係る事業主体は、当該防災重点農業用ため池が文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 125 条の規定により史跡・名勝等に指定されている場合は、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって所有者等と調整し、文化財保護法に基づく必要な手続を行うものとする。

イ 環境担当部局との調整

農業用ため池は、農業用水の確保はもとより、多面的な機能を有し、地域資源として重要なものとなっていることが多いことから、防災工事に係る事業主体は、あらかじめ防災重点農業用ため池に生息・生育する絶滅危惧種などの状況等を把握し、必要に応じて、これらの生物への影響の低減等の環境との調和に配慮するものとする。

ウ 上水道担当部局との調整

防災工事に係る事業主体は、上水道の貯水池として共同利用されている防災重点農業用ため池において防災工事を実施する場合は、具体的な工事内容を検討する段階から、市町村等の上水道担当部局と費用分担に係る協議・調整を行うものとする。

なお、費用分担は分離費用身替り妥当支出法を基準とする。

エ その他

防災工事に係る事業主体は、堤防等が道路・公園等として利用されている防災重点農業用ため池において防災工事を実施する場合は、具体的な工事内容を検討する段階から、時間的余裕をもって当該施設管理者と協議・調整を行うものとする。

5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

(1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価 : 市町村（府が実施する地震・豪雨耐性評価と併せ行う場合は京都府）

イ 地震・豪雨耐性評価 : 京都府

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

(ア) 受益面積概ね 10ha（中山間は概ね 5ha）以上の防災重点農業用ため池 : 京都府

(イ) 受益面積概ね 10ha（中山間は概ね 5ha）未満の防災重点農業用ため池 : 市町村  
および団体

エ 廃止工事

(ア) 統廃合を行うもの : 改修工事の実施主体

(イ) 単独で行うもの : 市町村および団体

(2) 技術指導等の内容

効率的に防災工事等を推進するため、京都府ため池サポートセンターを開設し、現地パトロールやため池管理者等への維持管理や日常点検に係る相談活動を通じた技術的指導等を行う。

(3) 情報共有及び連携の方法

京都府、市町村、京都府土地改良事業団体連合会等の関係者間で防災工事等に係る情報共有を図り、連携して防災工事等を推進するため、京都府農業用ため池防災工事等連絡会議を設置する。

## 6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

### (1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、市町村は、京都府や京都府土地改良事業団体連合会との連携により、防災工事が完了するまでの間、必要に応じて応急的な防災工事の実施（低水管理のための洪水吐きスリット設置、損傷箇所への補修等）や管理・監視体制の強化を図るものとする。

また、地震又は豪雨により決壊のおそれが生じた場合には、サイホン等による貯水位の強制低下、崩落箇所の拡大防止、洪水吐きの堆積土砂除去等の決壊の防止、ハザードマップ等を活用した浸水区域内住民の避難等について、安全性の確保に注意しつつ、ため池管理者等と連携し的確に実施するものとする。

### (2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

農業者の減少・高齢化などによる管理組織の弱体化に対しては、離れた場所から防災重点農業用ため池の水位を観測できるため池監視システムを導入するなど合理化・省力化を進め、管理・監視体制を強化するものとする。

### (3) 本推進計画の変更等

本推進計画は、必要に応じて変更するものとする。

なお、以下の場合には、別表1及び別表2の個表の見直しを随時行うこととし、京都府ホームページにおいて公表するものとする。

- ・ 劣化状況評価等の結果、速やかに防災工事等に着手する必要があるとされた場合
- ・ 地元調整等により本推進計画に位置付ける防災工事等の実施時期が変更となった場合

別表 1

防災工事等の推進に関する基本的な方針 京都府

令和8年1月時点

1 防災重点農業用ため池の概要

(1)所有者別の箇所数及び割合

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	( 68%)	( 3%)	( 1%)	( 18%)	( 3%)	( 7%)	( 100%)	
箇所数	415	17	6	112	19	45	614	

(2)管理者別の箇所数及び割合

区分	国又は地方公共団体	土地改良区	水利組合	集落又は個人	その他	不明	合計	備考
(割合)	( 1%)	( 20%)	( 39%)	( 39%)	( 0%)	( 1%)	( 100%)	
箇所数	6	123	238	238	3	6	614	

※国:行政財産として所有するものに限る。

※地方公共団体:法定外公共物であって市町村への所有権移転登記が未了のものを含む。

2 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の実施状況等

区分	内容	箇所数	備考
ア	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、防災工事は不要であると判断されたもの	3	
イ	劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価を実施し、両方又はいずれか一方の評価結果から防災工事が必要であると判断されたもの	145	
	① 防災工事(廃止工事を除く)が完了したもの	23	
	② 防災工事(廃止工事を除く)が未了のもの(継続中のものを含む)	122	
	③ 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	0	
	④ 廃止工事が未了のもの(継続中のものを含む)	0	
⑤ 豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施し、豪雨対策に係る防災工事等が完了したもの	0		
ウ	劣化状況評価を実施し、地震・豪雨耐性評価が未了	427	
	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	187	
	② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当せず、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	68	
	③ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	119	
	④ 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当し、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	53	
⑤ 地震耐性評価が未了であって、豪雨耐性評価の結果、豪雨対策に係る防災工事が必要と判断されたもののうち、豪雨対策に係る防災工事等を地震対策に係る防災工事に先行して実施し、豪雨対策に係る防災工事等が完了したもの	0		
エ	地震・豪雨耐性評価を実施し、劣化状況評価が未了	1	
	① 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事は不要であると判断されたもの	0	
② 地震・豪雨耐性評価の結果、防災工事が必要であると判断されたもの	1		
オ	劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価がいずれも未了	3	
	① 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当しないもの	2	
② 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき基準に該当するもの	1		
カ	現に農業用水の貯水池として利用なし	35	
	① 今後廃止工事を行うもの	32	
② 廃止工事が完了したもの(指定解除手続きが未了のものに限る)	3		
合計		614	



別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

注) 記載内容は、令和8年1月時点の確定値である。

令和8年1月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の種元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考	
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者		
261011011	小池	こいけ	京都府	京都市	北区上賀茂本山342	賀茂別雷神社	京都市洛北土地区改良区	5.3	95.0	45.3	2			1	4.管理者		
261031001	権土池	ごんどいけ	京都府	京都市	左京区岩倉上蔵町264	京都市	岩倉川水利組合	7.8	65.0	10.0	2			1	4.管理者		
261031002	飛弾池	ひだいけ	京都府	京都市	左京区岩倉長谷町1036	京都市	岩倉長谷区	8.4	79.0	6.8	3	3					
261031009	とどき池	とどきいけ	京都府	京都市	左京区岩倉花園町508	京都市	花園区水利組合	7.7	44.0	6.6	3	3					
261081009	広沢池	ひろさわいけ	京都府	京都市	右京区嵯峨広沢町	京都市	広沢池水利組合	3.3	391.0	151.0	2			1	4.管理者		
261081010	大沢池	おおさわいけ	京都府	京都市	右京区嵯峨大沢町4-1	大覚寺	大沢池水利組合	3.4	317.0	33.1	2			1	4.管理者		
261082007	奥野池	おくのいけ	京都府	京都市	右京区京北漆谷町北谷1	漆谷区	漆谷区	6.4	37.0	4.0	3			1	4.管理者		
261082029	矢谷池	やたにいけ	京都府	京都市	右京区京北下弓削町矢谷奥24	不明	自然人	3.6	92.0	5.5	3			1	4.管理者		
261111002	紅葉池	もみじいけ	京都府	京都市	西京区御陵御茶屋山2	御陵財産管理委員会	御陵農業実行組合	6.7	45.0	2.5	3			1	4.管理者		
261111006	椋原新池	かたはらにしんいけ	京都府	京都市	西京区椋原新池町	京都市	洛西土地改良区	10.0	83.0	23.2	1			1	4.管理者		
261111007	椋原弁天池	かたはらべんてんいけ	京都府	京都市	西京区椋原池ノ上町	京都市	洛西土地改良区	3.5	127.0	1.5			3				
261111010	上ノ池(弁天池)	かたはらべんてんいけ	京都府	京都市	西京区大枝西長町6-18	西長野一般社団法人	大道量水利組合	5.4	97.0	4.3	3			1	4.管理者		
261111011	下ノ池	しもいけ	京都府	京都市	西京区大枝西長町6-20	西長野一般社団法人	大道量水利組合	5.2	84.0	3.9	1	1					
261111019	千原池	ちはらいけ	京都府	京都市	西京区大原野南春日町11080	自然人	南春日町年行司	8.9	38.0	12.6	2			1	4.管理者		
261111020	米谷池	こめたにいけ	京都府	京都市	西京区大原野南春日町	京都市	南春日町年行司	7.9	55.0	5.5	3			1	4.管理者		
261111025	宮池	みやいけ	京都府	京都市	西京区大原野南春日町11111	国	自然人	3.6	66.0	8.2	1	3					
261111027	射場ノ池	いばのいけ	京都府	京都市	西京区大原野南春日町673	自然人	自然人	4.0	34.0	5.6	1			1	4.管理者		
261111028	南春日ノ新池	みなかすがのしんいけ	京都府	京都市	西京区大原野南春日町711	自然人	自然人	5.7	42.0	7.7	1	2					
261111036	地蔵池	じぞういけ	京都府	京都市	西京区大原野上羽町409	自然人	上羽町農家組合	4.1	41.5	1.3	1	3					
261111038	三田戸中池	みたななかいけ	京都府	京都市	西京区大原野上羽町470	自然人	上羽町農家組合	7.5	132.0	13.4	2			1	4.管理者		
261111039	三田戸下池	みたななかいけ	京都府	京都市	西京区大原野上羽町469	自然人	上羽町農家組合	3.1	50.5	6.0	2			1	4.管理者		
261111044	薬師谷池	やくしたにいけ	京都府	京都市	西京区大原野灰方町1302	自然人	自然人	6.8	29.0	1.0	1	1					
262011001	上野奥池	うえのおくいけ	京都府	福知山市	字上野	福知山市	上野農区	10.7	28.0	7.5	1	3					
262011002	山の上池	やまのかみいけ	京都府	福知山市	小字山ノ神282	天田郡上六人部村	上野農区	9.0	33.0	20.0	1	2					
262011003	寺山池	てらやまいけ	京都府	福知山市	字上野	福知山市	上野農区	8.1	53.0	9.0	3	3					
262011005	藤谷池	ふじたにいけ	京都府	福知山市	字三俣小字藤谷236番	福知山市	三俣自治会	6.3	220.0	13.0	2			1	4.管理者		
262011007	田野口池	たのくちいけ	京都府	福知山市	字田野小字石ノ本810番	大字田野中	田野自治会長	10.8	34.6	53.0	1	3			1	4.管理者	
262011008	田野新池	たのしんいけ	京都府	福知山市	字田野小字切下シ1077番1	自然人	田野山田農区	12.1	74.6	40.0	1	3					
262011017	遊舟池	ゆふねいけ	京都府	福知山市	字大内山田	不明	大内部落	8.6	53.0	15.0	2	3					
262011019	大内山田奥池	おおうちやまのおくいけ	京都府	福知山市	字大内小字宮奥1174番1	大字大内中	大内部落	6.2	210.0	21.0	1	1					
262011020	多保市大池	たのいちのおいけ	京都府	福知山市	字多保市小字内越41番	自然人	多保市大池水利組合	10.9	133.0	76.0	2			1	4.管理者		
262011026	鳶池	しまいけ	京都府	福知山市	字長田小字嶋池468番2	自然人	鳶池水利組合	4.8	105.0	20.0	2			1	4.管理者		
262011027	砂子口池	すなごちいけ	京都府	福知山市	字長田小字砂子2154番	自然人	野台田郷管理組合	4.0	60.0	23.2	3	3					
262011042	小塩津池	こしおついけ	京都府	福知山市	字岩間	自然人	岩間水利組合	7.7	76.0	50.0	2			1	4.管理者		
262011043	塩津古池	しおつふるいけ	京都府	福知山市	字岩間	岩間自治会	岩間水利組合	4.8	21.5	3.0	3	3					
262011044	塩津新池	しおつしんいけ	京都府	福知山市	字岩間	岩間自治会	岩間水利組合	6.7	31.2	10.0	2	3					
262011045	印内天王池	いんないてんのういけ	京都府	福知山市	字印内	自然人	天王池使用者団体	10.8	96.1	55.0	3	3					
262011066	葉先上池	はさきかみいけ	京都府	福知山市	字私市	福知山市	私市農区	4.3	58.7	20.0	3			1	4.管理者		
262011068	上ヶ市池	うわがいちいけ	京都府	福知山市	字川北	大字中	上ヶ市水利組合	7.0	23.7	21.0	2	3					
262011069	川北奥池	かわきたのおいけ	京都府	福知山市	字川北	川北自治会	大田圃水利組合	9.0	81.5	52.0	1	1					
262011070	川北口池	かわきたぐちいけ	京都府	福知山市	字川北口池	川北自治会	大田圃水利組合	4.4	112.4	8.0			2				
262011072	多光池	たごいけ	京都府	福知山市	字川北	川北自治会	太光権	6.0	28.0	10.0			3				
262011077	三段池	さんだんいけ	京都府	福知山市	字猪崎小字ボヤシキ3000番	国	猪崎農区	11.8	75.0	137.0	1	1					
262011079	中池ノ谷池	なかいけのたにいけ	京都府	福知山市	字中	大字中	中農区	5.5	45.4	6.0	3	3					
262011082	西谷奥池	にしたにおいけ	京都府	福知山市	字中	大字中	中農区	12.6	73.0	45.0	2	3					
262011083	池部口池	いけべぐちいけ	京都府	福知山市	字池部	不明	池部水利組合	10.1	75.0	8.2	2	3					
262011084	河谷奥池	かわたにおいけ	京都府	福知山市	字池部	不明	池部水利組合	12.2	60.0	16.8	2	3					
262011085	中ノ森池	なかのもりいけ	京都府	福知山市	字菅巻	大字中	菅巻農区	6.1	86.8	17.0	2						
262011087	石原口池	いさぐちいけ	京都府	福知山市	字石原	福知山市	三区水利組合	8.2	122.0	30.0	2			1	4.管理者		
262011088	石原新池	いさしんいけ	京都府	福知山市	字石原	福知山市	三区水利組合	6.2	59.0	48.7	2			1	4.管理者		
262011089	石原奥池	いさおくいけ	京都府	福知山市	字石原	福知山市	三区水利組合	9.5	85.0	103.0	2			1	4.管理者		
262011090	沢野池	さわのいけ	京都府	福知山市	字土	自然人	土森林管理組合	2.2	134.0	3.0	1	3					
262011091	前田口池	まえだぐちいけ	京都府	福知山市	字前田	自然人	前田農区	6.0	133.0	52.5	2	3					
262011092	東中池	ひがしなかいけ	京都府	福知山市	字前田	自然人	前田農区	8.1	95.0	18.0	2	3					
262011093	西中池	にしなかいけ	京都府	福知山市	字前田	自然人	前田農区	3.5	65.0	2.7	2	3					
262011094	西奥池	にしおくいけ	京都府	福知山市	字前田	自然人	前田農区	12.1	44.5	16.7	2			1	4.管理者		
262011096	梅原池	うめはらいけ	京都府	福知山市	字土師	自然人	受益者管理	4.5	55.0	1.0	3			1	4.管理者		
262011101	宮の下池	みやのしたいけ	京都府	福知山市	字荒木	大堰区自治会	荒木農区	5.0	45.0	4.0	3	3					

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

注) 記載内容は、令和8年1月時点の確定値である。

令和8年1月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の種元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
26201102	新長谷池	しながたにいけ	京都府	福知山市	字天田小字長谷	自然人	両釜戸長谷池水利組合	7.0	38.0	29.0	1	1				
26201103	長谷池	ながたにいけ	京都府	福知山市	字天田小字長谷	不明	両釜戸長谷池水利組合	7.0	20.0	20.0	1	3				
26201104	釜戸池	かまどいけ	京都府	福知山市	字岡	不明	両釜戸長谷池水利組合	7.7	48.5	26.0	1	3				
26201107	特原池	もちぼらいけ	京都府	福知山市	字篠尾	字篠尾字厚	福知山市	9.7	90.5	20.0	2			1	4.管理者	
26201108	清吾池	せいごいけ	京都府	福知山市	字篠尾	不明	篠尾農区	7.3	25.5	7.0	3	3				
26201109	論田池	ろんでんいけ	京都府	福知山市	字篠尾	大字厚、大字笹尾	篠尾農区	7.4	56.4	24.0	1	1				
26201110	大道池	だいでういけ	京都府	福知山市	字正明寺小字通田	中ノ段耕作整理組合	中ノ段耕作整理組合	6.1	129.0	21.0	3	1				
26201112	室口池	むろくちいけ	京都府	福知山市	字室	不明	室自治会	9.3	82.2	21.0	1	3				
26201113	室中池	むろなかいけ	京都府	福知山市	字室	大字室、大字正明寺、大字新田中	室自治会	8.0	153.4	15.6	1	3		1	4.管理者	
26201114	室奥池	むろおくいけ	京都府	福知山市	字室	不明	室自治会	6.8	63.7	36.0	2	3				
26201115	市寺奥池	いちでらおくいけ	京都府	福知山市	字市寺	大字中	市寺自治会	8.5	110.0	30.0	1	3				
26201116	市寺口池	いちでらくちいけ	京都府	福知山市	字市寺	大字中	市寺自治会	11.0	58.0	9.4	1			1	4.管理者	
26201120	瓢箪池	ひょうたんいけ	京都府	福知山市	字厚	自然人	寿厚会	7.0	76.5	9.6	2	3				
26201121	本庄池	ほんじょういけ	京都府	福知山市	字新庄	自然人	新庄農区	5.5	26.0	2.5			3			
26201123	岩井田池	いわいきゅういけ	京都府	福知山市	字岩井	大字中	岩井農区	9.3	20.0	10.0	2			1	4.管理者	
26201131	和久寺下池	わくでらしもいけ	京都府	福知山市	字和久寺池ノ谷210	大字中	和久寺農区	7.5	43.0	7.5	1	1				
26201132	和久寺奥池	わくでらおくいけ	京都府	福知山市	字和久寺イモ田383	大字中	和久寺農区	9.9	68.5	29.0	2	3				
26201137	高末池	こうらいいけ	京都府	福知山市	字今安	不明	今安農区	6.8	25.4	9.5	3	3				
26201139	大門1号池	だいもんいちごういけ	京都府	福知山市	字大門	不明	大門畑田池水利組合	9.0	37.0	9.0	1	3				
26201140	大門2号池	だいもんにごういけ	京都府	福知山市	字大門	大字中	大門畑田池水利組合	9.1	79.0	7.8	1	3				
26201141	大門3号池	だいもんさんごういけ	京都府	福知山市	字大門	大字中	大門畑田池水利組合	7.1	53.0	14.8	1	3				
26201142	段畑池	だんばたいけ	京都府	福知山市	字大門	大字中	大門畑田池水利組合	5.8	24.0	1.0	3	3				
26201145	袋3号池	ふくろさんごういけ	京都府	福知山市	字大門	自然人	南大門農区	7.7	55.0	2.0	2			1	4.管理者	
26201148	袋1号池	ふくろいちごういけ	京都府	福知山市	字大門	不明	自然人	4.5	39.0	1.2	3			1	4.管理者	
26201149	袋池	ふくろいけ	京都府	福知山市	字大門	大字拝師中	自然人	8.5	35.0	18.0	2	3				
26201158	寺池	てらいけ	京都府	福知山市	字口榎原	福知山市	口榎原農区	5.5	39.0	1.5			3			
26201162	太田池	おおたいけ	京都府	福知山市	字石場	大字中	石場自治会	7.2	107.2	38.0	1	2		1	4.管理者	
26201163	奥ヶ市池	おくがいちいけ	京都府	福知山市	字北山小字奥ヶ市717番	大字中	奥ヶ市池水利組合	7.4	69.7	7.5	2	3				
26201165	樽水旧池	たるみきゅういけ	京都府	福知山市	字樽水	不明	樽水旧池農区水利組合	7.8	34.8	9.0	3	3				
26201166	樽水新池	たるみしんいけ	京都府	福知山市	字樽水	不明	樽水旧池農区水利組合	10.0	33.0	4.4	2			1	4.管理者	
26201171	豊富用水池	とよみょうずいけ	京都府	福知山市	字奥榎原	福知山市豊富用水土地改良区	福知山市豊富用水土地改良区	28.6	157.0	995.0	1	3				
26201172	桂池	かつらいけ	京都府	福知山市	字拝師	大字中	拝師自治会	7.6	40.0	14.0	2	3				
26201174	狭間池	はさまいけ	京都府	福知山市	字荒河	自然人	狭間池水利組合	3.0	30.0	1.5	3	3				
26201175	長谷上池	ながたにかみいけ	京都府	福知山市	字上小田小字長谷297番	六十内株	六十内自治会	9.6	52.9	7.5	1	3		1	4.管理者	
26201176	長谷下池	ながたにしもいけ	京都府	福知山市	字上小田小字長谷296番	六十内株	六十内自治会	6.0	30.0	0.5			2			
26202009	井ノ奥池	いのおくいけ	京都府	福知山市	三和町千束	不明	千束農区	14.5	154.0	22.0	2					
26202013	梅原新池	うめはらしんいけ	京都府	福知山市	三和町梅原	大字中	梅原新池組合	4.7	76.2	10.0	1	3				
26202014	広戸池	ひろといけ	京都府	福知山市	三和町梅原	大字中	広戸池水利組合	4.7	38.0	8.0	3	3				
26203008	小倉池	おぐらいけ	京都府	福知山市	夜久野町小倉	大字中	岡野水利組合	5.2	63.0	21.5	2			1	4.管理者	
26203014	甲子池	こうしいけ	京都府	福知山市	夜久野町三谷	不明	甲子池水利組合	10.0	38.0	5.5	2	3				
26204004	井ノ奥池	いのおくいけ	京都府	福知山市	大江町北有路	大字中	北三、北四農区	7.9	55.6	12.5	1	3		1	4.管理者	
26204006	森池	もりいけ	京都府	福知山市	大江町南有路	不明	森池水利組合	6.4	28.8	18.0	3					
26204009	漆畑池	うるしばたいけ	京都府	福知山市	大江町夏間	自然人	夏間区	6.1	42.0	8.8	1	2				
262021001	登尾池	のぼりおいけ	京都府	舞鶴市	字登尾小字大石谷792番地	舞鶴市	登尾自治会	13.5	51.0	18.0	2	3				
262021002	田中池	たなかいけ	京都府	舞鶴市	字田中小字民シゲ	舞鶴市	田中農事組合	7.7	115.0	28.0			1			
262021003	泉源寺池	せんげんしいけ	京都府	舞鶴市	字泉源寺小字岩谷848番	自然人	泉源寺農事組合	7.5	107.0	25.0	1	3				
262021004	宮谷池(清尻)	みやだにいけ	京都府	舞鶴市	字清尻小字宮谷	舞鶴市	清尻元字会	7.3	50.0	11.0		3	1			
262021005	越行池(清尻)	こすぎょういけ	京都府	舞鶴市	字清尻小字越行	舞鶴市	清尻元字会	2.7	51.0	5.0		3				
262021006	宮谷池(大宮)	みやだにいけ	京都府	舞鶴市	字行永小字宮ヶ谷	舞鶴市	大宮自治会	13.5	52.0	11.0		3	2			
262021007	芥子谷池	けしだにいけ	京都府	舞鶴市	字行永小字芥子谷1678番地	行永耕地整理組合	芥子谷溜池水利組合	12.0	69.0	15.0	2			1	4.管理者	
262021008	赤迫池	あかさこいけ	京都府	舞鶴市	字行永小字赤迫	舞鶴市	八反田水利組合	7.5	107.0	34.2	2	3				
262021009	戸ノ町池	あしのまちいけ	京都府	舞鶴市	字与保呂小字戸ノ町1636番外	自然人	戸ノ町ため池運営協議会	13.1	74.0	92.0	2	3				
262021011	砂波上池	さばかみいけ	京都府	舞鶴市	字福来小字砂波	舞鶴市	字福来元字会	11.0	77.0	18.0			2	1	4.管理者	
262021013	森安池	もりやすいけ	京都府	舞鶴市	福来小字森安941番地	舞鶴市	倉谷農事組合	6.6	88.0	24.0	2	3				
262021016	北谷池	きただにいけ	京都府	舞鶴市	字万願寺小字北谷	舞鶴市	万願寺町内会	6.5	52.0	8.0	3			1	4.管理者	
262021017	瀬ノ口池	せのくちいけ	京都府	舞鶴市	字今田小字瀬ノ口1359番の一部	舞鶴市	今田農事組合	15.5	56.0	18.0	2	3				
262021024	佐織谷池	さおりだにいけ	京都府	舞鶴市	字下東佐織谷	舞鶴市	下東区	5.4	62.0	12.0	1	3				
262021029	豊池	とよいけ	京都府	舞鶴市	字上福井小字クワヅ1632番の1、字上小字上福191番の1の一部	舞鶴市	上東農事組合、上福井農事組合	9.0	42.0	72.0	2			1	4.管理者	

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

注) 記載内容は、令和8年1月時点の確定値である。

令和8年1月時点

データベース コード番号	防災重点農業ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
262021033	薬師池	やくしけい	京都府	舞鶴市	宇志高小学薬師356番地	舞鶴市	志高区	2.3	55.0	6.0	2	3				
262021034	堂ノ奥池	どうのおくいけ	京都府	舞鶴市	宇桑網下小学堂ノ奥10062番2	舞鶴市	桑網下自治会	7.0	43.0	7.0	3	3				
262031002	竜弘池	りゅうこういけ	京都府	綾部市	味方町龍弘21、22番	阿蘇群綾部町	竜弘池水利組合	6.4	46.0	3.4			2			
262031003	又池	またいけ	京都府	綾部市	味方町美師谷1番72の1	阿蘇群綾部町	味方上水利組合	5.4	40.0	12.0	2					
262031005	奥の谷池	おくのたにいけ	京都府	綾部市	味方町奥ノ谷20番2	阿蘇群綾部町	味方下水利組合	7.6	60.0	25.0	2					
262031012	山の神池	やまのかみいけ	京都府	綾部市	上延町山ノ神28番	大字延中	上延町農家組合	3.5	89.0	12.0	2	3		1	4.管理者	
262031017	東の段池	ひがしのだんいけ	京都府	綾部市	安場町東谷40番	大字安場中	安場町自治会	4.1	37.0	3.8	3	3				
262031020	戸石下池	としいしもいけ	京都府	綾部市	位田町戸石4、7番	自然人	戸石池水利組合	5.8	56.0	13.5	2	3				
262031023	福垣上池	ふきがきかみいけ	京都府	綾部市	豊里町福垣135番	阿蘇郡以久田村	福垣区	5.0	32.0	0.9	3	3				
262031032	鐘新池	かねしんいけ	京都府	綾部市	鐘町大島町小堤10番	阿蘇郡以久田村	鐘自治会	6.0	87.0	28.0	2	3				
262031036	小西上池	こにしかみいけ	京都府	綾部市	小西町下前田12番	綾部市	小西町自治会農事部	3.6	97.0	17.0	2	3				
262031039	奥の畑池	おくのはたいけ	京都府	綾部市	小西町荒神下41番	阿蘇郡小畑村小西	小西町自治会農事部	6.9	40.0	2.7	3	3				
262031045	寺内池	てらうちいけ	京都府	綾部市	鍛冶屋町寺内1番	阿蘇郡小畑村小畑	鍛冶屋自治会	11.1	63.6	32.2	2	3		1	4.管理者	
262031054	深田池	ふかたいけ	京都府	綾部市	小畑町深田44番、45番、53番	自然人	自然人	4.7	34.2	0.9	3	3				
262031063	紺屋谷池	こんやだにいけ	京都府	綾部市	小畑町松原123番	阿蘇郡小畑村中	小畑町水利組合	5.5	38.0	2.7	3	3				
262031071	姥ヶ池	うばがけいけ	京都府	綾部市	私市町姥ヶ谷	不明	私市東自治会	2.0	31.0	1.6	3	3		1	4.管理者	
262031075	早間池	はやまいけ	京都府	綾部市	物部町早間尻12番	阿蘇郡物部村	早間池水利組合	7.5	142.0	79.5	1	3				
262031076	鷹ヶ谷池	たかがたにいけ	京都府	綾部市	物部町南中縄手	綾部市	不明	5.8	40.0	20.0	2					
262031079	市ヶ坪池	いちがたにいけ	京都府	綾部市	物部町市ヶ坪32番	阿蘇郡物部村	市ヶ坪水利組合	2.7	67.0	8.7	3			1	4.管理者	
262031082	池谷池	いけたにいけ	京都府	綾部市	物部町中野94番	阿蘇郡物部村	早間池水利組合	4.1	86.0	4.8	3					
262031104	口山王池	くちさんのういけ	京都府	綾部市	西坂町山王5番、5番2	阿蘇郡物部村	不明	5.0	62.7	5.0	3	3				
262031112	北谷池	きただにいけ	京都府	綾部市	新庄町北9番、9番2	阿蘇郡物部村	不明	4.2	40.0	1.5	3			1	4.管理者	
262031115	三本松池	さんぼんまついけ	京都府	綾部市	新庄町水上6番1	阿蘇郡物部村	新庄大池水利組合	5.7	36.0	23.5	2	3				
262031120	新宮池	しんぐういけ	京都府	綾部市	新庄町仲2番	阿蘇郡物部村	不明	3.0	56.0	2.0	3					
262031122	門谷池	かどたにいけ	京都府	綾部市	白道路町門谷2番1、2番2	阿蘇郡物部村	門谷池委員会	6.8	90.0	30.0	2					
262031126	大畑池	おおはたいけ	京都府	綾部市	白道路町93番1、34番1、35番1	阿蘇郡物部村	大畑池水利組合	9.0	103.0	25.0	2					
262031130	普光寺池	ふこうじいけ	京都府	綾部市	志賀郷町普光寺1-1外	自然人	下田團井根	8.7	95.0	28.0	2	3				
262031131	市殿口池	いちどのくちいけ	京都府	綾部市	志賀郷町市殿口18	自然人	自然人	4.6	34.0	0.7	3	3				
262031136	鳥居奥池	とりのおくいけ	京都府	綾部市	金河内町鳥居奥26番1外	自然人	金河内町自治会	10.0	71.0	12.0	2			1	4.管理者	
262031139	栢ノ木池	かやのきいけ	京都府	綾部市	坊口町	自然人	栢ノ木岩本両池水利組合	5.4	60.0	15.0	3					
262031145	矢保根池	やはねいけ	京都府	綾部市	西方町矢保根75	自然人	矢保根池水路組合	10.0	49.0	27.0	2	3				
262031147	長尾池	ながおいけ	京都府	綾部市	西方町長尾1番	自然人	自然人	5.0	103.0	20.0	1	3				
262031152	破堰池	はぜいけ	京都府	綾部市	有岡町破堰26番1	綾部市	有岡町振興組合	8.1	59.0	20.4	2			1	4.管理者	
262031156	焼山上池	やきやまかみいけ	京都府	綾部市	多田町池ノ内14番1	綾部市	多田町自治会	7.1	74.2	30.4	1	3		1	4.管理者	
262031157	焼山下池	やきやましもいけ	京都府	綾部市	多田町池ノ内12番1	綾部市	多田町自治会	4.6	74.0	19.2	1	3		1	4.管理者	
262031162	八重坂池	やえざかいけ	京都府	綾部市	上八田町八重坂1番1外	自然人	八重坂組合	5.4	91.0	26.0	2			1	4.管理者	
262031164	白田池	しろたにいけ	京都府	綾部市	七石町白田	自然人	白田池管理組合	6.0	54.0	24.0	2			1	4.管理者	
262031167	宮の谷池	みやのたにいけ	京都府	綾部市	中筋町宮ノ谷3番1外	自然人	自然人	6.2	54.6	5.4	3			1	4.管理者	
262031170	ヨゴミ池	よごみいけ	京都府	綾部市	岡安町中池21番1外	自然人	中池水利組合	3.4	26.0	1.2	3			1	4.管理者	
262031190	清水奥池	しみずおくいけ	京都府	綾部市	上杉町清水奥9番	自然人	自然人	8.6	51.0	12.0	2	3				
262031193	東谷池	ひがしたにいけ	京都府	綾部市	上杉町東山	自然人	野瀬自治会	5.8	29.0	2.0	3	3				
262031196	奥池	おくいけ	京都府	綾部市	鹿橋町	自然人	鹿橋水利組合	9.0	68.7	18.0	1	3				
262031197	鹿橋新池	たかすしんいけ	京都府	綾部市	鹿橋町	自然人	鹿橋水利組合	13.4	48.0	13.0	1	3		1	4.管理者	
262031199	堂の奥池	どうのおくいけ	京都府	綾部市	下八田町上谷	阿蘇郡山家村宇西原跡地整理組合	綾部市西原土地改良区	11.1	85.0	48.0	3	3				
262031201	鍛冶屋池	かじやいけ	京都府	綾部市	下原町念五郎谷11番2	自然人	鍛冶屋池水利管理組合	6.4	56.7	4.8	1	2				
262031203	井根奥池	いねおくいけ	京都府	綾部市	上原町松尾5番1	自然人	上原町農事組合	11.8	45.4	18.0	2					
262031206	片山池	かたやまいけ	京都府	綾部市	八津合町片山8番4	綾部市	片山自治会	3.9	60.0	2.0	2			1	4.管理者	
262041001	段の山池	だんのやまいけ	京都府	宇治市	五ヶ庄大林50	宇治市	岡屋水利組合	4.0	50.0	3.6	3			1	4.管理者	
262051003	前田池	まえだいけ	京都府	宮津市	宇田原宮ノ谷65	大字中	田原自治会	4.5	76.0	2.2	3			1	4.管理者	
262051005	国分池	こくぶいけ	京都府	宮津市	国分	宮津市	国分自治会	8.0	35.0	4.9	2			1	4.管理者	
262061001	安町大池	やすまちおおいけ	京都府	亀岡市	安町大池7番	亀岡市	亀岡市亀岡土地改良区	5.9	350.0	48.0	1	3				
262061003	野々神池	ののがみいけ	京都府	亀岡市	三宅町北ノ塚内46番	亀岡市	亀岡市亀岡土地改良区	3.7	18.0	4.0	3	3				
262061004	岩ヶ谷池	いわがたにいけ	京都府	亀岡市	上矢田町岩田30番	自然人	亀岡市亀岡土地改良区	6.5	58.6	7.0			2			
262061005	新池	しんいけ	京都府	亀岡市	上矢田町岩田25番2他	亀岡市	亀岡市亀岡土地改良区	5.6	209.0	31.0	1			1	4.管理者	
262061010	黒田池	くろだいけ	京都府	亀岡市	上矢田町黒田10番	自然人	亀岡市亀岡土地改良区	11.2	52.0	16.6	2	3				
262061012	五反田池	ごたんだいけ	京都府	亀岡市	下矢田町五反田36番	亀岡市	亀岡市亀岡土地改良区	5.4	95.0	28.0	2			1	4.管理者	
262061013	古池	ふるいけ	京都府	亀岡市	下矢田町古池1番他	亀岡市	亀岡市亀岡土地改良区	7.5	62.0	30.0	2	3				
262061014	中山池	なかやまいけ	京都府	亀岡市	下矢田町中山39番1他	亀岡市	亀岡市亀岡土地改良区	13.7	82.0	194.4	1	3				

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

注) 記載内容は、令和8年1月時点の確定値である。

令和8年1月時点

データベース コード番号	防災重点農業ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の種元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
282061018	中池	なかいけ	京都府	亀岡市	下矢田町砂田4 4番	亀岡市	亀岡市亀岡土地 改良区	4.0	89.0	4.5	3			1	4.管理者	
282061021	昭和池	しょうわいけ	京都府	亀岡市	西別院町美路下 弘法7他	亀岡市昭和池土 地改良区	亀岡市昭和池土 地改良区	24.7	77.4	394.0	1	1				
282061022	丹田池	たんたいけ	京都府	亀岡市	東別院町大野南 谷2番1	亀岡市	東別院町大野区	4.5	46.0	3.0	3			1	4.管理者	
282061023	才谷池	さいだにいけ	京都府	亀岡市	東別院町大野才 谷1番地	亀岡市	東別院町大野区	10.2	46.0	12.0	2	3				
282061032	上谷下池	かみたにしもいけ	京都府	亀岡市	東別院町大野上 谷8番4	亀岡市	東別院町大野区	3.8	13.0	2.5	3	3				
282061033	上谷上池	かみたにかみいけ	京都府	亀岡市	東別院町大野上 谷7番3	亀岡市	東別院町大野区	1.6	12.5	1.2	3	3				
282061040	谷合池	たにあいけ	京都府	亀岡市	東別院町小泉岩 原	自然人	自然人	6.0	17.0	1.0	3			1	4.管理者	
282061041	うず葉池	うずばいけ	京都府	亀岡市	東別院町小泉野 手27番地	自然人	自然人	6.6	20.0	2.0		2				
282061071	小谷池	こたにいけ	京都府	亀岡市	西別院町犬甘野 小谷16番	自然人	自然人	3.5	73.0	1.0	3	3				
282061089	大池(美路)	おおいけ	京都府	亀岡市	西別院町美路西 畑20番	自然人	自然人	2.2	46.0	1.0			3			
282061095	皿谷池	さらだにいけ	京都府	亀岡市	西別院町美路戸 尻1番2	亀岡市	亀岡市昭和池土 地改良区	6.5	62.0	41.0	2	3				
282061098	スリバチ池	すりばちいけ	京都府	亀岡市	曾我部町寺拍子 埴内1番	自然人	自然人	5.0	88.0	3.0	3			1	4.管理者	
282061099	恋谷池	こいたにいけ	京都府	亀岡市	曾我部町寺恋谷 12番	亀岡市	曾我部町寺区	10.1	69.0	15.0	2	3				
282061101	黄池	とらいけ	京都府	亀岡市	曾我部町穴太口 山116番地	不明	穴太西地区水利 組合長	5.0	138.0	9.1	3			1	4.管理者	
282061102	横輪池	よこわいけ	京都府	亀岡市	曾我部町寺貝ノ 庄10番	亀岡市	曾我部町寺区	9.0	64.0	18.5	1	1				
282061106	太田上池	おおたかみいけ	京都府	亀岡市	藤田野町太田川 ノ上15-3 他	亀岡市	藤田野町太田区	6.0	126.5	8.0	3				1	4.管理者
282061107	太田新池	おおたしんいけ	京都府	亀岡市	藤田野町太田石 垣内4番1	亀岡市	藤田野町太田区	5.2	287.0	12.0	2	3				
282061108	太田中池	おおたなかいけ	京都府	亀岡市	藤田野町太田石 垣内16.5-2番地	亀岡市	藤田野町太田区	2.6	208.0	21.0	2				1	4.管理者
282061112	旧新池	きゅうしんいけ	京都府	亀岡市	藤田野町鹿谷 丸ヶ条141番地	亀岡市	藤田野町鹿谷区	5.1	145.0	21.0	2				1	4.管理者
282061109	越池	こしいけ	京都府	亀岡市	藤田野町鹿谷西 川150番地	亀岡市	藤田野町鹿谷区	3.9	95.0	9.0	3				1	4.管理者
282061116	町ヶ谷池	まちがたにいけ	京都府	亀岡市	藤田野町棉花宮 ノ奥24番地	亀岡市	藤田野町棉花区	9.0	29.5	31.0	1	3			1	4.管理者
282061119	吉池	ふるいけ	京都府	亀岡市	藤田野町奥条 登ノ畑36番地	亀岡市	藤田野町奥条区	6.6	62.0	11.0	2				1	4.管理者
282061122	大正池	たいしょういけ	京都府	亀岡市	藤田野町佐伯院 ノ芝5 他	亀岡市	藤田野町佐伯区	12.3	180.0	111.5	1	3				
282061123	茶屋大池	ちややおおいけ	京都府	亀岡市	藤田野町佐伯下 峠	亀岡市	藤田野町佐伯区	7.0	290.0	36.0	2	3				
282061128	間谷池	またにいけ	京都府	亀岡市	本梅町井手間谷 5番	亀岡市	本梅町井手区(亀岡 市西部土地改良区)	11.0	55.0	51.7	1	3				
282061130	中野新池	なかのしんいけ	京都府	亀岡市	本梅町中野池ノ 尻7番	亀岡市	亀岡市西部土地 改良区	7.8	136.0	24.0	2	3				
282061134	南池	みなみいけ	京都府	亀岡市	本梅町中野上埴 内2番2	亀岡市	亀岡市西部土地 改良区	3.5	41.0	3.0	3				1	4.管理者
282061135	原谷池	はらだにいけ	京都府	亀岡市	本梅町平松原谷 1番	亀岡市	本梅町平松区(亀岡 市西部土地改良区)	6.3	65.0	11.0			3			
282061139	カセ谷池	かせたにいけ	京都府	亀岡市	本梅町東加舎前 山13	亀岡市東加舎財 産区	本梅町東加舎区	2.0	38.0	1.0	3	3				
282061148	関池	せきいけ	京都府	亀岡市	本梅町西加舎前 ヶ芝48番	亀岡市西加舎財 産区	本梅町西加舎区	8.0	93.0	14.0	2	3				
282061149	西加舎上池	にしがやかみいけ	京都府	亀岡市	本梅町西加舎フ ヶ24番	亀岡市西加舎財 産区	本梅町西加舎区	8.0	120.0	12.0	2				1	4.管理者
282061150	西加舎下池	にしがやしもいけ	京都府	亀岡市	本梅町西加舎フ ヶ23番	亀岡市西加舎財 産区	本梅町西加舎区	4.0	63.0	0.8	3				1	4.管理者
282061152	中衆新池	なかじょうしんいけ	京都府	亀岡市	本梅町西加舎苦 ノ口14番1	亀岡市西加舎財 産区	本梅町西加舎区	6.0	47.0	3.0	3	3				
282061153	西池	にしいけ	京都府	亀岡市	本梅町西加舎并 屋22番	亀岡市西加舎財 産区	本梅町西加舎区	3.0	68.0	0.8	3	3				
282061158	山の神下池	やまのかみしもいけ	京都府	亀岡市	宮前町猪倉半松 木2	自然人	宮前町猪倉区(亀岡 市西部土地改良区)	4.5	50.0	2.2	3	3				
282061161	宮川東池	みやがわがひいけ	京都府	亀岡市	宮前町宮川東池 1	亀岡市	亀岡市西部土地 改良区	5.7	138.0	12.0	2				1	4.管理者
282061162	宮川西池	みやがわにしいけ	京都府	亀岡市	宮前町宮川西池 6	亀岡市	亀岡市西部土地 改良区	4.2	114.0	9.0	3	3				
282061166	水船池	みずふねいけ	京都府	亀岡市	宮前町宮川水船 12番	自然人	個人管理(亀岡市西 部土地改良区)	3.0	41.3	0.3	3				1	4.管理者
282061170	山ノ神下池	やまのかみしもいけ	京都府	亀岡市	宮前町宮川水船	亀岡市	亀岡市西部土地 改良区	6.0	50.0	4.8	3				1	4.管理者
282061173	綿内下池	わたうちしもいけ	京都府	亀岡市	宮前町猪倉綿内 11	自然人	宮前町猪倉区(亀岡 市西部土地改良区)	4.3	71.0	4.5	3	3				
282061174	岩ヶ谷池	いわがたにいけ	京都府	亀岡市	宮前町猪倉岩ノ 谷1	自然人	宮前町猪倉区(亀岡 市西部土地改良区)	6.6	30.0	7.5	2	3				
282061176	小池谷池	こいけだにいけ	京都府	亀岡市	宮前町猪倉小 池ヶ谷1番	自然人	宮前町猪倉区(亀岡 市西部土地改良区)	3.8	49.0	2.0	3				1	4.管理者
282061177	山ノ神池	やまのかみいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前大 見ヶ谷58番	亀岡市	亀岡市西部土地 改良区	10.6	93.0	12.0	2				1	4.管理者
282061178	捨谷池	すてだにいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前捨谷 20番	亀岡市	亀岡市西部土地 改良区	6.6	50.0	6.0	3				1	4.管理者
282061179	谷奥中池	たにおくなかいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前上 谷奥13番	亀岡市	亀岡市西部土地 改良区	8.3	61.0	22.0	2	3				
282061180	谷奥下池	たにおくしもいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前上 谷奥12番	亀岡市	亀岡市西部土地 改良区	5.6	81.0	15.0	2	3				
282061189	寺ヶ谷中池	てらがたにないけ	京都府	亀岡市	宮前町神前狭間 60番	亀岡市	亀岡市西部土地 改良区	3.6	31.0	0.7	3	3				
282061190	寺ヶ谷下池	てらがたにしもいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前狭間 26	亀岡市	亀岡市西部土地 改良区	2.4	20.0	0.6	3				1	4.管理者
282061193	北奥池	きたおくいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前北ノ 奥57番	亀岡市	亀岡市西部土地 改良区	1.4	38.0	2.0	1	3				
282061198	細原中池	ほそはらなかいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前細原 12番	亀岡市	亀岡市西部土地 改良区	3.5	30.0	1.3	3				1	4.管理者
282061199	金蓮池	かなばすいけ	京都府	亀岡市	宮前町神前金蓮 55番	亀岡市	亀岡市西部土地 改良区	4.5	25.0	2.0	3	3				
282061200	松熊大池	まつくまおおいけ	京都府	亀岡市	東本梅町松熊 柳ヶ谷	不明	亀岡市東本梅土 地改良区	3.2	41.0	3.0	3				1	4.管理者
282061201	君谷池	きみだにいけ	京都府	亀岡市	東本梅町大内高 尾	不明	東本梅町大内区、亀岡 市東本梅町土地改良 区	8.3	47.5	9.0	3				1	4.管理者
282061204	奥ノ原池	おくのはらいけ	京都府	亀岡市	東本梅町大内奥 ノ原55番	大内生産森林組 合	東本梅町大内区、亀岡 市東本梅町土地改良 区	11.6	143.0	54.0	1	2			1	4.管理者
282061211	赤熊大池	あかくまおおいけ	京都府	亀岡市	東本梅町赤熊西 山口55番	亀岡市	東本梅町赤熊区、亀岡 市東本梅町土地改良 区	6.1	292.0	25.1	2	3				
282061212	大谷新池	おおたにしんいけ	京都府	亀岡市	東本梅町東大谷 山根17番1	亀岡市	亀岡市東本梅町 土地改良区	3.5	105.0	2.5	3	3				
282061214	大池(小金岐)	おおいけ	京都府	亀岡市	大井町小金岐北 浦6番	亀岡市	小金岐農家組合	3.7	230.0	20.0	1	3				
282061218	合同新池	ごうどうしんいけ	京都府	亀岡市	大井町小金岐大 門1番1	自然人	小金岐農家組合	4.2	153.5	8.0	3				1	4.管理者

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

(注) 記載内容は、令和8年1月時点の確定値である。

令和8年1月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の種元			防災工事等の対象と実施時期※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察※2	経過観察を行う者	
262061219	新池(小金岐)	しんいけ	京都府	亀岡市	大井町小金岐地33番	亀岡市	小金岐農家組合	3.3	96.4	5.0	3			1	4.管理者	
262061224	水神池	すいじんいけ	京都府	亀岡市	大井町南金岐清水42番	亀岡市	亀岡南金岐土地改良区	3.0	40.0	2.5	3	3				
262061228	新池(北金岐)	しんいけ	京都府	亀岡市	大井町北金岐	亀岡市	大井町北金岐区	3.6	136.0	4.0	1	3				
262061229	青谷池	あおたにいけ	京都府	亀岡市	大井町南金岐谷口5番、6番合併	亀岡市	亀岡市南金岐土地改良区	7.0	150.0	15.0	2	3				
262061233	真池	まいけ	京都府	亀岡市	千代川町湯井西筋17番	亀岡市	千代川町湯井区	4.2	56.0	8.5	3	3				
262061234	湯井新池	ゆいしんいけ	京都府	亀岡市	千代川町湯井北筋124番	亀岡市	千代川町湯井区	6.7	185.0	45.0	1	3		1	4.管理者	
262061236	湯井大池	ゆいおおいけ	京都府	亀岡市	千代川町湯井西筋18番	亀岡市	千代川町湯井区	4.8	120.0	15.0	2			1	4.管理者	
262061237	湯井奥池	ゆいおくいけ	京都府	亀岡市	千代川町湯井	不明	千代川町湯井区	12.0	53.0	13.0	2	3				
262061238	千原上池	ちはらかみいけ	京都府	亀岡市	千代川町千原西ノ本32番1	亀岡市	千代川町千原区	8.5	50.0	13.3	2	3				
262061239	千原中池	ちはらなかみいけ	京都府	亀岡市	千代川町千原西ノ本31-1他	亀岡市	千代川町千原区	7.0	100.0	19.1	3			1	4.管理者	
262061240	千原下池	ちはらしもいけ	京都府	亀岡市	千代川町千原西ノ本30番1	亀岡市	千代川町千原区	4.9	153.0	9.0	3	3				
262061241	榊田新池	はいだしんいけ	京都府	亀岡市	千代川町榊田宮ノ前25番	亀岡市	千代川町榊田区	4.1	111.8	3.5	1	3				
262061242	榊田下池	はいだしもいけ	京都府	亀岡市	千代川町榊田登井合17番	亀岡市	千代川町榊田区	3.4	42.0	4.4	3			1	4.管理者	
262061243	榊田宮池	はいだみやいけ	京都府	亀岡市	千代川町榊田宮ノ前6番	亀岡市	千代川町榊田区	4.2	97.0	6.0	3			1	4.管理者	
262061244	墓堂池	はかどういけ	京都府	亀岡市	千代川町北ノ庄西山田24	亀岡市	千代川町北ノ庄区	10.4	42.0	20.0	1			1	4.管理者	
262061246	北ノ庄大池	きたのしょうおおいけ	京都府	亀岡市	千代川町北ノ庄西山田20	亀岡市	千代川町北ノ庄区	10.6	84.0	51.7	1	3				
262061249	汗の池	あせのいけ	京都府	亀岡市	旭町八ヶ坪25	三俣土地改良区	三俣土地改良区	4.2	290.0	48.0	2	3				
262061254	馬路上の池	うまじかみのいけ	京都府	亀岡市	馬路町上ノ池1番1	亀岡市	上の池土地改良区	4.2	390.0	121.0	1	3				
262061255	馬路中池	うまじなかみいけ	京都府	亀岡市	馬路町平野沢中池265番1	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	2.6	307.0	58.0	2			1	4.管理者	
262061256	馬路下池	うまじしもいけ	京都府	亀岡市	馬路町平野沢下池265番2	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	3.3	185.0	51.0	2			1	4.管理者	
262061257	中島池	なかじまいけ	京都府	亀岡市	千歳町園分中島60番	亀岡市元千歳園分財産区	亀岡市川東土地改良区	5.0	420.0	32.2	2	3				
262061260	出雲スワ池	いずもすわいけ	京都府	亀岡市	千歳町千歳白熊1番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	7.1	50.0	4.5	3	3				
262061261	段ノ池	だんのいけ	京都府	亀岡市	千歳町千歳山ノ口1番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	8.8	127.0	7.7	1	1				
262061263	新池(千歳)	しんいけ	京都府	亀岡市	千歳町千歳上ノ所21番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	7.5	30.0	2.0				2		
262061266	堂の池	どうのいけ	京都府	亀岡市	千歳町千歳上ノ所20番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	4.0	20.0	0.5	3			2	1	4.管理者
262061268	的場2号池	まとばごういけ	京都府	亀岡市	千歳町千歳山ノ口3番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	6.0	29.0	0.2	3	3				
262061275	谷山下池	たにやましもいけ	京都府	亀岡市	保津町保津山4番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	9.5	249.0	69.5	1	3				
262061276	西谷新池	にしたにしんいけ	京都府	亀岡市	保津町山中1	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	8.0	71.0	3.2	3			1	4.管理者	
262061277	西谷中池	にしたにないけ	京都府	亀岡市	保津町山中6	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	11.0	54.0	2.1	2			1	4.管理者	
262061278	東谷池	ひがしたにいけ	京都府	亀岡市	保津町山中7	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	8.0	43.0	2.8	3			1	4.管理者	
262061279	牛洗上池	うしあらいかみいけ	京都府	亀岡市	保津町上火無76番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	4.0	26.0	2.7	3			1	4.管理者	
262061281	丹田上池	たんだかみいけ	京都府	亀岡市	保津町上火無74番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	10.0	35.0	7.8	2	3				
262061282	丹田下池	たんだしもいけ	京都府	亀岡市	保津町上火無75番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	6.0	25.0	1.3	3			1	4.管理者	
262061283	山ノ坊池	やまのぼらいけ	京都府	亀岡市	保津町山ノ坊6番	亀岡市	亀岡市川東土地改良区	4.0	29.0	0.3	3			1	4.管理者	
262061284	葉真谷上池	くみだにかみいけ	京都府	亀岡市	古世町東向日林34	亀岡市藤町土地改良区	亀岡市藤町土地改良区	9.4	110.0	144.0	1	3				
262061285	葉真谷中池	くみだにないけ	京都府	亀岡市	古世町東向日林35番1-4	亀岡市藤町土地改良区	亀岡市藤町土地改良区	7.0	60.0	105.0	1	3				
262061286	葉真谷下池	くみだにしもいけ	京都府	亀岡市	藤町浄法寺葉真谷5番1	亀岡市藤町土地改良区	亀岡市藤町土地改良区	8.2	75.0	47.6	1	3				
262061287	大日谷池	だいにちだにいけ	京都府	亀岡市	藤町広田3丁目29番1	亀岡市藤町土地改良区	亀岡市藤町土地改良区	5.3	50.0	5.0	3	3				
262061288	汁沢池	しるさわいけ	京都府	亀岡市	藤町王子東長尾1番	不明	亀岡市藤町土地改良区	19.2	55.0	152.0	2	3				
262061289	門田池	かどたいけ	京都府	亀岡市	藤町王子門田53番	亀岡市藤町土地改良区	亀岡市藤町土地改良区	5.0	56.0	6.1	3			1	4.管理者	
262061293	椿ヶ谷下池	かきがたにしもいけ	京都府	亀岡市	藤町藤上長尾73番	亀岡市藤町土地改良区	亀岡市藤町土地改良区	10.0	40.0	15.0	2			1	4.管理者	
262061294	畠田上池	はたけだかみいけ	京都府	亀岡市	藤町藤合戦野28番	亀岡市藤町土地改良区	亀岡市藤町土地改良区	3.5	80.0	22.0	2	3				
262061295	畠田下池	はたけだしもいけ	京都府	亀岡市	藤町藤合戦野36番	亀岡市藤町土地改良区	亀岡市藤町土地改良区	5.7	120.0	24.8	2	3				
262061299	政助池	まさすけいけ	京都府	亀岡市	藤町藤下長尾23番	亀岡市藤町土地改良区	亀岡市藤町土地改良区	6.4	40.0	6.0	3	3				
262061301	向谷池	むかいたにいけ	京都府	亀岡市	藤町藤下長尾36番	亀岡市藤町土地改良区	亀岡市藤町土地改良区	6.5	60.0	11.0	2			1	4.管理者	
262061310	袋谷池	ふくろだにいけ	京都府	亀岡市	藤町森袋谷45番1	亀岡市藤町土地改良区	亀岡市藤町土地改良区	7.6	79.6	35.9	1			1	4.管理者	
262061319	桃原池	ももはらいけ	京都府	京都市	石京区嵯峨原西桃原乙	嵯峨原生産森林組合	亀岡市川東土地改良区	11.5	68.0	128.0	1	3				
262061320	西ヶ谷池	にしがたにいけ	京都府	京都市	石京区嵯峨原西桃原10乙	嵯峨原生産森林組合	三俣土地改良区	26.6	97.1	255.0	1	3		1	4.管理者	
262061311	袋谷小池	ふくろだにこいけ	京都府	亀岡市	藤町森前山16-1	亀岡市藤町土地改良区	亀岡市藤町土地改良区	11.7	35.0	10.0	2			1	4.管理者	
262061316	出葉池	ゆずりはいけ	京都府	亀岡市	藤町広田出葉40番、40番-1	亀岡市藤町土地改良区	亀岡市藤町土地改良区	2.8	282.0	15.0	1	3			1	4.管理者
262061322	三俣調整池	みまたちようせいけいけ	京都府	亀岡市	旭町三俣2-5他	三俣土地改良区	三俣土地改良区	6.1	529.0	75.0	2				1	4.管理者
262131001	下寺池	しもでらいけ	京都府	南丹市	美山町長谷立6	不明	自然人	2.1	63.0	1.5	3			1	4.管理者	
262081001	須大寺池	すだいじいけ	京都府	向日市	物業女地内	物業女財産区	物業女農家組合	5.1	63.0	3.0	3			1	4.管理者	
262081002	大池	おおいけ	京都府	向日市	物業女地内	物業女財産区	物業女農家組合	2.6	38.0	4.0	3			1	4.管理者	
262081003	主池	ぬしいけ	京都府	向日市	物業女地内	物業女財産区	物業女農家組合	8.3	70.0	18.8	2			1	4.管理者	
262081004	パンチ池	ぱんちいけ	京都府	向日市	物業女地内	物業女財産区	物業女農家組合	7.2	35.0	7.1	3			1	4.管理者	
262081005	青屋池	あおやいけ	京都府	向日市	物業女地内	物業女財産区	物業女農家組合	7.2	36.0	4.4	3			1	4.管理者	
262081006	ハマリ池	はまりいけ	京都府	向日市	物業女地内	物業女財産区	物業女農家組合	4.2	42.0	2.2	3			1	4.管理者	

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

注) 記載内容は、令和8年1月時点の確定値である。

令和8年1月時点

データベース コード番号	防災重点農業ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の種元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
262081007	行者池	ぎょうじやいけ	京都府	向日市	物集女地内	物集女財産区	物集女農家組合	6.0	25.0	4.0	3			1	4.管理者	
262081010	弁天池	べんてんいけ	京都府	向日市	寺戸町芝山4	寺戸財産区	寺戸農家組合、 寺戸財産区	7.7	72.0	14.0	2			1	4.管理者	
262081011	新池	しんいけ	京都府	向日市	寺戸町芝山5	寺戸財産区	寺戸農家組合、 寺戸財産区	10.8	48.0	22.0	2			1	4.管理者	
262081014	はりこ池	はりこいけ	京都府	向日市	寺戸町古城15	寺戸財産区	寺戸農家組合、 寺戸財産区	5.1	79.0	30.0	1	3		1	4.管理者	
262091002	備伏池	まじょういけ	京都府	長岡京市	今里北平尾2	今里財産区	今里土地改良区	9.9	103.0	21.0	1	3		1	4.管理者	
262091003	放生池	ほうじょういけ	京都府	長岡京市	粟生西条内24	今里財産区	今里土地改良区	11.4	57.0	35.0	1	3		1	4.管理者	
262091004	長池	ながいけ	京都府	長岡京市	粟生清水谷50	粟生財産区	粟生農家組合	6.4	70.0	6.0	3			1	4.管理者	
262091005	粟生谷田池	あおたにだけ	京都府	長岡京市	粟生清水谷51	粟生財産区	粟生農家組合	5.7	135.0	6.0	3			1	4.管理者	
262091007	観音寺池	かんのんいけ	京都府	長岡京市	粟生清水谷60	粟生財産区	粟生農家組合	8.1	50.0	10.0	1	3		1	4.管理者	
262091009	長法寺新池	ちやうほうしんいけ	京都府	長岡京市	長法寺祭ノ神2 8	長法寺財産区	長法寺土地改良区	7.6	109.7	21.0	1	3		1	4.管理者	
262091012	天神池	てんじんいけ	京都府	長岡京市	今里4丁目212 -1、2	今里財産区	今里土地改良区	4.1	163.0	5.0	2			1	4.管理者	
262091014	薬師池下池	やくしせいけ	京都府	長岡京市	今里薬師堂26	今里財産区	今里土地改良区	4.3	102.0	3.0	1			1	4.管理者	
262091016	セツ池	ななついけ	京都府	長岡京市	今里南平尾10	今里財産区	今里土地改良区	3.0	50.0	4.0		3		1	4.管理者	
262091018	八条ヶ池	はちじょうがけいけ	京都府	長岡京市	天神2丁目48- 1、4、5、6、7、8	開田財産区	開田農家組合	4.2	430.0	21.0	1	3		1	4.管理者	
262091031	原田池	わらだいけ	京都府	長岡京市	金ヶ原原田45	金ヶ原財産区	金ヶ原農家組合	11.5	32.0	8.0	2			1	4.管理者	
262091032	金原寺池	こんげんじいけ	京都府	長岡京市	金ヶ原谷田4	金ヶ原財産区	金ヶ原農家組合	9.5	45.0	1.5	1	1				
262091033	鎮守池	ちんじゆいけ	京都府	長岡京市	金ヶ原上ノ谷18	金ヶ原財産区	金ヶ原農家組合	8.0	50.0	3.0			3	1	4.管理者	
262091034	芦原池	あしわらいけ	京都府	長岡京市	金ヶ原御所ノ内 13	金ヶ原財産区	金ヶ原農家組合	7.2	52.0	9.4	1	2				
262101006	内里池	うちさといけ	京都府	八幡市	内里女谷35番 地	大字中(内里区)	内里農家実行組合	4.2	374.0	108.0	2					
262111009	真谷池	せめたにいけ	京都府	京田辺市	大住真谷25	綴喜郡大住村 (京田辺市)	岡村区区長	5.5	98.0	7.7						
262111011	尼ヶ池	あまがけいけ	京都府	京田辺市	田辺尼ヶ池26 -1	京田辺市	田辺区区長	5.4	92.0	14.0	1	3		1	4.管理者	
262111013	竹ノ脇池	たけのわきいけ	京都府	京田辺市	田辺竹ノ脇33	綴喜郡田辺大字 田辺(京田辺市)	田辺区区長	6.8	195.0	24.0	1	3		1	4.管理者	
262111018	興戸大池	こうのおおいけ	京都府	京田辺市	興戸川原谷111	綴喜郡田辺町(京 田辺市)	興戸農家実行組 合長	6.3	100.0	30.0	1	3				
262111019	興戸新池	こうどしんいけ	京都府	京田辺市	興戸南鉢立129	大字中(京田辺 市)	興戸農家実行組 合長	6.5	87.0	10.2	1	3				
262111020	庵池	あんいけ	京都府	京田辺市	興戸南鉢立100	大字中(京田辺 市)	興戸農家実行組 合長	5.6	29.5	4.8	3					
262111030	宮ノ下池	みやのしたいけ	京都府	京田辺市	宮津佐牙垣内2	大字中(京田辺 市)	江津農家組合長	5.4	146.0	6.9	3					
262121001	新宮谷池	しんぐだにいけ	京都府	京丹後市	峰山町内記	京丹後市	内記区	6.6	76.0	21.0	2			1	4.管理者	
262121002	尼ヶ谷池	あまがたにいけ	京都府	京丹後市	峰山町内記	京丹後市	内記区	5.5	39.0	3.0	3			1	4.管理者	
262121003	上堤池	うわづつみいけ	京都府	京丹後市	峰山町内記	京丹後市	内記区	5.3	31.0	6.0	2			1	4.管理者	
262121004	有田池	ありたいけ	京都府	京丹後市	峰山町内記	京丹後市	内記区	4.7	72.0	12.0	2			1	4.管理者	
262121005	須ヶ前池	すがまえいけ	京都府	京丹後市	峰山町荒山	京丹後市	荒山区	3.8	19.0	0.5	3			1	4.管理者	
262121006	井行内池	いごちいけ	京都府	京丹後市	峰山町荒山	京丹後市	荒山区	6.6	32.0	3.6	3			1	4.管理者	
262121008	一番谷池	いちばんだにいけ	京都府	京丹後市	峰山町荒山小学 壱番谷224番	京丹後市	荒山区	2.1	62.0	54.0	1	3			4.管理者	
262121009	上谷池	うえたにいけ	京都府	京丹後市	峰山町荒山小学 上谷63番38	京丹後市	荒山区	7.1	42.0	12.0	2			1	4.管理者	
262121010	福井谷池	ふくいだにいけ	京都府	京丹後市	峰山町荒山	京丹後市	荒山区	5.2	141.0	70.0	1	2			4.管理者	
262121011	黒田池	くろだいけ	京都府	京丹後市	峰山町荒山小学 黒田2651番1	京丹後市	荒山区	4.1	206.0	12.0	2			1	4.管理者	
262121014	中池	なかいけ	京都府	京丹後市	峰山町新町小学 スワ925番	京丹後市	新町区	6.0	94.0	21.0	1	3			4.管理者	
262121015	新池	しんいけ	京都府	京丹後市	峰山町新町	京丹後市	新町区	6.0	86.0	18.0	2			1	4.管理者	
262121016	追坂池	おっさかいけ	京都府	京丹後市	峰山町新町	京丹後市	新町区	6.7	86.0	36.0	2			1	4.管理者	
262121017	温水池	おんすいしんいけ	京都府	京丹後市	峰山町新町小学 スワ21番、921番	京丹後市	新町区	6.3	60.0	20.0	1	3			4.管理者	
262121018	上八幡池	かみはちまんいけ	京都府	京丹後市	峰山町長岡小学 上八幡1460番	京丹後市	長岡区	4.3	92.0	35.0	1	3			4.管理者	
262121019	通り谷池	とおりだにいけ	京都府	京丹後市	峰山町長岡小学 通り谷1110番1	京丹後市	長岡区	4.2	63.0	25.0	1	3			4.管理者	
262121020	口敷谷池	くちしきだにいけ	京都府	京丹後市	峰山町長岡小学 敷谷1239番	京丹後市	長岡区	5.3	53.0	54.0	1	3			4.管理者	
262121026	けいとく池	けいとくいけ	京都府	京丹後市	峰山町二箇	京丹後市	二箇区	3.6	35.0	1.0	3					
262121032	蔵の谷池	くらのだにいけ	京都府	京丹後市	峰山町新治小学 蔵之谷737番	京丹後市	新治区	7.1	58.9	12.0	2	3				
262121033	上すべ内池	かみすべうちいけ	京都府	京丹後市	峰山町菅小学 内30番	京丹後市	菅区	5.8	61.7	24.8	1	1				
262121034	下すべ内池	しもすべうちいけ	京都府	京丹後市	峰山町菅小学 内26番	京丹後市	菅区	5.2	63.9	21.7	1	1				
262121035	池の谷池	いけのだにいけ	京都府	京丹後市	峰山町菅小学池 ノ谷55番2	京丹後市	菅区	5.4	42.0	8.0	2			1	4.管理者	
262121037	先の枝池	さきのえだいけ	京都府	京丹後市	峰山町安小学 ノ枝712番	京丹後市	安区	5.4	48.8	5.0	3	3		3		
262121039	合邦池	がっぽういけ	京都府	京丹後市	峰山町吉原87 番、88番1	京丹後市	京丹後市	9.0	46.0	10.0			2	1	2.市町村	
262121049	鶴尾池	つるおひいけ	京都府	京丹後市	峰山町丹波小学 鶴尾1178番	京丹後市	丹波区	5.0	45.0	18.0	2					
262121050	松ヶ谷池	まつがたにいけ	京都府	京丹後市	峰山町丹波	京丹後市	丹波区	4.4	39.2	7.5	3			1	4.管理者	
262121051	金比羅池	こんびらいけ	京都府	京丹後市	峰山町杉谷小学 奥山1149番	京丹後市	杉谷農家組合	6.0	59.0	9.0			1			
262122005	あしわら池	あしわらいけ	京都府	京丹後市	大宮町河辺	京丹後市	河辺区	1.5	30.0	0.5	3			1	4.管理者	
262122009	深田池	ふかたいけ	京都府	京丹後市	大宮町周積小学 深田1214番	京丹後市	周積区	6.0	109.0	50.0	2			1	4.管理者	
262122010	幾坂池	いくさかいけ	京都府	京丹後市	大宮町周積小学 幾坂397番	京丹後市	周積区	8.2	105.0	50.0	1	2		1	4.管理者	
262122011	佐坂池	ささかいけ	京都府	京丹後市	大宮町周積	京丹後市	周積区	5.5	40.9	10.0	2					
262122015	河辺内池	こうべうちいけ	京都府	京丹後市	大宮町周積小学 河辺内1213番	京丹後市	周積区	4.2	73.0	18.0	2					

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

注) 記載内容は、令和8年1月時点の確定値である。

令和8年1月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察※2	経過観察を行う者	
262122016	油谷池	あぶらだにけい	京都府	京丹後市	大宮町善王寺小学油谷1143番	京丹後市	善王寺区	6.0	117.9	24.0	2			1	4.管理者	
262122018	立臼池	たてうすいけ	京都府	京丹後市	大宮町善王寺小学立臼6番6	京丹後市	善王寺区	4.4	102.0	20.0	1	3		1	4.管理者	
262122019	末谷口池	すえだにぐちいけ	京都府	京丹後市	大宮町善王寺小学末谷615番	京丹後市	善王寺区	7.5	42.4	22.0	2			1	4.管理者	
262122020	末谷奥池	すえだにおくいけ	京都府	京丹後市	大宮町善王寺小学末谷614番	京丹後市	善王寺区	8.0	29.9	12.3	2					
262122022	十二社奥池	じゅうにしゃおくいけ	京都府	京丹後市	大宮町口大野	京丹後市	口大野区	3.4	35.0	3.0	3			1	4.管理者	
262122023	十二社口池	じゅうにしゃぐちいけ	京都府	京丹後市	大宮町口大野	京丹後市	口大野区	4.7	57.0	9.0	3			1	4.管理者	
262122026	三坂口池	みさかくちいけ	京都府	京丹後市	大宮町三坂	京丹後市	三坂区	7.2	27.2	4.0	3					
262122027	三坂奥池	みさかおくいけ	京都府	京丹後市	大宮町三坂	京丹後市	三坂区	7.5	20.2	4.0	3					
262123010	公庄池	くしよういけ	京都府	京丹後市	網野町公庄	京丹後市	公庄区	6.3	22.0	1.8	3	3	2			
262124010	西小田谷池	にしこだたにけい	京都府	京丹後市	丹後町徳光小学堤谷2931	京丹後市	徳光区	4.4	22.2	2.0	3			1	4.管理者	
262124017	徳良大池	とくらおおいけ	京都府	京丹後市	丹後町徳光	京丹後市	徳光区	7.2	54.6	23.0	1	2				
262124018	峠谷池	とうげだにけい	京都府	京丹後市	丹後町徳光	京丹後市	徳光区	4.1	33.0	3.5	3			1	4.管理者	
262124019	徳良三津池	とくらみついけ	京都府	京丹後市	丹後町徳光	京丹後市	徳光区	3.3	45.5	15.0	1	2		1	4.管理者	
262124020	清水池	しみずいけ	京都府	京丹後市	丹後町成願寺	京丹後市	成願寺区	5.7	52.5	3.0	1		2	1	4.管理者	
262124021	三宅池	みやけいけ	京都府	京丹後市	丹後町三宅	京丹後市	三宅区	4.5	27.3	0.9	3					
262124025	筆石池	ふでしいけ	京都府	京丹後市	丹後町筆石小学上ノ垣266番1	京丹後市	筆石区	6.0	36.4	13.0	1	3		1	4.管理者	
262124030	尾和池	おわいけ	京都府	京丹後市	丹後町尾和小字セツガ154番1	京丹後市	尾和区	9.3	25.7	2.0			2	1	4.管理者	
262125011	トビ谷上池	とびたにうえいけ	京都府	京丹後市	弥栄町堤	京丹後市	堤区	7.0	35.8	10.0	2			1	4.管理者	
262125012	トビ谷下池	とびたにしたいけ	京都府	京丹後市	弥栄町堤	京丹後市	堤区	5.2	50.6	8.0	3			1	4.管理者	
262125013	シズ池	しんずいけ	京都府	京丹後市	弥栄町堤	京丹後市	堤区	6.4	24.7	4.0	3			1	4.管理者	
262125015	福西池	ふくにしいけ	京都府	京丹後市	弥栄町黒部	京丹後市	黒部区	4.9	47.8	8.0	3			1	4.管理者	
262126003	岩谷池	いわたにけい	京都府	京丹後市	久美浜町平田	京丹後市	平田区	4.0	31.0	3.0	3					
262126030	向町池	むこうまちいけ	京都府	京丹後市	久美浜町小学松ノ谷408番	京丹後市	向町区	2.0	21.0	0.3	3			1	4.管理者	
262126036	百合池	ゆりいけ	京都府	京丹後市	久美浜町品田	京丹後市	品田区	7.8	79.0	30.0	1	3				
262126037	シンド口池	しんどぐちいけ	京都府	京丹後市	久美浜町品田	京丹後市	品田区	4.5	145.0	12.0	1	3				
262126038	シンド奥池	しんどおくいけ	京都府	京丹後市	久美浜町品田	京丹後市	品田区	5.8	54.4	13.0	1	3		1	4.管理者	
262131002	常磐池	ときわいけ	京都府	南丹市	美山町大野西町2-3-4	南丹市	大野区	9.4	66.0	17.5	2			1	4.管理者	
262131004	九鬼ヶ谷池	くきがたにけい	京都府	南丹市	美山町上平屋	南丹市	上平屋区	14.8	46.0	20.0	1	3		1	4.管理者	
262132002	城南大池	じょうなんおおいけ	京都府	南丹市	園部町城南町	南丹市	城南町水利農家組合	5.4	125.0	22.0	1	3		1	4.管理者	
262132003	城南新池	じょうなんしんいけ	京都府	南丹市	園部町城南町東プロ1の1	南丹市	城南町水利農家組合	5.0	118.5	35.5	1	3		1	4.管理者	
262132005	寺の下池	てらのしたいけ	京都府	南丹市	園部町城南町ハザマ38	南丹市	農事組合法人城南農業生産組合	1.8	36.0	2.0	3	1				
262132006	野本池	のもといけ	京都府	南丹市	園部町小山西町	南丹市	野本池水利組合	5.2	210.0	12.0	3		3	1	4.管理者	
262132007	滝谷池	たきたにけい	京都府	南丹市	園部町小山西町	南丹市	小山西町水利組合	3.7	120.0	6.4	3			1	4.管理者	
262132008	高杭池	たかくいけ	京都府	南丹市	園部町小山西町	南丹市	小山西町水利組合	4.1	138.0	25.0	2			1	4.管理者	
262132011	塩田谷池	しおたにけい	京都府	南丹市	園部町小山東町	南丹市	小山東町区	6.6	52.0	10.0	1			1	4.管理者	
262132013	西谷池	にしだにけい	京都府	南丹市	園部町半田谷4	南丹市	自然人	5.5	72.0	3.0	3			1	4.管理者	
262132018	口池	くちいけ	京都府	南丹市	園部町口入ヶ坪9	南丹市	自然人	6.0	35.4	3.5	1	1				
262132025	池ノ上谷池	いけのかみだにけい	京都府	南丹市	園部町船岡	南丹市	坂本池	4.8	56.0	5.0	3			1	4.管理者	
262132027	宮の越池	みやのこしいけ	京都府	南丹市	園部町曾我谷	南丹市	曾我谷水利組合	4.4	86.0	17.0	2			1	4.管理者	
262132028	直谷池	すぐたにけい	京都府	南丹市	園部町曾我谷遺谷2先	京都府	財務省	5.4	67.4	15.0	1	3		1	4.管理者	
262132030	岡田池	おかだにけい	京都府	南丹市	園部町新堂才ノ下15	南丹市	自然人	2.5	129.0	3.0	3			1	4.管理者	
262132038	宮の谷池	みやのたにけい	京都府	南丹市	園部町瓜生野	南丹市	瓜生野区	6.7	37.0	3.0	3			1	4.管理者	
262132040	黒田大谷池	くろだおたにけい	京都府	南丹市	園部町黒田	南丹市	黒田区	1.1	90.0	32.0	1			1	4.管理者	
262132045	奥の谷池	おくのたにけい	京都府	南丹市	園部町穴人	南丹市	東部水利組合	3.8	34.0	4.0	3			1	4.管理者	
262132049	東ノ池	ひがしのいけ	京都府	南丹市	園部町南八田中山9	南丹市	南八田区	4.8	34.0	2.8	3	3				
262132051	室の奥池	むろのおくいけ	京都府	南丹市	園部町若森	南丹市	土地改良施設管理組合	5.0	38.0	6.3	3			1	4.管理者	
262132052	殿谷池	とのたにけい	京都府	南丹市	園部町殿谷	南丹市	殿谷区	5.0	53.5	13.0	2			1	4.管理者	
262132054	西大谷池	にしおたにけい	京都府	南丹市	園部町南大谷	南丹市	南大谷水利組合	4.5	170.0	9.6	3			1	4.管理者	
262132056	埴生大池	はぶおおいけ	京都府	南丹市	園部町埴生中西8	南丹市	埴生区	5.7	112.7	23.0	1	3		1	4.管理者	
262132062	金ヶ沢池	かねがさわいけ	京都府	南丹市	園部町瓜生野金ヶ沢	南丹市	内林木崎水利組合	4.6	104.0	50.0	2			1	4.管理者	
262132064	北谷池(船坂大池)	きたたにけい	京都府	南丹市	園部町船坂	南丹市	船坂区長	7.9	65.3	20.6	2			1	4.管理者	
262132065	観音池	かんのんいけ	京都府	南丹市	園部町上木崎町砂尻3	南丹市	観音水利組合	6.2	258.5	35.0	1	3		1	4.管理者	
262132066	宮の谷池	みやのたにけい	京都府	南丹市	園部町上木崎町	南丹市	上木崎区	4.5	40.0	2.0	3			1	4.管理者	
262132068	和崎池	わさきいけ	京都府	南丹市	園部町上木崎町	南丹市	上木崎区	6.9	185.0	30.0	1	3		1	4.管理者	
262133004	文覚池	もんがくいけ	京都府	南丹市	八木町室橋	南丹市	室橋区長	3.0	166.0	5.8	3			1	4.管理者	
262133005	新池	しんいけ	京都府	南丹市	八木町船枝	南丹市	船枝区	4.1	227.0	15.0	1	2				
262133006	古池	ふるいけ	京都府	南丹市	八木町船枝	南丹市	船枝区	3.0	146.0	8.4	1	2		1	4.管理者	
262133010	福本池	ふくもといけ	京都府	南丹市	八木町船畑	南丹市	諸畑区長	7.0	45.0	3.0	3			1	4.管理者	

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

注) 記載内容は、令和8年1月時点の確定値である。

令和8年1月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の種元			防災工事等の対象と実施時期※1			経過観察		備考	
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察※2	経過観察を行う者		
262133013	新宮池	しんぐういけ	京都府	南丹市	八木町神吉	元下(財産区)	新宮池管理者代表	6.5	60.0	9.0	3			1	4.管理者		
262133015	東岡尻池	ひがしおかしりいけ	京都府	南丹市	八木町神吉	元下(財産区)	神吉下区長	6.0	45.0	2.6	3			1	4.管理者		
262133017	宮ノ池	みやのいけ	京都府	南丹市	八木町神吉	元下(財産区)	神吉下区	2.8	12.0	0.5	3			1	4.管理者		
262133018	小谷池	こたにいけ	京都府	南丹市	八木町神吉上	元上(財産区)	神吉上区	4.7	47.0	8.0	3			1	4.管理者		
262133022	堂ノ池	どうのいけ	京都府	南丹市	八木町神吉	元和田(財産区)	神吉和田自治会	2.5	36.0	0.3	3			1	4.管理者		
262133024	富栄池	とみさかひけ	京都府	南丹市	八木町水所	南丹市	水所区	19.5	161.4	180.0	1	3					
262133026	奥池	おくいけ	京都府	南丹市	八木町池ノ内	南丹市	池ノ内区	5.8	77.4	14.2	1	1					
262133030	古池	ふるいけ	京都府	南丹市	八木町玉ノ井	南丹市	玉ノ井農事係	2.5	80.0	1.0	3			1	4.管理者		
262133031	岩ヶ谷池	いわがたにいけ	京都府	南丹市	八木町玉ノ井	南丹市	玉ノ井農事係	2.8	62.0	1.0	3			1	4.管理者		
262133032	大鳥羽池	おおとばいけ	京都府	南丹市	八木町玉ノ井	南丹市	玉ノ井農事係	2.8	140.0	5.0	3			1	4.管理者		
262133036	正ヶ谷上池	しょうがたにかみいけ	京都府	南丹市	八木町木原	南丹市	木原池係	4.0	36.0	5.0	3			1	4.管理者		
262133037	正ヶ谷中池	しょうがたになかみいけ	京都府	南丹市	八木町木原	南丹市	木原池係	2.0	33.0	3.0	3			1	4.管理者		
262134005	大保池	たいほいけ	京都府	南丹市	日吉町胡麻	南丹市	大保池水利組合	11.2	67.5	43.6	1	1					
262134008	岩上池	いわがみいけ	京都府	南丹市	日吉町胡麻渡り瀬1	嵯峨郡村第一一陸地整理組合第一区	岩上池水利組合	11.8	56.0	84.1	3	3			1	4.管理者	
262134012	雲谷池	うんこくいけ	京都府	南丹市	日吉町上胡麻	南丹市	上胡麻水利組合	6.0	60.0	10.0	2			1	4.管理者		
262134013	八幡池	はちまんいけ	京都府	南丹市	日吉町上胡麻	南丹市	上胡麻水利組合	6.7	70.0	7.9	3			1	4.管理者		
262134014	新町池	しんまちいけ	京都府	南丹市	日吉町畑廻線屋久保22の14	自然人	新町水利組合	12.0	64.0	20.0	2			1	4.管理者		
262134016	ミロク池	みろくいけ	京都府	南丹市	日吉町胡麻新町	南丹市	一ノ沢水利組合	1.5	45.0	1.1	3			1	4.管理者		
262134018	京殿池	きやうどのいけ	京都府	南丹市	日吉町志和賀京殿60の1他	自然人	中組農家組合	9.4	54.0	9.0	3			1	4.管理者		
264071002	家奥池	いえおくたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	高岡家奥谷61番内	自然人	下村区	5.0	26.0	5.0			2				
262141003	墓ノ谷池	はかのたにいけ	京都府	木津川市	山崎町東墓ノ谷4-1,5,7,11,12,13-2	自然人	山城町土地改良区	3.3	115.0	3.8	3			1	4.管理者		
262141004	坊ノ山池	ぼうのやまいけ	京都府	木津川市	山崎町平尾畑31-3	大字中(木津川市)	山城町土地改良区	3.4	37.0	3.0	3			1	4.管理者		
262141005	大谷池	おおたにいけ	京都府	木津川市	山崎町榎井大谷33	木津川土地開発株式会社	山城町土地改良区	7.5	35.0	5.4	3			1	4.管理者		
262141006	新溜池	しんためいけ	京都府	木津川市	山崎町榎井宮城谷17	大字中	山城町土地改良区	6.5	32.0	4.3	3	3					
262141007	田護池	でんごいけ	京都府	木津川市	山崎町榎井田護60-1,60-2,60-3	京都府木津川市(60-2)(木津川市)	山城町土地改良区	4.9	80.0	41.6	1	3					
262141008	松尾池(Ⅰ)	まつおひけ1	京都府	木津川市	山崎町榎井松尾6	大字中(木津川市)	山城町土地改良区	1.5	18.0	0.6	3			1	4.管理者		
262141009	松尾池(Ⅱ)	まつおひけ2	京都府	木津川市	山崎町榎井切ヶ敷56	高麗村字榎井(木津川市)	山城町土地改良区	5.3	33.0	1.7	3			1	4.管理者		
262141010	切ヶ敷池(Ⅱ)	きりがしきいけ2	京都府	木津川市	山崎町榎井切ヶ敷37	大字中(木津川市)	山城町土地改良区	5.3	26.0	3.7	3	3					
262141011	切ヶ敷池(Ⅲ)	きりがしきいけ3	京都府	木津川市	山崎町榎井切ヶ敷36	大字中(木津川市)	山城町土地改良区	8.5	34.0	8.8	3			1	4.管理者		
262141012	榎本池	えのもといけ	京都府	木津川市	山崎町榎井切ヶ敷19	自然人	山城町土地改良区	5.0	35.0	3.8	3	3					
262141013	度々見池(Ⅰ)	どどみいけ1	京都府	木津川市	山崎町榎井度々見33	大字中(木津川市)	山城町土地改良区	6.3	67.0	5.9	3			1	4.管理者		
262141015	榎井今池	つばいまいけ	京都府	木津川市	山崎町榎井御置後2	大字中(木津川市)	山城町土地改良区	1.3	27.0	1.3	3			1	4.管理者		
262141016	天敷堂池(5)	てんじきどういけ5	京都府	木津川市	山崎町榎井天敷堂	不明	山城町土地改良区	3.0	39.0	0.4	3			1	4.管理者		
262141019	天敷堂池(2)	てんじきどういけ2	京都府	木津川市	山崎町榎井天敷堂34	自然人	山城町土地改良区	3.0	32.0	0.7	3			1	4.管理者		
262141020	上野池	こうずけいけ	京都府	木津川市	山崎町榎井上野69	自然人	山城町土地改良区	3.8	30.0	0.9	3			1	4.管理者		
262141021	天敷堂池(1)	てんじきどういけ1	京都府	木津川市	山崎町榎井天敷堂32	自然人	山城町土地改良区	2.0	44.0	3.2	3			1	4.管理者		
262141023	金村池	かなむらいけ	京都府	木津川市	山崎町上狛金村37	山城町(木津川市)	山城町土地改良区	1.9	68.0	4.1	3			1	4.管理者		
262141024	上狛新池	かみこましんいけ	京都府	木津川市	山崎町上狛松谷43	山城町(木津川市)	山城町土地改良区	11.7	50.0	13.0	2			1	4.管理者		
262141027	上狛蓮池	かみこまはすいけ	京都府	木津川市	山崎町上狛蓮池80	山城町(木津川市)	山城町土地改良区	11.6	130.0	81.0	1	2		1	4.管理者		
262141029	小島池	こじまいけ	京都府	木津川市	山崎町上狛平ノ畑72	自然人	山城町土地改良区	3.3	24.0	0.8	3	3					
262141030	柳澤池	やなぎさわいけ	京都府	木津川市	山崎町上狛袋谷17	自然人	山城町土地改良区	3.0	39.0	0.9	3			1	4.管理者		
262141031	観音池	かんのんいけ	京都府	木津川市	山崎町上狛袋谷79	自然人	山城町土地改良区	5.2	51.0	1.9	3	3					
262142005	天神池	てんじんいけ	京都府	木津川市	木津馬場南30-1	木津川市(木津町・木津区)	木津土地改良区	3.4	96.0	8.9	3			1	4.管理者		
262142006	文廻池	ぶんまわりいけ	京都府	木津川市	木津馬場南31	木津川市(木津町・木津区)	木津土地改良区	3.2	100.0	18.6	2			1	4.管理者		
262142007	女子谷池	おなごたにいけ	京都府	木津川市	木津馬場南32	木津町(木津町・木津区)	木津土地改良区	7.7	52.0	5.6	1	1					
262142008	丸子谷池	まるこだにいけ	京都府	木津川市	木津片山127	木津町(木津町・木津区)	木津土地改良区	5.7	46.0	2.0	3	3					
262142015	水干池	すいぼしいけ	京都府	木津川市	市坂水干30、57	木津川市(市坂区)	市坂区	4.5	85.0	27.0	2			1	4.管理者		
262142018	荒瀬池	あらかしいけ	京都府	木津川市	市坂寒谷1	木津町(木津町・木津・市坂組合)	木津町区・市坂区	2.4	171.0	60.0	2			1	4.管理者		
262142023	五領池	ごりょういけ	京都府	木津川市	市坂池ノ内1	木津川市(木津町・木津・市坂組合)	木津町区・市坂区	6.0	110.0	14.7	2			1	4.管理者		
262142024	西久保池	にしくほいけ	京都府	木津川市	市坂中山66	木津町(市坂区)	市坂区	2.5	58.0	0.9	3			1	4.管理者		
262142027	梅谷新池1号	うめだにしんいけいちごう	京都府	木津川市	梅谷上ノ平69	木津町(梅谷区)	梅谷土地改良区	8.7	52.0	5.8		1					
262142028	梅谷新池2号	うめだにしんいけにごう	京都府	木津川市	梅谷上ノ平74	木津町(梅谷区)	梅谷土地改良区	6.5	38.0	2.9	1	1					
262142029	梅谷古池	うめだにふるいけ	京都府	木津川市	梅谷上ノ平70	木津町(梅谷区)	梅谷土地改良区	10.0	48.0	10.7	1	1					
262142030	池の谷上池	いけのたにかみいけ	京都府	木津川市	梅谷池ノ谷30	自然人	梅谷土地改良区	3.4	37.0	2.0	3						
262142031	池の谷下池	いけのたにしもいけ	京都府	木津川市	梅谷池ノ谷27	自然人	梅谷土地改良区	2.9	30.0	3.3	3			1	4.管理者		
262142032	宮の谷上池	みやのたにかみいけ	京都府	木津川市	梅谷宮ノ谷45	自然人	梅谷土地改良区	1.9	37.0	0.2	3			1	4.管理者		
262142034	宮の谷下池	みやのたにしもいけ	京都府	木津川市	梅谷宮ノ谷51	木津町(梅谷区)	梅谷土地改良区	4.5	58.0	3.8	3	2		1	4.管理者		
262142037	藪ヶ谷上池	よしがたにかみいけ	京都府	木津川市	梅谷宮ノ谷99	木津町(梅谷区)	梅谷土地改良区	1.5	57.0	1.5	3			1	4.管理者		

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

注) 記載内容は、令和8年1月時点の確定値である。

令和8年1月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の種元			防災工事等の対象と実施時期※1			経過観察		備考	
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察※2	経過観察を行う者		
262142038	蔵ヶ谷下池	よしがだにしもいけ	京都府	木津川市	梅谷宮ノ谷97	木津川市(梅谷区)	梅谷土地改良区	3.0	66.0	1.5	3			1	4.管理者		
262142039	鏡子池	ちよしいいけ	京都府	木津川市	梅谷地蔵谷43	木津町(梅谷区)	梅谷土地改良区	11.2	99.0	39.4	1	3		1	4.管理者		
262142041	古寺池	ふるでらいけ	京都府	木津川市	鹿背山古寺53	木津町(鹿背山区)	鹿背山区	4.0	60.0	3.3	3			1	4.管理者		
262142042	堂前谷池	どうぜんだにいけ	京都府	木津川市	鹿背山鹿曲田18	木津町(鹿背山区)	鹿背山区	3.9	18.0	0.3	3			1	4.管理者		
262142046	柳ヶ谷池	やなぎがだにいけ	京都府	木津川市	鹿背山柳ヶ谷池25	木津町(鹿背山区)	鹿背山区	3.6	62.0	5.5	3			1	4.管理者		
262142047	北之庄新池	きたのしょうじんいけ	京都府	木津川市	相楽大徳34	大字中(相楽区)	相楽土地改良区	2.2	193.0	3.0	3			1	4.管理者		
262142049	皿池	さらいけ	京都府	木津川市	相楽中溝29-1	木津町(相楽区)	相楽土地改良区	3.0	81.0	18.0	2			1	4.管理者		
262142051	柳谷池	やなぎだにいけ	京都府	木津川市	相楽袋塚6	大字中(相楽区)	相楽土地改良区	1.8	141.0	3.5	3			1	4.管理者		
262142052	荒神塚池	こうじんづかいけ	京都府	木津川市	相楽荒神塚15-2	木津町(相楽区)	相楽土地改良区	4.0	148.0	42.0	2			1	4.管理者		
262142053	四ツ池1号	よついでいちごう	京都府	木津川市	吐師奥医王子2	木津町(吐師区)	相楽土地改良区	5.2	55.0	8.6	3	3					
262142054	四ツ池2号	よついでいごう	京都府	木津川市	吐師奥医王寺2	木津町(吐師区)	相楽土地改良区	4.4	50.0	8.5	3			1	4.管理者		
262142055	四ツ池3号	よついでさんごう	京都府	木津川市	吐師奥医王寺3	大字中(吐師区)	相楽土地改良区	3.5	67.5	5.0	3			1	4.管理者		
262142056	四ツ池4号	よついでよんごう	京都府	木津川市	吐師奥医王寺4	大字中(吐師区)	相楽土地改良区	4.1	120.0	20.0	2			1	4.管理者		
262142057	柏谷池	かしわだにいけ	京都府	木津川市	吐師上柏谷28	大字中(吐師区)	相楽土地改良区	2.0	90.0	7.2	3			1	4.管理者		
262142058	吐師新池	はぜしんいけ	京都府	木津川市	吐師池ノ原2、南中央19、20、21-1、35、36	大字中、相楽土地改良区、木津町(建設課・吐師区)	相楽土地改良区	4.5	170.0	20.0	2			1	4.管理者		
262143064	南谷池	みなみだにいけ	京都府	木津川市	鹿背山南谷71	木津川市	南谷池水利組合	10.0	38.0	3.1	3	3					
262143065	細谷池	ほそたにいけ	京都府	木津川市	鹿背山細谷25	自然人	自然人	5.0	28.0	0.8	3	3					
262142067	ハタ池	はたいけ	京都府	木津川市	加茂町兎並杉谷23	大字中(兎並区)	兎並区長	8.6	37.0	25.0	3	3					
262143004	後堀池	うしろはたいけ	京都府	木津川市	加茂町例幣後堀28	自然人	登大路区	2.0	27.0	0.1	3			1	4.管理者		
262143005	後山池	うしろやまいけ	京都府	木津川市	加茂町例幣後山57	自然人	登大路区	2.4	35.0	0.1	3	3					
262143006	フタバ池	ふたばいけ	京都府	木津川市	加茂町法花寺野樋田10	大字中(旧加茂町財産区)	法花寺野区	3.4	35.0	1.2	3			1	4.管理者		
262143008	吉池	ふるいけ	京都府	木津川市	加茂町法花寺野中切52	大字中(旧加茂町財産区)	法花寺野区	6.6	70.0	3.0	3	3		1	4.管理者		
262143009	法花寺野新池	ほつけのしんいけ	京都府	木津川市	加茂町法花寺野中切50	大字中(旧加茂町財産区)	法花寺野区	8.9	73.0	13.7	2			1	4.管理者		
262143010	柳谷池	やなぎだにいけ	京都府	木津川市	加茂町法花寺野西ノ平19	大字中(旧加茂町財産区)	法花寺野区	10.3	32.0	5.3	2			1	4.管理者		
262143012	的場池(1)	まとばいけ1	京都府	木津川市	加茂町観音寺の塚32	カフテク産商株式会社	観音寺区	4.7	35.0	0.3	3			1	4.管理者		
262143013	的場池(2)	まとばいけ2	京都府	木津川市	加茂町観音寺の塚26	大字中(旧加茂町財産区)	観音寺区	3.0	13.0	0.2	3			1	4.管理者		
262143014	的場池(3)	まとばいけ3	京都府	木津川市	加茂町観音寺の塚25	大字中(旧加茂町財産区)	観音寺区	3.0	24.0	0.1	1	3					
262143015	的場池(4)	まとばいけ4	京都府	木津川市	加茂町観音寺の塚21	大字中(旧加茂町財産区)	観音寺区	5.4	35.0	0.1	1			1	4.管理者		
262143016	的場池(5)	まとばいけ5	京都府	木津川市	加茂町観音寺の塚18	大字中(旧加茂町財産区)	観音寺区	4.2	54.0	0.6	1	3			1	4.管理者	
262143017	的場池(6)	まとばいけ6	京都府	木津川市	加茂町観音寺の塚34	カフテク産商株式会社	観音寺区	2.4	51.0	1.2	3			1	4.管理者		
262143018	清水池(1)	しみずいけ	京都府	木津川市	加茂町観音寺清水104	大字中(旧加茂町財産区)	観音寺区	4.5	40.0	3.0	3			1	4.管理者		
262143023	八幡池	はちまんいけ	京都府	木津川市	加茂町北池ノ谷26	大字中(旧加茂町財産区)	北水利組合	8.5	83.0	15.6	2			1	4.管理者		
262143025	小坊院池	こぼういんいけ	京都府	木津川市	加茂町兎並小坊院15	大字中(旧加茂町財産区)	兎並区	6.7	38.0	3.1			1				
262143026	四ツ岩池	よついわいけ	京都府	木津川市	南加茂台12丁目11-1、40-1	相楽郡加茂町旧加茂町財産区(暫定課)	大野水利組合(木津川市)	4.8	95.0	17.4	2			1	4.管理者		
262143027	上池	かみいけ	京都府	木津川市	加茂町高田赤井山51	大字中(旧加茂町財産区)	高田区	4.5	47.0	8.2	3			1	4.管理者		
262143028	くさ神池	くさかみいけ	京都府	木津川市	加茂町高田赤井山1	大字中(旧加茂町財産区)	高田区	5.6	57.0	4.2	3			1	4.管理者		
262143029	奥栗井池(1)	おくやくいいけ1	京都府	木津川市	加茂町重奥栗井51	大字中(旧加茂町財産区)	里区	4.7	31.4	3.0	3			1	4.管理者		
262143030	奥栗井池(2)	おくやくいいけ2	京都府	木津川市	加茂町重奥栗井57	大字中(旧加茂町財産区)	里区	4.5	35.0	3.2	3			1	4.管理者		
262143037	観音寺新池	かんのんしんいけ	京都府	木津川市	加茂町観音寺池ノ上1	大字中(旧加茂町財産区)	観音寺区	4.0	71.0	8.6	3			1	4.管理者		
262143040	赤岩池	あかいわいけ	京都府	木津川市	加茂町銭司赤岩7	福田寺	宗教法人笠置寺	12.0	46.0	6.1	2			1	4.管理者		
262143042	後田池(1)	うしろだいいけ1	京都府	木津川市	加茂町例幣後田51	自然人	登大路区	3.5	28.0	0.1	3			1	4.管理者		
262143044	山口池(1)	やまぐちいけ1	京都府	木津川市	加茂町例幣後山56	瓶原村(旧瓶原村財産区)	登大路区	4.2	29.0	0.2	3	3					
262143045	山口池(2)	やまぐちいけ2	京都府	木津川市	加茂町例幣山口41	国分寺	登大路区	1.5	24.0	0.2	3	3					
262143046	宮池	みやいけ	京都府	木津川市	加茂町法花寺野里2	大字中(旧加茂町財産区)	法花寺野区	3.5	28.0	0.5	3			1	4.管理者		
262143049	尾上池	おのうえいけ	京都府	木津川市	加茂町重尾ノ上12	大字中(旧加茂町財産区)	里区	2.8	36.0	1.1	3	3					
262143050	中門伝池	ちゅうもんでんいけ	京都府	木津川市	南加茂台6丁目16	相楽郡加茂町旧加茂町財産区(旧加茂町財産区)	大野水利組合	3.0	88.0	5.9	3			1	4.管理者		
262143051	池田池	いけだいいけ	京都府	木津川市	加茂町高田赤井山107	大字中(旧加茂町財産区)	高田区	3.0	28.0	0.5	3	3					
262143053	兎並新池	うなみしんいけ	京都府	木津川市	加茂町兎並杉谷1	大字中(旧加茂町財産区)	兎並区	10.9	80.0	20.0	1			1	4.管理者		
262143054	小谷大池	こたにおおいけ	京都府	木津川市	加茂町北池ノ谷36	大字中(旧加茂町財産区)	北水利組合	8.1	120.0	16.8	2			1	4.管理者		
262143055	ミカド池	みかどいけ	京都府	木津川市	加茂町岩船ガンド3	自然人	自然人	4.9	31.0	2.5	3			1	4.管理者		
262143057	観音寺大池	かんのんおおいけ	京都府	木津川市	加茂町観音寺池ノ上48	大字中(旧加茂町財産区)	観音寺区	5.3	92.0	6.0	3			1	4.管理者		
262143058	樋田池	うえだいいけ	京都府	木津川市	加茂町法花寺野樋田20	自然人	法花寺野区	5.0	23.0	0.2	3			1	4.管理者		
262143059	西ノ平池	にしひらいけ	京都府	木津川市	加茂町法花寺野西ノ平14	大字中(旧加茂町財産区)	法花寺野区	3.7	17.0	0.3	3			1	4.管理者		
262143060	小松本池	こまつもといけ	京都府	木津川市	加茂町北小松本10番丙	自然人	自然人	3.0	17.0	0.2	3			1	4.管理者		
263031001	円明寺大池	えんみょうじおおいけ	京都府	乙訓郡大山崎町	円明寺西法寺	大山崎町	円明寺区	7.2	64.0	10.0	1	3					
263031002	円明寺中ノ池	えんみょうじなかのいけ	京都府	乙訓郡大山崎町	円明寺西法寺	大山崎町	円明寺区	7.1	48.0	7.5		3					
263031003	御茶屋池	おちややいけ	京都府	乙訓郡大山崎町	字円明寺小字薬師前2	自然人	円明寺区	5.2	151.0	14.0	1	3		1	4.管理者		
263431001	大正池	たいしやういけ	京都府	綴喜郡井手町	多賀一ノ谷	井手町	井手土地改良区	26.5	83.0	230.0	2			1	2.市町村		

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

注) 記載内容は、令和8年1月時点の確定値である。

令和8年1月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の種元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
263431002	岡田池	おかだいけ	京都府	綴喜郡井手町	井手岡田	井手町	植田水利組合	4.8	110.0	18.0	2			1	2市町村	
263431003	新池	しんいけ	京都府	綴喜郡井手町	井手二本松 13,19,21,22,23	自然人	新田田護係	4.8	143.0	5.0	3			1	2市町村	
263441001	長井野下池	ながいのしもいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字郷之口小学 長井野103-1	自然人	郷之口菅農集団 組合	6.9	34.4	2.7	3			1	2市町村	
263441004	老中大池	おいなおおいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字南小学城田 35	大字中	並木水利組合	8.8	46.5	17.0	2			1	2市町村	
263441005	老中新池	おいなしんいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字南小学城田 32	自然人	自然人	7.0	33.0	4.9	3			1	2市町村	
263441006	城田池	しろたいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字南小学城田 47	大字中	自然人	6.0	30.0	2.2	3			1	2市町村	
263441007	吉ノ谷池	よしのたにいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字南小学城田 64	自然人	自然人	6.2	37.0	3.4	3			1	2市町村	
263441008	本ノ谷池	ほんのたにいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字南小学本ノ 谷49	大字中	自然人	9.0	47.0	9.5	3			1	2市町村	
263441029	外ヶ谷池	そとがたにいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字立川小学 外ヶ谷79	大字中	大道寺自治会	4.4	26.0	1.5	3			1	2市町村	
263441034	法泉寺上池	ほうせんじかみいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字岩山小学法 泉寺36	自然人	自然人	4.0	25.5	0.3	3			1	2市町村	
263441035	法泉寺下池	ほうせんじしもいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字岩山小学法 泉寺35	自然人	不明	3.0	27.0	0.6	3			1	2市町村	
263441048	隠谷東池	かくたにひがしいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字岩山小学隠 谷35	自然人	自然人	5.5	18.0	1.8	3			1	2市町村	
263441051	勝谷池	かつたにいけ	京都府	綴喜郡宇治田原町	大字禅定寺小学 勝谷116	大字中	自然人	3.5	15.0	0.5	3			1	2市町村	
263661001	山田池	やまだいけ	京都府	相楽郡精華町	大字菱田小学大谷口1 6番地1,16番地4	大字中(菱田区)	菱田水利組合	5.3	230.0	74.0	2					
263661002	吉池	ふるいけ	京都府	相楽郡精華町	大字菱田小学山ノ 下17番地	大字中(菱田区)	菱田水利組合	5.7	243.0	38.0	1	3				
263661003	下船新池	しもこましんいけ	京都府	相楽郡精華町	大字下船小学新 池96番地1	大字中(下船水 利組合)	下船水利組合	5.7	325.0	80.0	3	3				
263661011	片山下池	かたやましんいけ	京都府	相楽郡精華町	大字下船小学片 山85番地	大字中(下船水 利組合)	下船水利組合	5.8	60.0	4.8	1	2		1	2市町村	
263661012	鈴ノ庄下池	すずのしょうしもいけ	京都府	相楽郡精華町	大字下船小学鈴 ノ庄77番地	大字中(下船水 利組合)	下船水利組合	5.6	84.0	8.9	1	2				
263661013	雲の池	くものいけ	京都府	相楽郡精華町	大字北福八間小 学園名平71番地	大字中(北福八 間区)	北福八間水利組合	2.7	63.0	16.4	2			1	2市町村	
263661014	胡麻谷池	ごまだにいけ	京都府	相楽郡精華町	大字北福八間小 学胡麻谷40番地	大字中(北福八 間区)	北福八間水利組合	6.9	95.0	48.6	1	2		1	2市町村	
263661015	唐子谷池	からごだにいけ	京都府	相楽郡精華町	大字北福八間小 学唐子谷83番地,106番 地	大字中(北福八 間区)	北福八間水利組合	7.5	67.0	12.0	2			1	2市町村	
263661017	鳥池	とりいけ	京都府	相楽郡精華町	大字北福八間小 学園名平54番地	大字中(北福八 間区)	北福八間水利組合	4.9	121.0	9.0	3			1	2市町村	
263661021	蓮池	はすいけ	京都府	相楽郡精華町	大字南福八妻小 学蓮池5番地	大字中(南福八妻 区水利防組合)	南福八妻区水利 防組合	5.8	122.0	74.5	1	2		1	2市町村	
263661024	水落池	みずおちいけ	京都府	相楽郡精華町	大字南福八妻小 学堂所1番地	大字中(南福八妻 区水利防組合)	南福八妻区水利 防組合	9.1	84.0	17.0	2			1	2市町村	
263661027	皿池	さらいけ	京都府	相楽郡精華町	大字南福八妻小 学皿池2番地1	大字中(南福八妻 区水利防組合)	南福八妻区水利 防組合	4.7	73.0	2.0	3			1	2市町村	
263661029	南福新池	みなみなんしんいけ	京都府	相楽郡精華町	大字南福八妻小 学砂留5番地2	大字中(南福八妻 区水利防組合)	南福八妻区水利 防組合	2.3	80.0	10.7	2			1	2市町村	
263661033	釈迦の池	しゃかのいけ	京都府	相楽郡精華町	大字稲田小学上ノ 山55番地	大字中(稲田区)	稲田水利組合	4.1	99.0	16.9	2	3		1	2市町村	
263661062	鳥谷池	とりだにいけ	京都府	相楽郡精華町	大字東畑小学鳥 谷9番地	大字中(東畑区)	東畑水利組合	5.5	40.0	19.6	2			1	2市町村	
263661063	カニマ池	かにまいけ	京都府	相楽郡精華町	大字東畑小学松 原111番地	大字中(東畑区)	東畑水利組合	6.0	40.0	4.3	3	3				
263671003	長谷池	ながたにいけ	京都府	相楽郡南山村	大字堂仙房小学 粟長谷114-1	自然人	自然人	2.3	40.0	3.0		3				
263671004	新池	しんいけ	京都府	相楽郡南山村	大字堂仙房	南山村	自然人	6.9	59.0	4.0	1			1	2市町村	
264071003	奥ノ谷池	おくのたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	高岡浦屋田34番	船井郡竹野村 (京丹波町)	西階区	8.5	93.0	6.4	3			1	4.管理者	
264071004	大滝池	おおたきいけ	京都府	船井郡京丹波町	須知滝見谷2番	船井郡竹野村 (京丹波町)	須知東部水利合 合	18.5	73.0	203.0	1	2		1	4.管理者	
264071005	小滝池	こたきいけ	京都府	船井郡京丹波町	須知大滝2番1先	国有地(白地)	須知東部水利合 合	7.0	47.0	15.0	2			1	4.管理者	
264071006	犬谷池	いぬたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	市森犬谷26番	不明	市森地区農地管 理組合	5.9	40.0	16.0	2			1	4.管理者	
264071007	奥ノ谷池	おくのたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	須知奥ノ谷47番	船井郡須知町 (京丹波町)	自然人	11.0	50.0	5.0	3	3				
264071008	藤ノ森池	ふじのもりいけ	京都府	船井郡京丹波町	須知西ノ山9番 先	国有地	自然人	3.5	50.0	1.2			1			
264071012	坪井池	つばいけ	京都府	船井郡京丹波町	上野一ノ瀬39 番1内	上野第一生産森 林組合	自然人	5.4	87.0	2.5	3			1	4.管理者	
264071013	新池	しんいけ	京都府	船井郡京丹波町	蒲生野口12番2 先	国有地(青地)	新池水利組合	1.7	225.0	6.6	3			1	4.管理者	
264071014	辰巳池	たつみいけ	京都府	船井郡京丹波町	蒲生野口50番1 先	国有地(青地)	須知東部水利合 合	6.8	145.0	50.0	1	3		1	4.管理者	
264071015	蒲生上池	こもかみいけ	京都府	船井郡京丹波町	蒲生堂ノ上33番	不明	自然人	5.0	45.0	4.0	3			1	4.管理者	
264071016	蒲生下池	こもしもいけ	京都府	船井郡京丹波町	蒲生堂ノ上33番	不明	自然人	6.0	40.0	5.0	3			1	4.管理者	
264071017	森ノ奥池	もりのおくいけ	京都府	船井郡京丹波町	蒲生森ノ奥136 番先	国有地(青地)	森ノ奥池水利合 合	5.0	47.0	8.0	3			1	4.管理者	
264071018	堂ノ奥池	どうのおくいけ	京都府	船井郡京丹波町	曾根堂ノ奥3番 2,3,5番内,54番2合併	船井郡須知町 (京丹波町)	曾根堂ノ奥溜池 水利組合	7.6	55.0	12.0	2			1	4.管理者	
264071019	西谷池	にしだにいけ	京都府	船井郡京丹波町	塩田谷西谷30番	船井郡須知町 (京丹波町)	塩田谷水利組合	7.0	80.0	12.0	2			1	4.管理者	
264071020	カツラ池	かつらいけ	京都府	船井郡京丹波町	塩田谷カツラ1番 2先	国有地	塩田谷水利組合	6.5	48.0	4.0	1	3				
264071022	谷山池	たにやまいけ	京都府	船井郡京丹波町	院内谷山6番	院内生産森林合 合	丹波町谷山土地 改良区	12.5	120.0	150.0	1			1	4.管理者	
264071023	粟谷池	あわだにいけ	京都府	船井郡京丹波町	院内粟谷11番1	上豊田区生産森 林組合	上豊田水利組合	13.2	120.0	135.0	1	3		1	4.管理者	
264071024	新宮池	しんぐういけ	京都府	船井郡京丹波町	豊田新宮谷7番	国有地(赤地)	新宮池水利組合	4.2	183.0	10.4	2			1	4.管理者	
264071025	木谷池	きだにいけ	京都府	船井郡京丹波町	豊田家ノ本88 番	自然人	木谷池水利組合	10.5	45.0	14.5	2			1	4.管理者	
264071027	谷山小池	たにやまこいけ	京都府	船井郡京丹波町	院内谷山16番	船井郡丹波町 (京丹波町)	丹波町谷山土地 改良区	3.7	120.0	10.0	1	3		1	4.管理者	
264071029	ハツ谷池	やつだにいけ	京都府	船井郡京丹波町	富田坂尻1番先	国有地(白地)	自然人	8.5	72.0	56.0	1	3				
264071030	谷口上池	たにぐちかみいけ	京都府	船井郡京丹波町	富田谷口55番1	国有地(白地)	谷口池水利組合	11.5	46.0	72.0	1			1	4.管理者	
264071031	谷口下池	たにぐちしもいけ	京都府	船井郡京丹波町	富田谷口51番	国有地(白地)	谷口池水利組合	4.0	20.0	10.0	2			1	4.管理者	
264071037	小屋ヶ谷上池	こやがたにかみいけ	京都府	船井郡京丹波町	美勢小屋ヶ谷1番 乙先	国有地	美勢農業振興合 合	8.0	65.0	10.0	2			1	4.管理者	
264071038	小屋ヶ谷下池	こやがたにしもいけ	京都府	船井郡京丹波町	美勢小屋ヶ谷1番 乙先	無番地	美勢農業振興合 合	5.0	40.0	5.0	3	3				
264071046	鹿砂門池	びしゃもんいけ	京都府	船井郡京丹波町	下山岩ノ上87 番・88番合併	自然人	鹿水利組合	5.0	40.0	8.0	3			1	4.管理者	
264071050	天神池(天満宮 大池)	てんじんいけ	京都府	船井郡京丹波町	下山登尾50番	国有地	知野辺水利組合	10.8	62.0	20.0	2			1	4.管理者	

別表2

※1【防災工事等の対象と実施時期】:対象となる防災工事等について、着手済又は完了の場合は「1」、後期(R8~R12)に着手する場合は「2」、R13以降に着手する場合は「3」を記入する。

防災工事等の推進計画(対象ため池一覧)

京都府

※2【経過観察】について、経過観察が必要な場合は「1」を記入する。

注) 記載内容は、令和8年1月時点の確定値である。

令和8年1月時点

データベース コード番号	防災重点農業用ため池の名称		所在地			所有者	管理者	ため池の諸元			防災工事等の対象と実施時期 ※1			経過観察		備考
	名称	ふりがな	都道府県名	市区、郡町村名	字・地番等			堤高 (m)	堤長 (m)	総貯水量 (千m3)	地震・豪雨 耐性評価	防災工事	廃止工事	経過観察 ※2	経過観察を行う者	
264071052	徳尾池	とくおいけ	京都府	船井郡京丹波町	新水戸徳尾55番	自然人	新水戸農事組合	11.9	55.8	3.0	1	3		1	4.管理者	
264071053	大谷新池	おおたにしんいけ	京都府	船井郡京丹波町	新水戸大谷32番2	船井郡丹波町	新水戸農事組合	2.9	35.0	5.0	3			1	4.管理者	
264072001	岩谷池	いわたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	中台岩谷1番9	楡山財産区	中台水利組合	13.2	110.0	100.0	1	3				
264072003	タワ池	たわいけ	京都府	船井郡京丹波町	中台タワ15番	自然人	自然人	2.8	30.0	1.0	3	3				
264072004	新町1号池	しんまちいちごういけ	京都府	船井郡京丹波町	中台新南内44番	船井郡楡山村(京丹波町)	自然人	5.5	37.0	1.8			2			
264072005	新町2号池	しんまちにこういけ	京都府	船井郡京丹波町	中台新南内43番	船井郡楡山村(京丹波町)	自然人	4.5	46.0	2.4	3			1	4.管理者	
264072009	殿池	とのいけ	京都府	船井郡京丹波町	中台北垣内80番	船井郡楡山村(京丹波町)	中台水利組合	3.2	25.0	0.9		3	1			
264072012	イガン谷池	いがんだにいけ	京都府	船井郡京丹波町	橋爪東谷33番	国有地	池利用者グループ	5.0	15.0	0.7						
264072015	山ノ神池	やまのかみいけ	京都府	船井郡京丹波町	井尻出口山ノ神6番	船井郡楡山村(京丹波町)	井尻農家組合	5.0	40.0	1.1	3	3				
264072016	池谷池	いけたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	水原上里23番先	無番地	池谷池水利組合	9.1	44.0	4.8	3			1	4.管理者	
264072017	北垣内池	きたかきうらにいけ	京都府	船井郡京丹波町	縁谷中北垣内30番1	国有地(白地)	自然人	3.5	12.0	1.0			3			
264073001	毛谷池	もだにいけ	京都府	船井郡京丹波町	才原宮ノ上25番乙	無番地	才原水利組合	15.2	38.0	4.2	2			1	4.管理者	
262061321	廻り池	まわりいけ	京都府	京都市	石山区嵯峨越前通98池	嵯峨生産森林組合	三俣土地改良区	23.7	52.5	740.0	1	1				
264073002	火ノ口池	ひのくちいけ	京都府	船井郡京丹波町	才原火ノ口9番51	才原耕地整理組合	才原水利組合	19.6	46.4	32.0	1	3				
264073003	田和池	たわいけ	京都府	船井郡京丹波町	広瀬田和9番2先	無番地	広瀬区	8.7	46.0	4.0	3			1	4.管理者	
264073005	やな谷池	やなたにいけ	京都府	船井郡京丹波町	角ヤナ谷30番	無番地	角水利組合	14.2	38.0	6.0	2	3				
264073006	豊昌池	ほうしょういけ	京都府	船井郡京丹波町	安栖里小原6番附近	不明	安栖里水利組合	30.4	87.0	79.0	1	1				
264073007	つつみ池	つつみいけ	京都府	船井郡京丹波町	安栖里中島6番	国有地(赤地)	安栖里水利組合	5.0	53.0	2.0	3			1	4.管理者	
264073008	新池(須川第三池)	しんいけ	京都府	船井郡京丹波町	坂原天ガイ山2番1・3番・4番1合併	国有地(白地)	須川池水利組合	5.0	110.0	4.0	3			1	4.管理者	
264073009	稲荷池	いなりいけ	京都府	船井郡京丹波町	坂原天ガイ山13番	無番地	須川池水利組合	5.5	58.3	5.5	1	1				
264073011	長瀬池	ながせいけ	京都府	船井郡京丹波町	塩谷古山23番	自然人	長瀬水利組合	8.9	130.0	32.5	1			1	4.管理者	
264073012	大倉池	おおくらいけ	京都府	船井郡京丹波町	大倉火口3番	船井郡下和知科宇大倉耕地整理組合	大倉溜池整理組合	18.8	84.0	12.0	2			1	4.管理者	
264073014	中山池	なかやまいけ	京都府	船井郡京丹波町	中山稻谷1番	自然人	中山水利組合	15.6	41.0	12.0	1	3		1	4.管理者	
264631003	六万部池	ろくまんぶいけ	京都府	与謝郡伊根町	六万部	伊根町	井六耕地整理組合	10.3	73.0	35.0	1			1	4.管理者	
264631004	大原池	おおはらいけ	京都府	与謝郡伊根町	字大原小字堂ノ上	大原区	大原区	8.8	60.0	20.0	1			1	4.管理者	
264651001	ニツ塚池	ふたつづかいけ	京都府	与謝郡与謝野町	明石小字入谷526番地	明石大字中(明石区)	明石区	4.2	66.0	1.4	3			1	4.管理者	
264651003	一ツ塚池	ひとつづかいけ	京都府	与謝郡与謝野町	明石小字一ツ塚600番地	明石大字中(明石区)	明石区	4.5	111.0	2.1	3			1	4.管理者	
264651006	裏ノ谷池	うらのたにいけ	京都府	与謝郡与謝野町	明石1920番地	与謝野町	明石区	3.8	32.0	1.7	3			1	4.管理者	
264652003	家滝池	いえたきいけ	京都府	与謝郡与謝野町	弓木小字家滝117番地、118番地	自然人	弓木農事実行組合	8.0	33.8	2.5	3			1	4.管理者	
264653001	庄谷1号池	しょうだにいちごういけ	京都府	与謝郡与謝野町	下山田	不明	下山田農業用施設維持管理組合	7.5	30.0	3.0	3			1	4.管理者	
264653002	庄谷2号池	しょうだににこういけ	京都府	与謝郡与謝野町	下山田1752番地	下山田財産区	下山田区	5.0	31.0	1.9	3			1	4.管理者	
264653003	坊ヶ谷池	ぼうがたにいけ	京都府	与謝郡与謝野町	下山田291-1	下山田区	下山田農業用施設維持管理組合	7.1	93.0	3.2	3			1	4.管理者	
264653006	穴石池	あないしいけ	京都府	与謝郡与謝野町	四辻958番地	四辻財産区	四辻区	4.5	32.2	0.7	3			1	4.管理者	
264653007	天明寺池	てんみょうじいけ	京都府	与謝郡与謝野町	岩屋51番地	与謝郡野田川町(与謝野町)	岩屋区	4.2	49.0	3.4	3			1	4.管理者	

(最終案)

# 持続可能な京都の海の活用に関するプラン

計画期間：令和8年度～令和12年度

令和8年3月

京都府農林水産部

## もくじ

I. 計画策定の目的・趣旨	..... 1
II. 京都府水産業を取り巻く状況	..... 2
1. 漁獲量の推移	
2. 主な漁業種類	
3. 漁業就業者数の推移	
4. 海的环境変化	
III. 京都府における水産振興の取組	..... 3～5
1. 漁業の担い手育成	
2. 京都府産水産物の付加価値向上	
3. 京都府産水産物の安定生産	
4. 水産業のスマート化	
5. 海業の推進	
IV. 京都府水産業が目指す姿	.....6～7
1. 目指す姿	
2. 数値目標	
V. 解決すべき課題と施策の展開方向	..... 8～21
1. 海洋環境の変化に対応した資源保護と海洋環境保全	..... 8～11
2. 生産性向上・高付加価値化による水産業の成長産業化	.....12～16
3. 地域資源を活用した産業の創出による漁村の活性化	.....17～21
VI. 参考資料	.....22～26

## I. 計画策定の目的・趣旨

### 1. 計画名称

持続可能な京都の海の活用に関するプラン

### 2. 計画期間

令和 8 年(2026 年)度から令和 12 年(2030 年)度までの 5 年間

### 3. 計画対象地域

京都府北部地域

### 4. 策定趣旨

京都の海には約 500 種類の魚介類が生息しており、恵まれた水産資源を利用した四季折々の漁業が古くから営まれてきました。漁業関係者の努力によって、京都府産の水産物に対する消費者の評価は高く、「間人ガニ」や「丹後とり貝」、「京鱈」など全国的な知名度を誇るブランド産品が誕生しています。

一方、近年の海洋環境の加速度的な変化により、府沿岸域では漁獲量の減少による操業効率の低下や夏季の高水温による「丹後とり貝」の大量死などへの対応が喫緊の課題となっており、海洋データやスマート技術を活用した技術革新の必要性が高まっています。府北部の地域振興の拠点として「サステナブルパーク」構想による企業集積の動きもある中で、これまで連綿と受け継がれてきた水産業を今後も持続し、海の資源を最大限に活用するため、必要な施策や目指すべき将来像を示した「持続可能な京都の海の活用に関するプラン」を策定しました。

本プランでは、京都府総合計画（令和 5 年 3 月改定）や京都府農林水産ビジョン（令和 5 年 3 月改定）、京都府農林水産人材確保育成戦略（令和 7 年 3 月改定）との整合を図りつつ、水産業を取り巻く課題解決のための研究や施策を推進することで、生産・流通・販売網が整備され、観光や地域創生、教育面での海の総合的な活用に発展して、京都府北部地域の振興に資するものとなります。

### 5. プランの推進体制

プランの策定にあたって、環境科学の有識者や生産、流通、販売、観光、地域創生、教育、デジタル技術分野の専門家を招聘した検討委員会を令和 7 年 9 月に設立して、議論を重ねてきました。プランで掲げる海洋調査データやスマート技術を活用した水産資源の保護、海洋環境の保全、漁業の生産性向上、高度人材育成を目的とした京都府農林水産技術センター海洋センター（以下、海洋センター）の機能強化などの施策については、京都府北部の市町や漁協、企業、大学等と連携して進めるとともに、検討委員会で進捗状況や効果の検証を定期的に行い、必要に応じて改正します。

## Ⅱ. 京都府水産業を取り巻く状況

### 1. 漁獲量の推移

京都府海域の漁獲量は全般に減少傾向で、特にイワシ類やマアジ、サバ類、スルメイカの水揚げが減っています。一方、2000年頃からサワラの水揚げが増加し、2006～2008年、2012年には日本一となり、近年も全国屈指の漁獲量を誇っています。また、2019年から国際的な資源管理が進められているクロマグロの漁獲量も回復傾向にあります（別添図1及び表1）。

### 2. 主な漁業種類

京都府海域における近年の水揚げ金額は40億円前後で推移しています。漁業種類別では定置網の割合が最も高く(約70%)、その他にも底曳網や採介藻漁業(潜水、水視)、釣・はえ縄、刺し網、トリガイやカキ類の養殖も盛んです(漁業種類は別添図2参照)。

### 3. 漁業就業者数の推移

京都府の漁業者数及び経営体数は、この20年あまりで半減しています。年齢別では60歳以上が過半数で、高齢者の占める割合が高い状況が続いています。

新規就業者数は、ここ25年の間では毎年20～60人台で推移し、近年やや増加傾向となっています(別添図3)。

### 4. 海の環境変化

#### ①海水温の上昇

日本近海の平均海面水温は、この100年間で約1.3℃上昇しています。とくに京都府沖合を含む本州日本海では、+1.5～+2℃/100年と周辺海域に比べて上昇率が高くなっています(別添図4)。

また、京都府地先の表層平均水温(0～50m層)も冬季の3月及び夏季の9月ともに、数年周期の自然変動を伴いつつ、この60年間で上昇傾向となっています(別添図5)。

#### ②沿岸流速の増加

京都府沿岸の定置網漁場における表層流速は、この20年間で増加の傾向がみられます(別添図6)。

#### ③内湾域の貧栄養化

近年、京都府内の各湾では全窒素及び全リン濃度が低い年が多く、貧栄養化の傾向がみられます(別添図7)

### Ⅲ. 京都府における水産振興の取組

#### 1. 漁業の担い手育成

・京都府と府内業界関係団体、府北部の沿海市町と連携して、平成27年度に漁業者育成校「海の民学舎」を開講しました。

2年間のカリキュラムで、学舎生は漁業に必要な知識や技術、資格を取得します。

令和7年度までに32名が修了し、21名が京都府漁業に従事しています。

また府内の中堅漁業者を主対象に経営力向上を目的とした講座も開催しています。



海の民学舎生の様子

・若齢層に漁業の魅力を知ってもらうための漁業体験インターンシップを年に数回開催し、漁業を就業の選択肢とする若者が増えることを目指しています。

#### 2. 京都府産水産物の付加価値向上

京都府産水産物は、漁場に近く水揚げしてから短時間で流通できるため、高い鮮度と品質が特徴です。厳しい資源管理や品質保持の取組が認知され、底曳網で獲れる「間人ガニ」や「活〆京のあかがれい」、定置網で獲れる「京鱈」や「京の寒ぶり」、釣り・はえ縄で獲れる「丹後ぐじ」、海洋センターで生産された種苗を育成した「丹後とり貝」などのブランド産品を供給しています。



京都府産ブランド水産物の一例

### 3. 京都府産水産物の安定生産

#### ①資源管理型漁業の推進

・京都府の漁業関係者は、長年にわたって水産資源を守りながら獲る漁業を実践しています。クロマグロやズワイガニなど魚種ごとに国が設定した漁獲量（TAC）の遵守のほか、定置網や底曳網の大目化による小型魚の保護、禁漁期及び禁漁海域の設定など漁業者の自主的な取組も積極的に実施されています。

・海洋センターでは、海洋調査船「平安丸」を用いた重要水産資源の調査・評価、効果的な資源管理手法の開発などを関係機関と連携して進めています。

#### ②つくり育てる漁業の推進

・京都府の漁業関係者は、府栽培漁業センターで生産されたマダイやアワビ、サザエなどの種苗を毎年継続的に生息適地に放流して、資源造成を図っています。

・海洋センターと栽培漁業センターでは、トリガイ種苗を毎年 50 万個の規模で生産し、舞鶴湾や宮津湾、久美浜湾の養殖業者に提供することで、天然のプランクトンをエサにするトリガイ養殖の振興を図っています。その他、アカモクやイワガキなど生産者からニーズのある種苗の安定供給にも努めています。



大目化した網から逃避する小型魚



平安丸による資源調査



生長した養殖アカモク

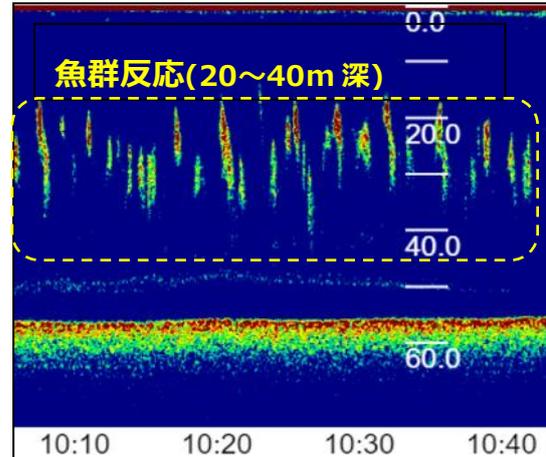
#### 4. 水産業のスマート化

近年、目覚ましく進歩する ICT や AI など最新のデジタル技術の水産業で活用するうごきが広がっています。

・府内の一部漁業経営体では、遠隔式のセンサーを定置網に設置して潮の流れや定置網の中に入る魚群をスマートフォンなどで確認して、効率的な操業につなげています。

・府内産水産物の約 8 割を取扱う舞鶴卸売市場では、令和 6 年度から入札販売が電子化されて、新鮮な水産物をより早く消費者に提供できるようになりました。

・漁業関係者によるスマート機器導入を資金面や技術面で支援するため、令和 7 年 7 月に京都府と府漁協、府北部の沿海市町が連携して「京都府スマート水産業推進協議会」を設立し、府内水産業のスマート化による生産力向上を図っています。



遠隔式センサーによる網内の魚群反応



電子化された入札販売の様子

(上:漁獲物の入札情報表示モニター)

(左下:スマートフォンで入札する流通業者)

(右下:パソコン上で開札する府漁協職員)

海洋センターでは、産学公連携による水産業のスマート化を目的とした以下の研究を進めています。

- ・定置網の急潮被害防止を目指した高精度海況予測モデルの開発
- ・アサリの稚貝安定供給と養殖技術の確立
- ・ズワイガニ保護区の有効性評価および資源増大手法の確立
- ・底曳網における操業最適化と AI 漁場予測モデル

## IV. 京都府水産業が目指す姿

### 1 目指す姿

京都府沿岸の豊かな水産資源を持続的に利用し、京都の持つ歴史的な先進性・国際性・文化力・ブランド力などの強みを活かした水産業の成長産業化と漁村・漁港の魅力向上、活性化を図り、海洋資源を活用した産学公民連携によるオープンイノベーションにより、産業、環境、観光、教育などの多様な分野で、府北部地域が海を活用した技術革新と産業創造で国内外を牽引するロールモデルの拠点となる。

#### (1) 海洋環境の変化に対応した資源保護と海洋環境保全

- ・AI、ICT 技術を活用し、近年の高水温等による影響を踏まえた漁船漁業の資源管理や養殖業の生産安定が図られています。
- ・国が設定する漁獲量（TAC）の魚種拡大の中でも安定した収入が確保されています。
- ・藻場保全等によるブルーカーボン、ブルーシーフードの取組強化により、海洋環境保全に取り組みられています。

#### (2) 生産性向上・高付加価値化による水産業の成長産業化

- ・海洋データ・スマート技術活用研究のため、海洋センターの機能強化が図られ、革新的技術開発や社会実装のためのプロジェクト研究が進んでいます。
- ・流通拠点漁港である舞鶴漁港の機能強化（漁港の強靱化、市場の高度衛生化）により、流通体制の強化や水産物のブランド化による付加価値向上により新たな需要創出が図られています。
- ・経営力・技術力を備えた専門性の高い水産業人材が確保・育成され、生産性の高い水産業が展開されています。

#### (3) 地域資源を活用した産業の創出による漁村の活性化

- ・漁港を活用した特色のある海業が展開され、新たに飲食業の展開や漁業体験、環境学習などで漁村を訪れる人たちが賑わっています。
- ・多様な人材の漁村移住により、漁村コミュニティが活性化されています。
- ・海洋センターが、海洋データ等を活用した国際的な研究拠点へと機能強化され、隣接するサステナブルパーク入居企業等と連携し、世界から注目を集める技術革新と産業創造の拠点となっています。
- ・機能強化した海洋センターでは、そのロケーションを活かし、海洋データ利用に係る国際会議や国内の学会、エクスカージョンが行われています。
- ・一般客が利用できる「京都の海の幸レストラン」や宿泊施設などを併設し、研究と観光の相乗効果により、多様な人材の集まる拠点になっています。

## 2 数値目標

令和 6 年度（⑤は令和 4～6 年平均、⑦は令和 2～6 年度合計）を現状数値、令和 12 年度を目標数値として、以下のとおり数値目標を設定

項目	【現状】	【目標】	
① 大学やサステナブルパーク入居企業等との共同研究（件）	1 件	5 件	
②藻場保全活動面積（ha）	-	10 ha	
③スマート関連技術導入件数	6	10	
④スマート技術開発数	-	2	
⑤新規ブランドの創設による魚価向上	くろまぐろ（体重 30kg 未満）	2,232 円	2,456 円
	寒ぶり	719 円	791 円
	ずわいがに（オス）	11,042 円	12,147 円
⑥新たな加工品開発	1	5	
⑦新規若手漁業就業者数	86	90	
⑧海業実施件数	-	10	

①海洋センターが進める新しい技術開発（8 ページ・13 ページ参照）について、大学やサステナブルパーク入居企業等と連携することで、発展が期待される共同研究の実施件数

②令和 7 年に発足した「京都の藻場を守る会」が、目標として定める藻場保全活動面積（ha）

③スマート機器導入済の 6 件（令和 7 年現在で定置網 3 件、養殖 2 件、底曳網 1 件）に加えて、令和 7 年に発足した「京都府スマート水産業推進協議会」の伴走支援により、毎年 1 件程度のスマート技術を漁業経営体へ導入することを目標に設定

④目標①で進める共同研究の成果を、5 年後までに 2 件、水産の現場で活用できる形にすることを目標に設定

⑤新規ブランド候補種（小型くろまぐろ、寒ぶり、雄ずわいがに）の魚価 10%向上を目標に設定（「くろまぐろ」と「ずわいがに」は第 3 期広域浜プラン＜令和 8～12 年度＞に準ずる）

⑥「京都食ビジネスプラットフォーム」等と連携して、毎年 1 件程度を目途に新たな加工品を開発

⑦直近 5 年間の新規漁業就業者数のうち、40 歳未満の人数（86 名、令和 2～6 年合計）より 4 名多い 90 名を、令和 8 年度から令和 12 年度までの目標に設定

⑧令和 7 年に発足した「京都府海業推進協議会」が目標に定める新規海業実施件数

## V. 解決すべき課題と施策の展開方向

### 1 海洋環境の変化に対応した資源保護と海洋環境保全

#### 【重点施策①】

AI、ICT 技術を活用し、近年の高水温等による影響を踏まえた漁船漁業の資源管理、養殖業等の生産安定を図ります。

#### 【解決すべき課題】

- ・漁船漁業では、近年の高水温など環境変化に伴う漁獲量の減少や魚種の変化を踏まえた適切な資源管理が必要です。
- ・二枚貝養殖では、近年の高水温や貧栄養、貧酸素の発生による生残数の低下や成長不良への対策が必要です。

#### 【施策の展開方向】

##### ○大学や企業との共同研究による新技術の開発

海の環境変化に対応した漁業の実施に不可欠となる海洋センター及びアカデミア、企業等との連携、スマート技術の導入を推進し、高水温耐性を持つトリガイ種苗開発など環境変化に適応可能な養殖用及び放流用の種苗を開発します。

目指す方向	研究課題
底曳網漁業 (持続的な底曳網漁業)	AI を活用したズワイガニ漁場予測 カニの小型化の原因究明と対策
定置網漁業 (定置網経営の安定化)	I C T を活用した選択的漁獲手法の開発
養殖漁業 (高水温への対応)	高温耐性トリガイの開発 トリガイの自動昇降装置の開発 新たな二枚貝養殖技術の確立
釣り・はえなわ漁業 (経営の安定化)	I C T を活用した効率的釣獲手法の開発
磯根資源 (持続的な沿岸漁業)	アカモク養殖の省力化 簡易な藻場モニタリング手法の開発

##### ○養殖業の高水温への対策

海の高水温化は今後も続くことが予想される事から、特に影響を受けやすい沿岸の養殖漁業(二枚貝養殖)では以下の対策を行い、安定した漁業収入が得られるようにします。

###### ① トリガイの安定生産

中間育成施設である、海洋センターの海面生簀が老朽化しており、令和9年度までに施設を更新して安定した種苗生産を行います。

また高温耐性をもつトリガイ開発と併せて、夏の高水温時の生残率低下リスクを避けるため、陸上での中間育成期間の延長（陸上養殖）の実証を行い、漁業者へ普及します。

## ② 新たな二枚貝養殖

高水温に強いとされている「アサリ」の養殖に漁業者が取り組めるよう、アサリ種苗生産技術の確立や、漁業者での育成実証を行い、高水温下にあった二枚貝育成を進めます。

## ○高水温対応のための短期的取組

海洋センター内でトリガイの中間育成を行う海面生簀や、中間育成実証に必要な施設を整備し、環境に応じた育成方法を検討します。

また府栽培漁業センターでは、アワビ、サザエなど重要資源の安定的な種苗生産に必要な施設整備を進めるとともに、府内漁業関係者から資源増大の要望が高く、放流効果が見込まれる新規魚種の探索及び種苗生産体制の確立を図ります。

## 【重点施策②】

国が設定する漁獲量（TAC）の魚種拡大に適切に対応します。

## 【解決すべき課題】

- ・TAC 魚種が拡大する中、漁業者の収入を安定するためには、効率的な漁業の推進や、限られた漁獲量で最大限の収入を得るための高付加価値化の取組が必要です。

## 【施策の展開方向】

### ○漁場予測技術の開発

限られた漁獲枠を最大限活用するためには、商品価値の高い成魚や旬の時期に効率良く漁獲する必要があります。

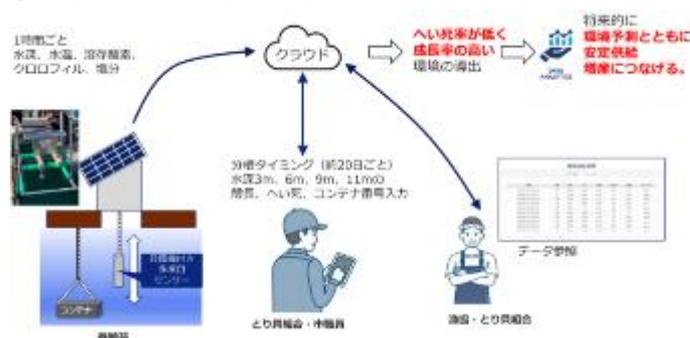
収益の最大化を図るため、大学や民間企業連携により漁場予測技術開発を進めます。

〈沿岸漁業〉



沿岸漁場予測技術

▶ 漁場の海流や水温分布等の詳細な漁場環境データをスマートフォンから入手し、漁場選定や出漁の可否に利用し、効率的な操業を実現



## ○資源の高付加価値化の推進

漁獲した魚の、商品価値を最大限高め、漁獲制限下でも漁業者の収益の最大化を図るため、活締めのお取組みと併せて、ブランド化のお取組みを進めます。

### ① 小型クロマグロ

京都府では 12 月から 3 月に漁獲しており、近畿有数の水揚げを誇る事から、冬の京都を代表する水産物としてブランド化を行います。

### ② ブリ

京都は昔からブリの三大漁場の一つと言われており、年末から年明けにかけて脂ののった大型のブリが漁獲されることから、「京の寒ブリ」として産地の差別化を行います。

### ③ ズワイガニ

「間人ガニ」「舞鶴かに」といった地域団体商標をとっているが、今後の資源量を考慮した場合、更なる差別化が必要であり、ハイブランドの創出などを行います。

## 【重点施策③】

藻場造成等によるブルーカーボン、ブルーシーフードのお取組強化による海洋環境保全に取組みます。

## 【解決すべき課題】

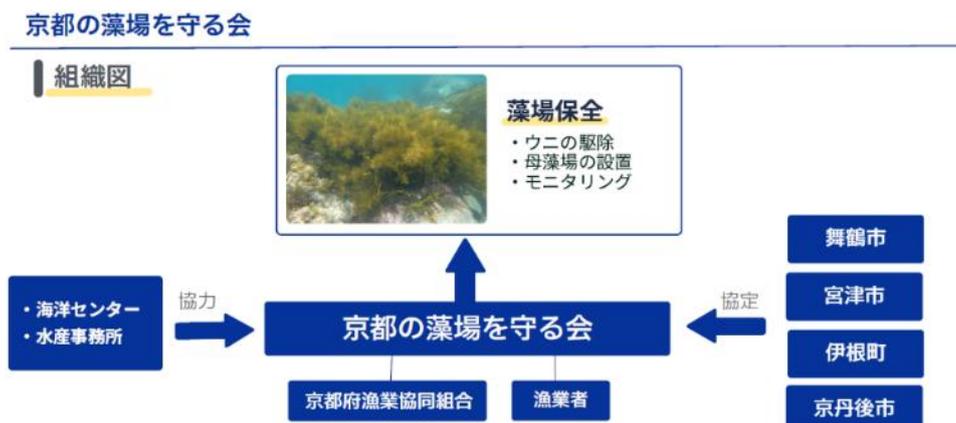
・全国的にも藻場の減少が問題化しており、京都府でも藻場保全のお取組を行う必要があります。藻場は海のゆりかごにも例えられるよう、魚の産卵場所としての役割や、二酸化の吸収などの役割もあるため、ブルーカーボンの産生や、ブルーシーフードのお取組等を強化し、海洋環境保全に取組む必要があります。

## 【施策の展開方向】

### ○京都の海の藻場を再生による、豊かな海の持続

漁業関係者が主体的に取組む藻場保全活動や、漁港・岸壁施設などハード整備との一体的な藻場造成を推進し、ブルーカーボンの産生による CO2 削減や、観光、環境、教育といった幅広い分野でブルーシーフードの発信などで波及効果を創出します。

そのため、「京都の藻場を守る会」を組織し、藻場保全のお取組を沿岸地域一体に広げます。



## ○セイラズフォーザシー日本支局との連携

セイラズフォーザシー日本支局との協定を基に、彼らの持つ世界的ネットワークの活用により、京都のブルーシーフードの取組を世界中に発信し、インバウンド需要の多い市内ホテルなどでの府内産水産物の利用を進め、持続的な府内産水産物の消費や、食文化の発信、海洋環境保全の取組を進めます。

また、持続的な資源利用を行う地域として、インバウンドにも京都北部地域への誘客を行います。



### 【協定内容】

- ・京都府水産業の発展に関すること
- ・海洋環境の保全に関すること
- ・持続可能な食の生産・流通・販売に関すること
- ・「海の京都」地域の振興に関すること
- ・食文化の振興に関すること
- ・その他双方が合意した事項に関すること

## ○海の環境を考える環境教育やプロジェクトの推進

京都 1200 年の歴史の中で培われた文化と多様な自然の共存・調和による地球環境保全のレガシーを、ブルーシーフードやブルーカーボンの取組、海ごみの回収や漁網等のリサイクル、最近の高水温問題などを実際の漁業の現場を通じて、地球規模の環境変化を学び、解決方法を考える機会を創出します。

## ○海の環境保全に貢献する二枚貝養殖の推進

二枚貝類は海水をろ過して水質を浄化し、貝殻を作るために CO<sub>2</sub> を吸収することから、トリガイやカキ類以外の貝種も含めた養殖生産の拡大に取り組みます。

## 2 生産性向上・高付加価値化による水産業の成長産業化

### 【重点施策①】

海洋データ・スマート技術活用研究のための海洋センターの機能強化を検討します。

### 【解決すべき課題】

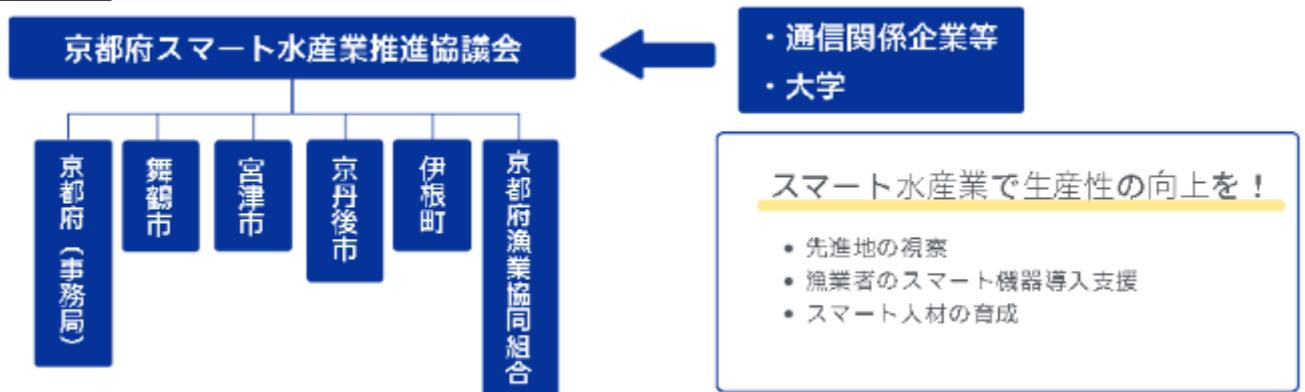
・海的环境変化や後継者不足が顕在化するなか、海洋データやスマート技術を活用した生産性向上技術の開発を進めるためには、気候変動対策や新たな需要創出するための技術開発も併せて行う施設として老朽化した海洋センターの機能強化が必要です。

### 【施策の展開方向】

#### ○スマート技術の実装支援や人材育成（京都府スマート水産業推進協議会）

京都府スマート水産業推進協議会の研修を通じ、漁業者のスマート機器導入による生産性向上による経営改善や、スマート機器の実装を支援します。

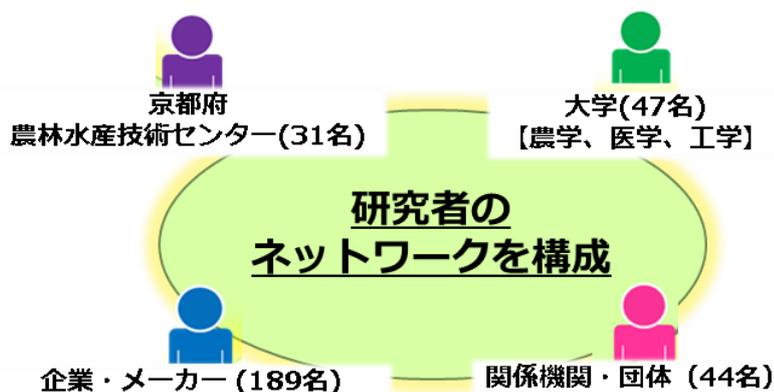
#### 組織図



#### ○海洋データの共同利用による研究

「京都フードテック研究連絡会議」による新たな研究開発ネットワークを育成して共同研究を推進し、海洋センターや漁業者からの海洋情報をオープンデータ化します。

また隣接するサステナブルパークに興味を持つ企業と産学公連携の「サステナブル産業創出研究会（仮称）」を通じて、新たな産業創出の可能性を研究します。



## ○スマート技術の開発拠点としての海洋センターの機能強化の検討

革新的な技術開発やスマート技術の社会実装のため、京都府スマート水産業推進協議会の研修を通じた人材育成や、一次産業のスマート化に取り組む民間企業とのプロジェクトを創出します。

プロジェクト実現のためには、海に面する好立地である海洋センターでのフィールド研究が不可欠であるため、老朽化している海洋センターを最新の研究開発拠点として、機能強化を検討します。

なお、機能強化の検討にあたっては、

- ① 気候変動等に伴う生産リスクへの対応（気候変動に強く高品質な品種の開発等）
- ② スマート技術実装による生産性・収益性の向上（二枚貝養殖における自動昇降装置開発等）
- ③ 新たな需要を創出する技術開発の推進（機能性食品としての活用等）

を併せて行える施設としての検討を行います。

（主な取組）

分類	主な対応	課題となっている内容
気候変動対策	高温耐性トリガイの開発 新たな二枚貝養殖技術の開発 二枚貝の貝毒対策手法の確立 簡易な藻場モニタリング手法の開発	高水温によるトリガイの大量へい死、貝毒による二枚貝出荷規制の頻発、藻場の減少による漁獲減少
スマート技術実装	二枚貝養殖における自動昇降装置開発 高精度海況予測技術の開発 ICT 活用による定置網の選択的漁獲手法開発 ICT 活用によるズワイガニ漁場予測	養殖事業者の労力軽減、厳格化する TAC 制度への対応、漁海況予測を活用した効率的で生産性の高い漁業
新たな需要創造	機能性に着目した加工品開発 未利用魚などの利用による加工品開発	アカモク養殖の拡大 ブルーシーフードの推進

## 【重点施策②】

舞鶴漁港の機能強化による流通体制の強化、水産物のブランド化による付加価値向上を推進します。

### 【解決すべき課題】

・安定した流通体制の強化や京都府産水産物の更なる付加価値向上のために、老朽化した舞鶴漁港の機能強化を進めて流通体制の強靱化を行う必要があります。

### 【施策の展開方向】

#### ○流通拠点漁港である舞鶴漁港の機能強化（耐震化、市場の高度衛生化）

地震発生時にも漁港機能が消失しないよう大規模災害時に水産業の早期再開が可能となる体制の構築を行います。

また府内の8割の水産物が集まる舞鶴市場についても、鳥獣侵入防止や衛生管理、トラックの荷下し滞留時間の解消等の高度衛生管理型市場への改修に取り組み、高鮮度出荷体制を構築します。



#### ○水産物の付加価値向上

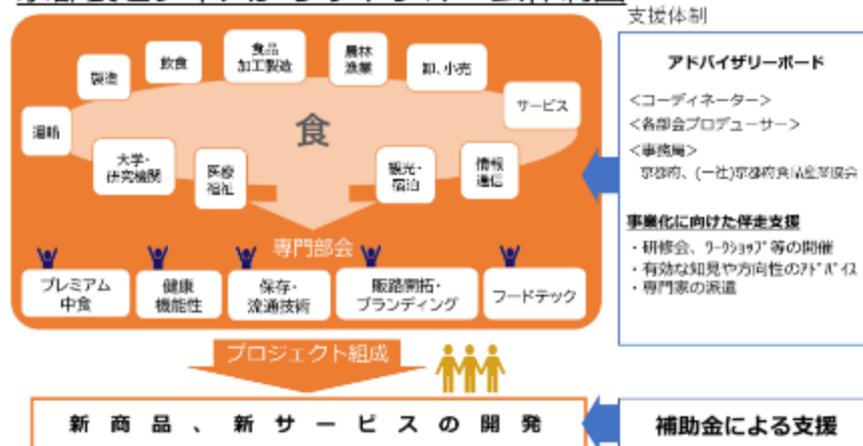
ブルーシーフードガイド京都府版の活用によるSDGsを意識した企業への府内産水産物の利用促進や、近畿屈指の水揚げを誇る小型クロマグロなど新規ブランド化の取組を進めます。

また加工品では「京都食ビジネスプラットフォーム」で新商品や新サービスの創出を行い、ECサイト販売などにより、国内外の需要を拡大します。

他にも市場改修に併せて、「漁港で新鮮な魚を食べる」といった海業の取組を進め、府内産水産物の認知度を高めます。

食に関連する多様な事業者が消費者ニーズを的確に捉えた新たな価値を創造し、その価値を組み合わせるオープンイノベーションの場として令和3年11月にプラットフォームを設置

#### 京都食ビジネスプラットフォーム体制図



### 【重点施策③】

経営力・技術力を備えた専門性の高い水産業人材の確保・育成を推進します。

#### 【解決すべき課題】

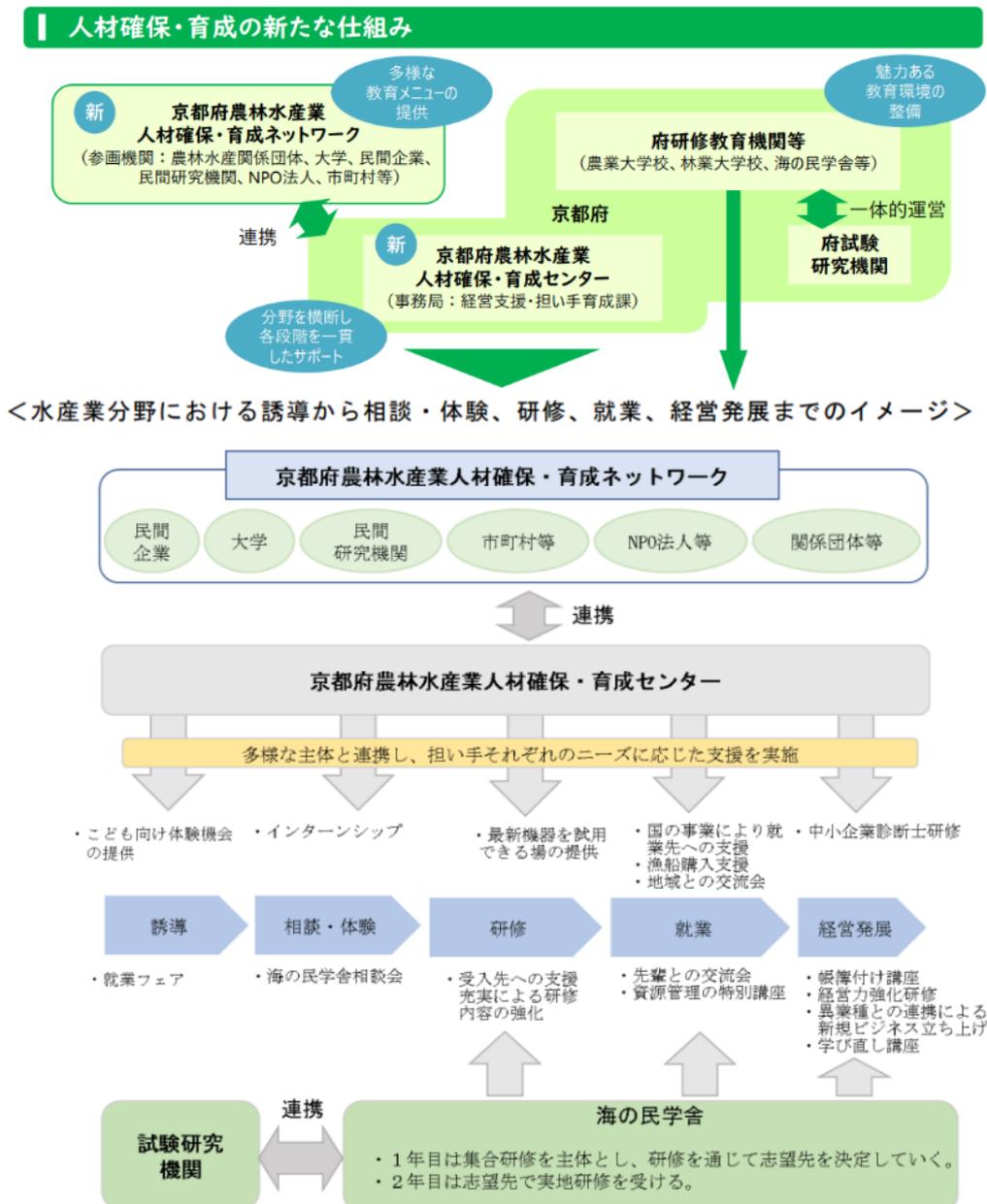
・高齢化や後継者不足に対応するために、京都府農林水産業人材確保育成戦略に基づき産学公民が連携し、経営力と技術力を兼ね備えた専門性の高い水産業人材を確保し、育成することが必要です。

#### 【施策の展開方向】

##### ○経営力・技術力のある漁業人材の育成

海の民学舎で、漁業の基本技術だけでなく、スマート技術の活用など経営力があり、漁業が稼げる魅力ある産業である事を次世代に伝えられる、漁業のロールモデルを育成します。

また人材育成にあたっては、「京都府農林水産業人材確保・育成ネットワーク」に参画する多様な主体と連携し、人材確保・育成から経営の発展段階まで一貫した支援を実施します。



(具体的な施策)

海の民学舎	新規就業者講座の教育内容の充実	コミュニケーション能力向上研修や水産業の多面的機能を学ぶ場、海洋高校との交流
	経営力向上講座の充実	生産効率やコスト管理などの経営力向上講座の実施
	高度な経営力と技術を習得できる新たなカリキュラム等の策定	環境変化に対応できる技術習得や新規ビジネス立ち上げ講座の実施
	海洋センターとの一体的運営	スマート機器の活用や資源管理の学習
	地域との交流活動の拡大	地域活動への参加
その他	会社経営体への支援	新規就業者支援、経営支援 法人化支援、海業の推進
	若者の定着	出会いの場づくり（婚活など）
	移住部局との連携	住居確保
	部分的な人材活用	子育て世代や障害者の活用

○マーケティングや流通、プロモーション人材の確保

中小企業診断士による経営支援に加え、生産及び流通管理ができる人材や、マーケティング、プロモーションを得意とする IT 企業などからの人材確保など、移住部局と連携し、専門知識のある人材の漁村への移住促進を進め、水産業だけにとらわれない多様な人材を確保します。

○人材確保のための拠点づくり

海の民学舎では官舎を寮とし活用しているが、建物も古く居住環境も悪いため、新たな人材確保が難しい。

また近くにある海洋高校でも寮が老朽化している。そのため水産業に係る人材育成拠点として、漁業者や高校生、研究者や大学関係者、企業の方などが、気軽に使え、夜には今後の水産業を語り合える宿泊施設も兼ねた拠点（寮）を海洋センターや海洋高校などがあるエリア内での整備を検討します。

### 3 地域資源を活用した産業の創出による漁村の活性化

#### 【重点施策①】

水産資源と漁村、漁港を最大限に活用した海業の取組を推進します。

#### 【解決すべき課題】

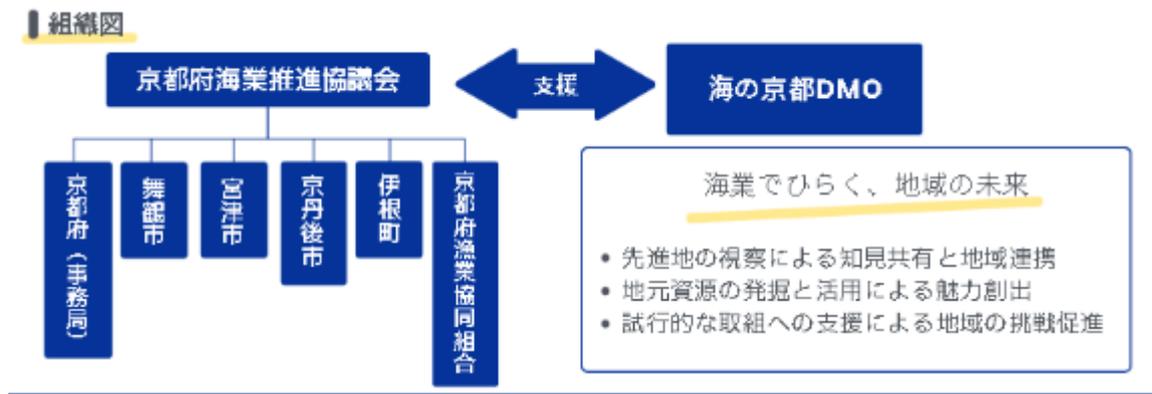
- ・府北部地域の漁村の衰退を防ぐために、水産資源と漁村、漁港を最大限に活用した海業の取組を推進し、漁村の賑わいづくりや、漁村にお金が落ちる仕組みを構築する必要があります。

#### 【施策の展開方向】

##### ○漁港の資源を活用した海業の推進（京都府海業推進協議会）

京都府海業推進協議会が中心となり、先進地の視察や特産品開発、ご当地グルメメニュー開発など、漁港や漁村の魅力や資源を最大限活用し、漁港を漁業の場から交流の場へ転換します。

また、ブルーツーリズムやエコツーリズムなど京都ならではの取組をコンテンツ化し、京都府北部への誘客につなげ、漁業者の所得を増やします。



##### ○海業を通じた京都の漁業ファンづくり

本物の漁業体験で、資源管理の実態や、地球規模での環境変動の様子を漁師さんとの交流の中で学習するエコツーリズムや、漁村に長期滞在するようなグリーンツーリズムを通じ、子どもから大人まで、京都の漁業を身近に感じてもらい、ファンを増やします。

また獲れたての魚を自ら調理して食べる事ができるような施設を増やし、魚食普及にもつなげます。



## 【重点施策②】

漁村コミュニティを支える多様な人材を確保し、漁村文化の継承を図ります。

### 【解決すべき課題】

・少子高齢化が加速するなかで、漁村コミュニティを支える多様な人材を確保し、漁村文化を継承していく必要があります。

### 【施策の展開方向】

#### ○漁村移住の促進

漁業者だけでなく、半農半漁、定年漁業、荷捌き人材、企業者（水産加工）など幅広い人材への移住定住促進を進め、漁村コミュニティを活性化します。

また、海業の取組をきっかけとした関係人口を増加させます。

#### ○地域の人材の有効活用

漁村や農村において、お互いの繁忙期を助け合える仕組みづくりを行い、人材の有効活用を進めます。

#### ○若手漁業者の婚活推進（移住婚）

出会いの場が少ない漁業者は自然な出会いが少ないため、婚活により出会いの場を作り、家族の形成につなげ漁村コミュニティの維持を図ります。

#### ○女性の参画

京都府漁協の女性セリ人、舞鶴市場での若手女性仲買人など、かつては男性社会であった漁業の世界でも女性の進出が目覚ましくなっており、漁業者も少しずつ女性の進出機運が高まりつつあることから、定置網会社を中心に女性の採用による人材確保を進めます。

女性同士でネットワークを築き、女性が働きやすい環境づくりなどの提案や、悩み相談などができる体制づくりのため、「京都府水産女子プロジェクト（仮称）」を立ち上げ、漁業の世界での女性参画を進めます（水産庁「海の宝！水産女子の元気プロジェクト」で取り組まれた低利用魚加工品や漁業ウェアの開発等の優良事例を参考に女性目線で京都の水産業を活性化）

#### ○漁村文化の継承、発信

海業や漁業体験を通じて、平安時代から続く京都の持続可能な漁業文化の伝承や、健康長寿のまちとして知られる府北部地域ならではの魚食文化を後世に伝えるため、海の京都DMOに配置されている文化観光サポーターと連携した情報発信を行います。

発信方法としては、海洋センター入口のスペースを漁村文化発信拠点とし、平日は観光客も気軽に立ち寄って、京都の漁業の歴史や魚食文化などを学ぶ場をつくります。

## ○水産課SNSによる発信

令和7年4月に開設した公式Instagramで、京都の漁業の様子や景観、セリの様子、海業の様子など多角的に発信しており、引き続き発信することで、京都の漁業への理解増進や京都府北部地域への誘客促進を行い、多様な関係人口を増やします。

## 【重点施策③】

海洋データの活用による新たな関連産業の創出を図ります。

## 【解決すべき課題】

- ・世界的にも海洋データの利活用が話題となっており、海洋センターや漁業者のもつ沿岸海洋データの重要性が増しています。

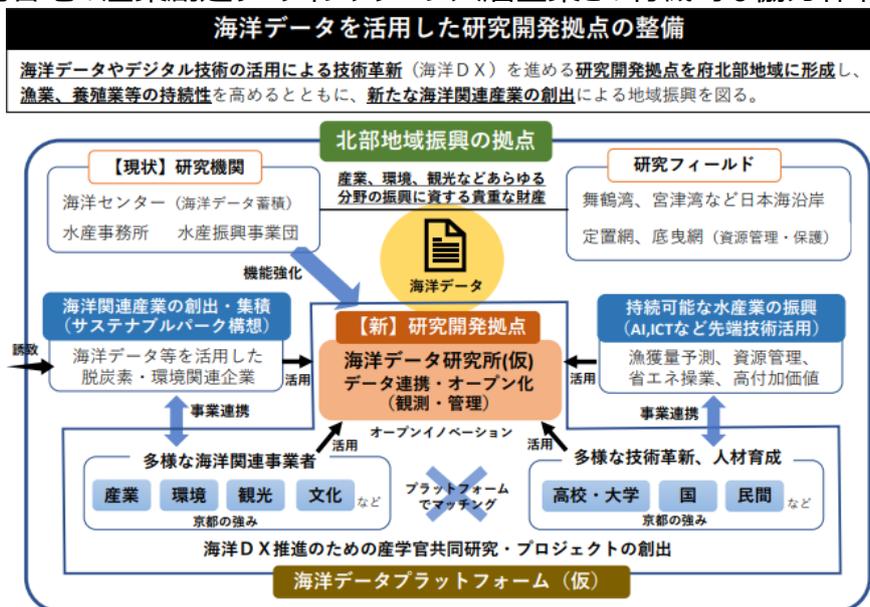
海洋データの活用は漁業だけにとどまらず、多様な産業にも波及する可能性を秘めていることから、このデータの収集・分析・共有を通じ、新たな海洋関連産業の創出による地域振興を図るには、海洋データに関する先端的な研究を行う「研究開発拠点」を形成し、技術革新（海洋DX）を強力に推進していく必要があります。

## 【施策の展開方向】

### ○産学公民連携による海洋データプラットフォーム(仮称)の創設

海洋データを主体に観光や文化、陸域環境データ等を融合した付加価値の高いビッグデータやデジタル技術の活用による新たな価値を創造するため、海洋データ等を活用する多様な企業が交流する新たなオープンイノベーションの場を設置し、新たな産業創出を行います。

サステナブル産業創出研究会の取組とも連携し、サステナブルパークへの企業誘致にもつなげていくとともに、府内各地の産業創造リーディングゾーン入居企業との有機的な協力体制を構築します。



府北部地域の海洋関連産業の振興と海洋環境の保全

(海洋データプラットフォームによる研究開発例)

分野	内容	想定される連携相手	活用例
環境	先進的な水産資源管理による環境に配慮した漁業	セイラズフォーザシー日本支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブルーカーボンに適した海域の設定・実施</li> <li>・海洋プラスチック回収に適した海域の設定・実施</li> </ul>
文化	伊根の舟屋など伝統的な海洋文化の継承、世界的文化都市としての優位性	海の京都 DMO、観光事業者 セイラズフォーザシー日本支局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海洋状況に応じたブルーツーリズムの実施</li> <li>・クルージングの安全性確保</li> </ul>
研究	海洋センターによる地元漁業者と連携した海洋データの蓄積	東京大学大気海洋研究所 笹川平和財団海洋政策研究所 京都大学舞鶴水産実験場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな海洋利用などの国際的な政策の研究</li> <li>・国際的な海洋フォーラムの開催</li> </ul>
産業	サステナブルパーク構想により、北部地域に脱炭素関連企業等の集積	サステナブルパーク入居企業等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水温や潮流予測に基づく漁業操業の安全性・効率性の向上、急潮による漁具被害防止</li> <li>・洋上風力発電の設置可能水域の選定・設置</li> <li>・ゼロエミッション産業の推進</li> </ul>

○海洋データ研究拠点としての海洋センターの機能強化の検討

これまで蓄積した海洋データや漁業者との関係性を活かし、海洋データ等に関する先端的な研究を行うための開発拠点として、海洋センターの機能強化を検討します。

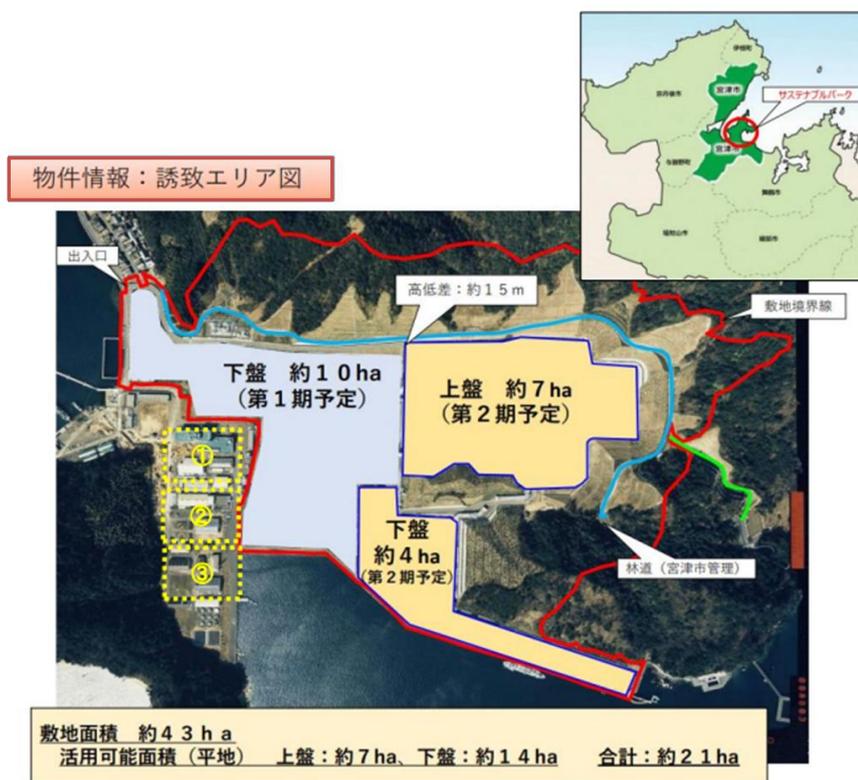
<イメージ図>



機能強化にあたっては、オープンイノベーション施設や、大学や民間企業が短期間でも研究できるスペース、老朽化したポンプや紫外線殺菌施設など基本的に研究に必要な施設、研究員の育成など、海洋データ等の分析研究力を向上させ、水産業が抱える課題解決や北部地域の産業振興につなげることを検討します。

## ○国際会議やエクスカージョンの誘致

機能強化した海洋センターでは、そのロケーションを活かし、海洋データ等の利用に係る国際会議や国内の学会、エクスカージョンの誘致を行います。また、一般客の利用できる「京都の海の幸レストラン」や、宿泊施設など併設し、研究と観光の相乗効果により、多様な人材の集まる拠点になるよう検討を進めます。



- ①京都府農林水産技術センター海洋センター・京都府水産事務所
- ②公益財団法人京都府水産振興事業団 栽培漁業センター
- ③国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所

## VI. 参考資料

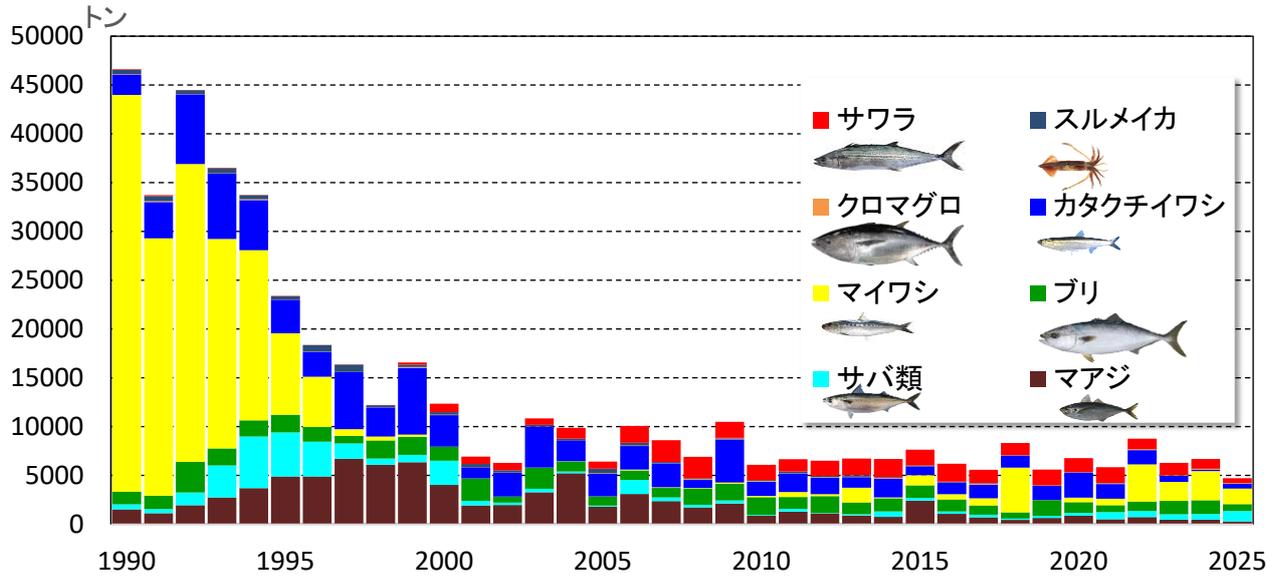
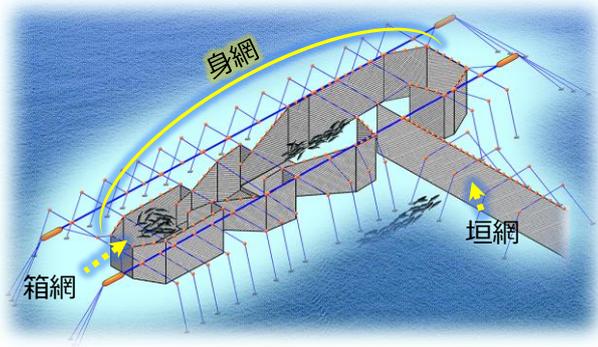


表1 主要浮魚類および合計漁獲量(トン)の推移(2015~2024年)【京都府漁協統計資料,】

魚種\年	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
サワラ	1611	1850	1348	1238	1616	1421	1621	1065	1259	1009
スルメイカ	82	71	80	25	21	28	39	19	16	16
クロマグロ	13	33	97	12	27	30	54	94	59	63
カタクチ	895	1178	1401	1235	1453	2571	1505	1456	630	152
マイワシ	1051	513	731	4586	15	446	680	3802	1943	2991
ブリ	1266	1250	955	637	1604	1112	696	968	1366	1417
サバ類	291	235	267	145	216	303	729	613	551	564
マアジ	2413	1064	694	427	645	847	507	733	464	468
その他	3238	3365	2943	2666	2826	2662	2597	2020	3137	2703
合計	10860	9559	8516	10971	8423	9420	8428	10770	9425	9383

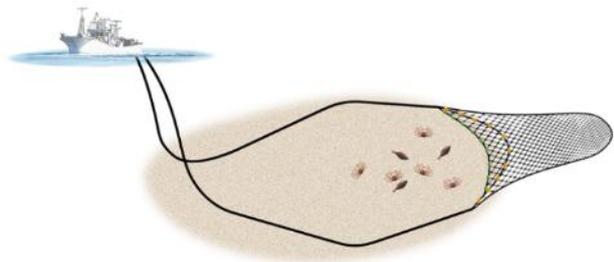
**定置網(網内に魚群を誘導する漁法)**

対象: いわし類、サワラ、ブリ、クロマグロなど



**底曳網(袋状の網を船で曳航する漁法)**

対象: ズワイガニ、カレイ類、ニギス、アカムツなど



**潜水(潜って漁獲)**

対象: アワビ、サザエ、ナマコなど



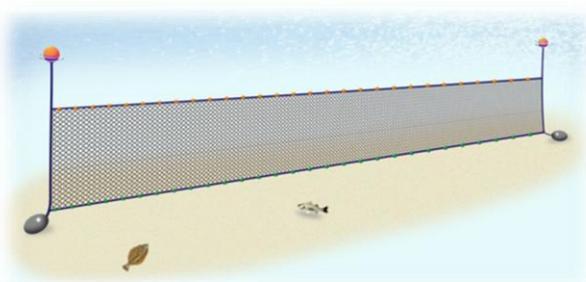
**水視(船上から道具を使って漁獲)**

対象: アワビ、サザエ、ナマコ、ワカメなど



**刺し網(網に絡めて魚介類を採取)**

対象: ヒラメ、メバル類、エビ類、ブリなど



**釣り・はえなわ(釣針を使って魚介類を採取)**

対象: アカアマダイ、メバル類、サワラ、イカ類など

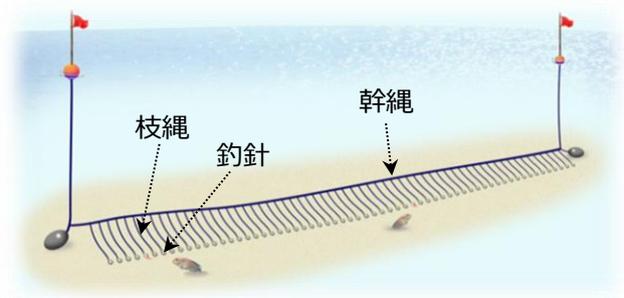


図2 京都府海域で営まれる主な漁業種類

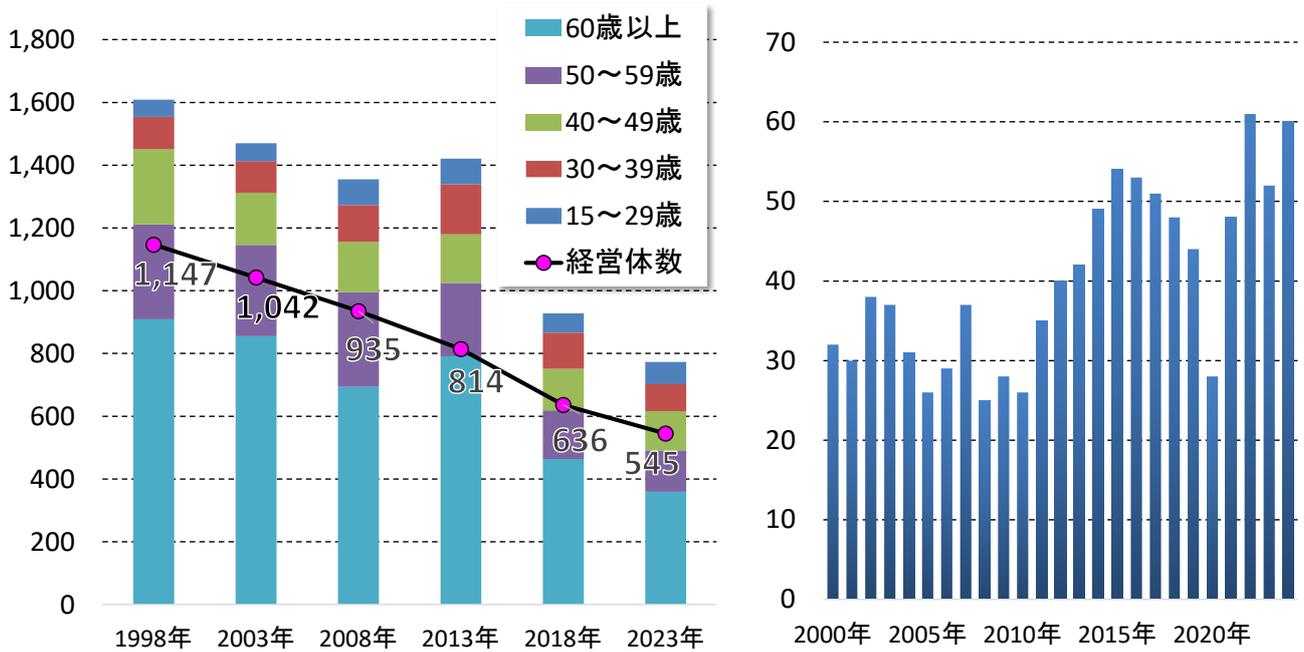


図3 京都府における年齢別漁業者数(人、左図)・経営体数(戸、左図)及び新規就業者数(人、右図)

【左図：農林水産省漁業センサス資料 右図：府水産課調査】

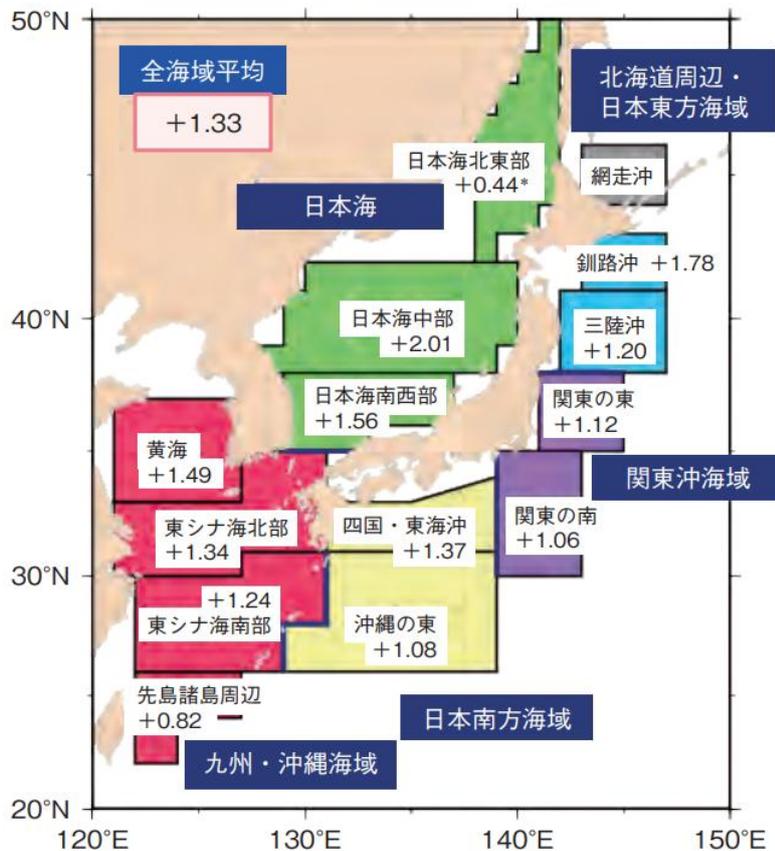


図4 日本近海の海面水温上昇率(°C/100年,1925～2024年)【気象庁資料】

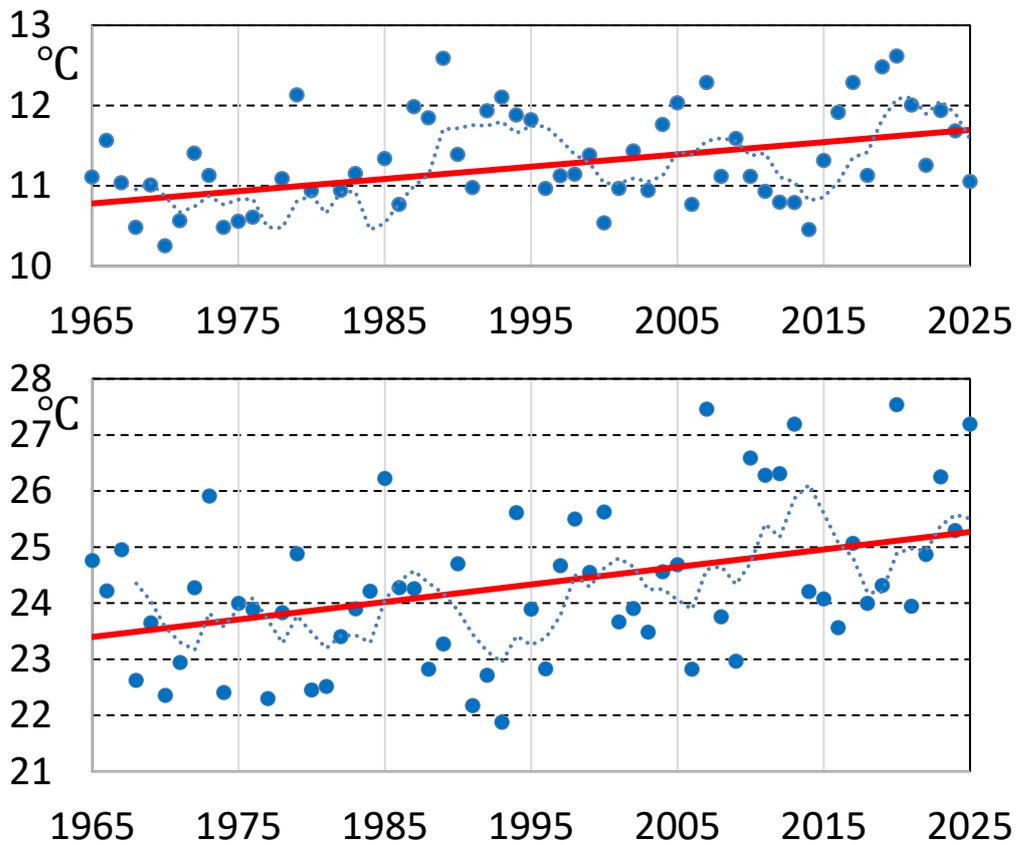


図5 京都府地先における表層平均水温(°C)の推移(上図:3月、下図:9月)。●は各年水温、---は5年間移動平均、—は長期変動傾向を示す【海洋センター調査】

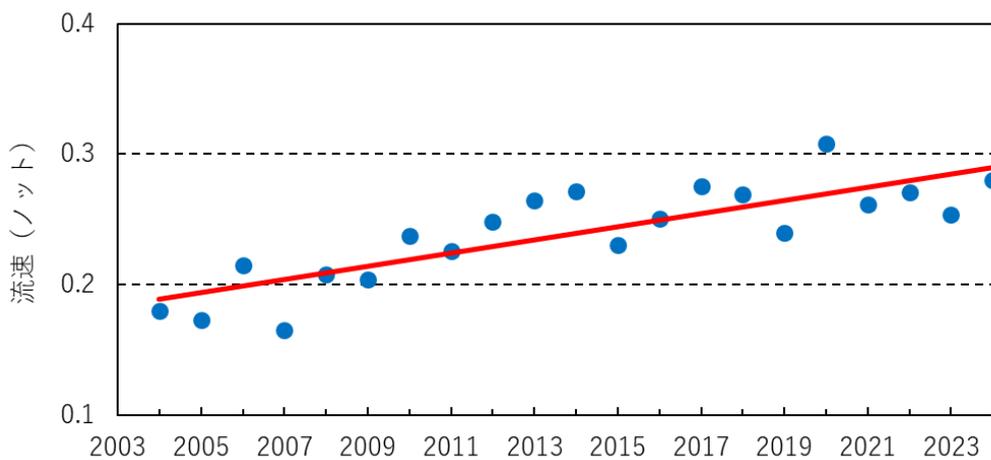


図6 京都府沿岸の流速変化(湊沖定置漁場 10m 深 2004~2024 年) ●は各年水温、—は長期変動傾向を示す【海洋センター・府定置漁業協会協同調査】 ※1ノット:約 50cm/秒

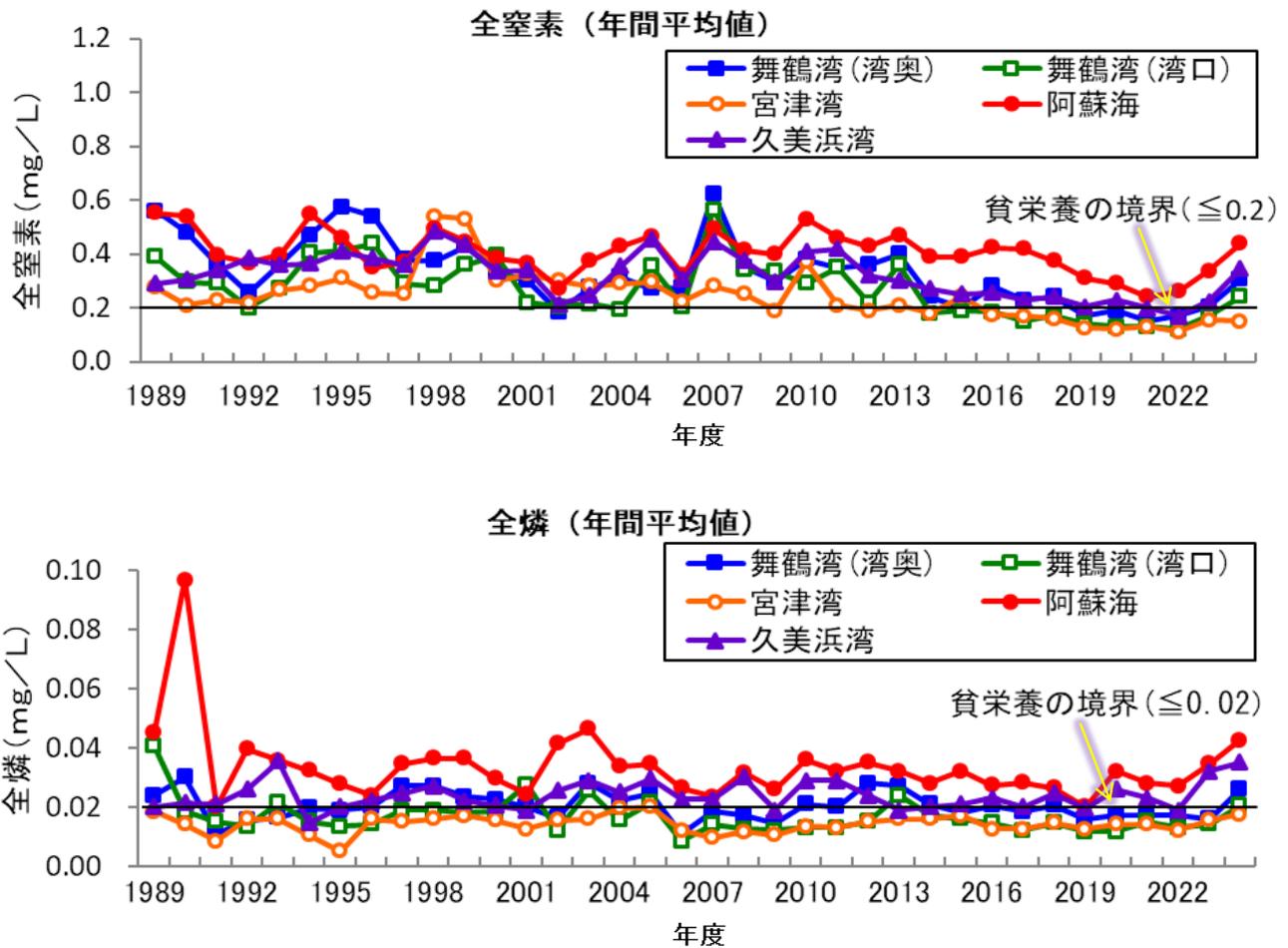


図7 京都府各湾における全窒素濃度(上)および全リン濃度(下)の推移【府公共用水域水質調査】。内湾域における貧栄養の目安は、全リン濃度 0.02mg/L 以下、全窒素濃度 0.2mg/L 以下(水産資源保護協会, 2018)

# 京都府内水面漁業振興計画

令和 8 年 3 月

京 都 府

## 目次

第1章	はじめに	
1	計画改定の趣旨	1
2	計画の期間	1
第2章	京都府の内水面漁業の現状と課題	2
第3章	基本的方向と推進施策	
1	基本的方向	8
2	推進施策	9
(1)	内水面水産資源の回復	9
①	内水面水産資源の増殖及び養殖に関する取組	9
②	カワウ・外来魚等による被害の防止	9
③	魚病のまん延防止対策	9
(2)	内水面における漁場環境の再生	10
①	良好な水質及び安定した水量の確保	10
②	森林の整備と保全	10
③	内水面水産資源を増やす施設の整備	10
④	生態系に配慮した河川整備	10
(3)	内水面漁業協同組合の持続的活動と内水面漁業及び養殖業の健全な発展	11
①	健全な内水面漁業協同組合経営	11
②	人材育成と担い手確保	11
③	ブランド化と消費拡大	11
④	多面的機能の強化に資する取組の支援	12
⑤	府民の理解と関心の増進	12
第4章	その他	
1	内水面漁業の振興に関する法律に基づく協議会の設置	13
2	推進体制	13
3	新型コロナ収束後の内水面漁業	13

## 第1章 はじめに

### 1 計画改定の趣旨

かつて内陸の都であった京都において魚といえば川魚。京都は平安時代からアユに代表される川の水産物を特産としており、内水面漁業と密接な繋がりを有しています。

内水面漁業は、多彩な淡水性魚介類を供給し、豊かな食生活を実現する重要な役割を担うほか、漁場環境の保全・管理を通じ、釣り場や自然体験をはじめとするレクリエーションや憩いの場を広く府民に提供するなど多面的な機能により豊かで潤いのある府民生活の形成に寄与しています。

しかし、漁場環境の悪化やカワウ、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキョットフィッシュ等の食害により、内水面漁業の漁獲量は近年、減少傾向にあります。加えて漁業者の減少や高齢化が進行しており、内水面漁業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。また、内水面養殖業においても、えさ代、電気代、燃料費等の経費の高騰等の問題を抱えています。

このような状況の中、内水面漁業の振興を図るため、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」（平成26年法律第103号）が制定され、「都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、農林水産大臣が定める基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画を定めるよう努めるものとする」とされています。

こうしたことから、京都府では、「京都府総合計画（令和元年策定）」及び「京都府農林水産ビジョン（令和元年策定）」を踏まえ、京都の特性を生かした内水面漁業の振興を図るため、内水面漁業の目指すべき姿を想定し、達成に向けた具体的な取組を示すことを目的に、水産部局と関係の部署が連携して、令和3年3月に京都府内水面漁業振興計画を策定しました。

この度、この間の取組の成果や今後の課題の分析を行い、京都府内水面漁業振興計画を改定するものです。

### 2 計画の期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中、必要がある場合は適宜見直しを行います。

## 第2章 京都府の内水面漁業の現状と課題

### ・京都府の河川と漁協について

京都府内の河川は、主要なものとして中部山岳部（丹波高原）を境に南部の淀川水系（木津川、宇治川、桂川等）と北部の由良川水系（由良川、上林川、牧川等）の各一級河川があり、さらに直接日本海に注ぐ二級河川（宇川、大手川、竹野川等）、安曇川を介して琵琶湖に注ぐ久多川、神崎川を介して大阪湾に注ぐ栢原川があります。また、宇治川（滋賀県：琵琶湖）、木津川（三重県：名張川）など京都府外に水源がある河川も存在します。

多くの河川が山間部や郊外の自然豊かな環境を流下している一方、一部区間においては河道が直線化され人工的な河川となっており、また、ダムや堰などの河川横断施設によって、生物の生息・生育・繁殖環境が影響を受けている可能性があります。

京都府内には、下図のとおり 15 の内水面漁業協同組合（以下「内水面漁協」という。）があります。そのほか、京丹後市（旧網野町）の離湖にも漁業権が設定されており、漁業権者は京都府漁業協同組合（海面にも漁業権を有する漁協。（以下「京都府漁協」という。））となっています。



・京都府の河川に生息する魚介類

淀川水系と由良川水系の二大水系については、水系によって生息する生物、漁業資源にそれぞれ特徴があります。

淀川水系に属する河川においては、上流はアマゴ、中流はアユ、中流から下流にはコイ、フナ、オイカワ等が生息しており、漁業資源として利用されています。また、アユモドキやイタセンパラなどの絶滅危惧種や、琵琶湖水系固有種が生息し、生物多様性が高いのが特徴です。

由良川水系に属する河川は、アユの名産地が複数存在するとともに、上流のアマゴ、下流のテナガエビも古くから漁業資源として利用されています。さらに、本流におけるサケのふ化放流の効果もあり、由良川を含む日本海側の河川では、アユに加えサケの遡上も見られることが特徴です。

・京都府の内水面漁業漁獲量

内水面漁業漁獲量（販売を目的として漁獲された量、遊漁による採捕量は含まない。）は、平成20年と比べて約19%となっており、著しく減少しています（図1）。減少の原因は、カワウや外来魚による食害、漁場環境の悪化、漁業者の減少等が考えられます。

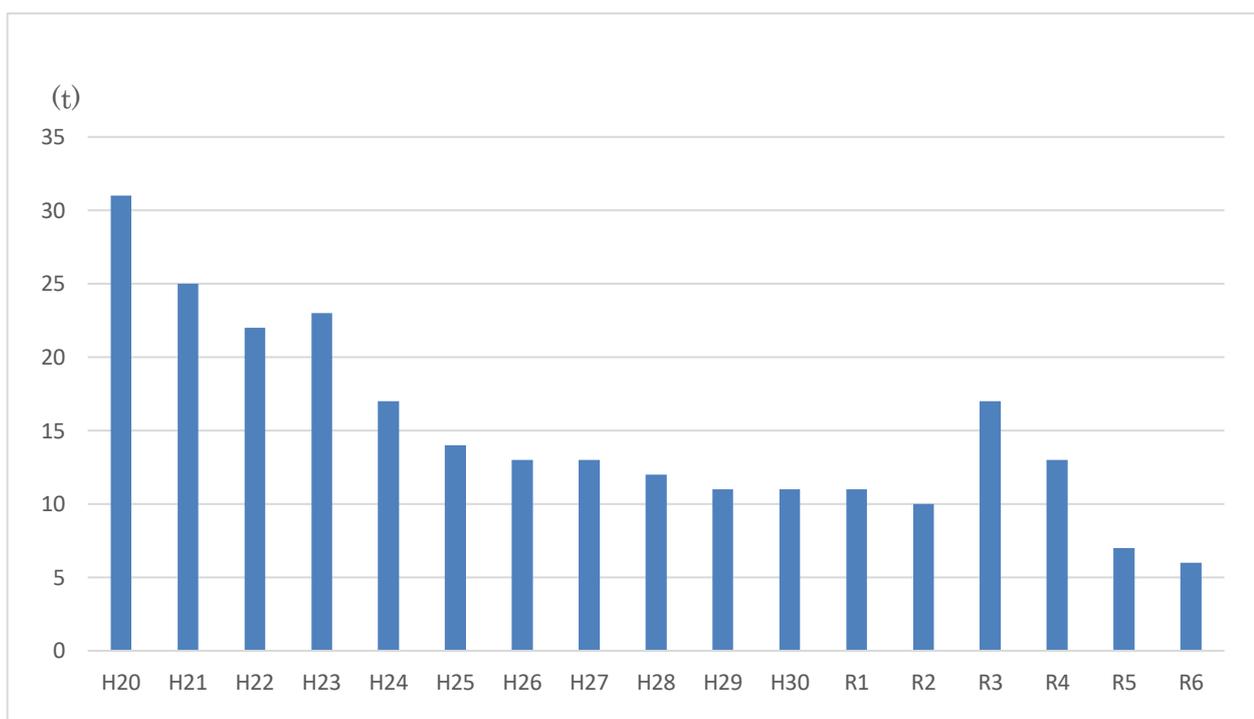


図1 京都府内の内水面漁業漁獲量  
(引用：農林水産省「内水面漁業生産統計調査」)

・京都府の漁業権魚種と放流実績

京都府では、下表のとおりアユやウナギなどの漁業権が設定されています。これらの漁業権魚種については、漁協の行う増殖事業の一環として、毎年種苗放流を行っています。

表：京都府内の内水面漁業権魚種一覧

水系	漁協	漁業権魚種							
		アユ	コイ	フナ	ウナギ	オイカワ (はえ)	マス類	カワヨシ ノボリ (ごり)	テナガ エビ
淀川	上桂川	○	○		○	○	○	○	
	大堰川	○	○	○	○		○		
	保津川	○	○	○	○	○	○	○	
	京淀川	○	○	○	○	○	○		
	賀茂川	○	○	○	○	○	○	○	
	宇治川	○	○	○	○	○	○		
	木津川	○	○	○	○	○	○		
由良川	美山	○	○	○	○	○	○	○	
	和知川	○	○				○		
	上林	○	○	○	○		○		
	由良川	○	○	○	○	○	○		○
その他	久多	○			○		○		
	東別院	○	○		○		○		
	上宇川	○							
	野間	○			○		○		
	京都府漁協 (離湖)		○	○	○				

種苗の放流尾数は、図2のとおりどの魚種についても近年漸減傾向にあります。これは高齢化による漁協組合員数の減少や遊漁料収入の伸び悩みに加え、近年の種苗費の高騰により種苗代を削減せざるを得ない状況が背景にあります。

また、一部の魚種（オイカワ（はえ）、カワヨシノボリ（ごり）等）については、近年種苗が手に入らないなどの理由から、放流に代わる増殖手法として産卵床の造成や発眼卵放流等が行われています。

こうした状況を踏まえ、京都府においては、令和6年度から産卵床の造成や発眼卵放流等の手法による増殖目標量も新たに設定しました。

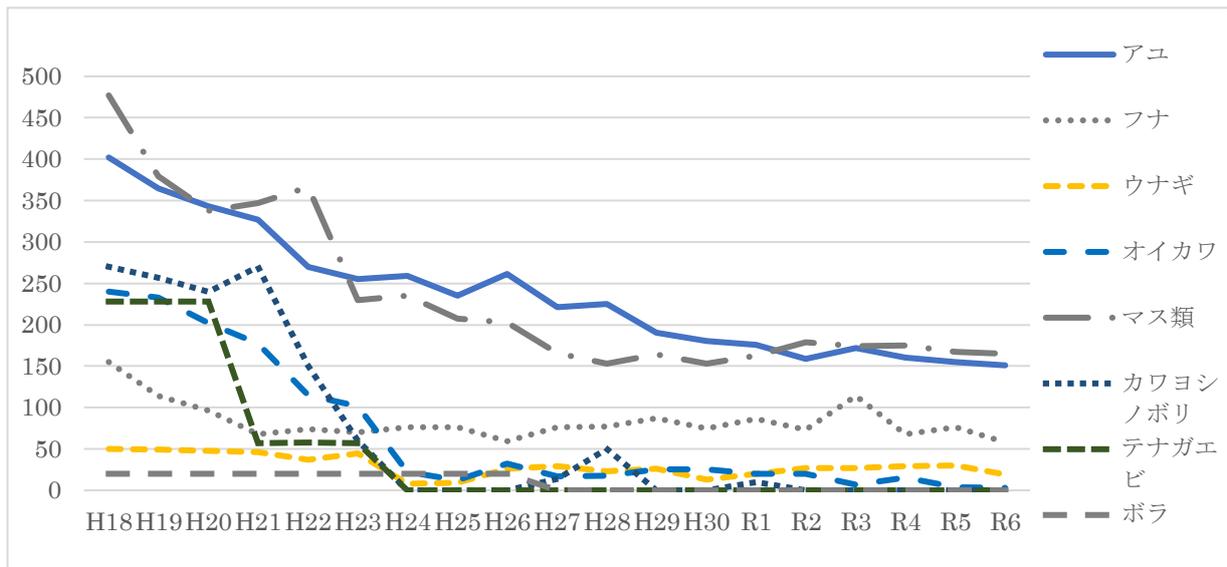


図 2：京都府の放流実績（全漁協の合計）

（引用：京都府調べ）

※単位は千尾、アユのみ万尾。ワカサギは卵放流なので含まない。

※コイについては、コイヘルペスウイルス(KHV)病まん延防止のため放流していない。

・京都府の内水面漁業協同組合組合員数及び遊漁者数

府内の内水面漁協の組合員及び遊漁者数は、平成 10 年と比べて約 46%まで減少しています（図 3）。これは、全国の減少率よりも高く、その原因は、地域の高齢化や過疎化、レジャーの多様化、河川に対する意識・関心の低下などが考えられます。組合員や遊漁者の減少は、漁協の収入減につながるため、漁協の経営は悪化しています。

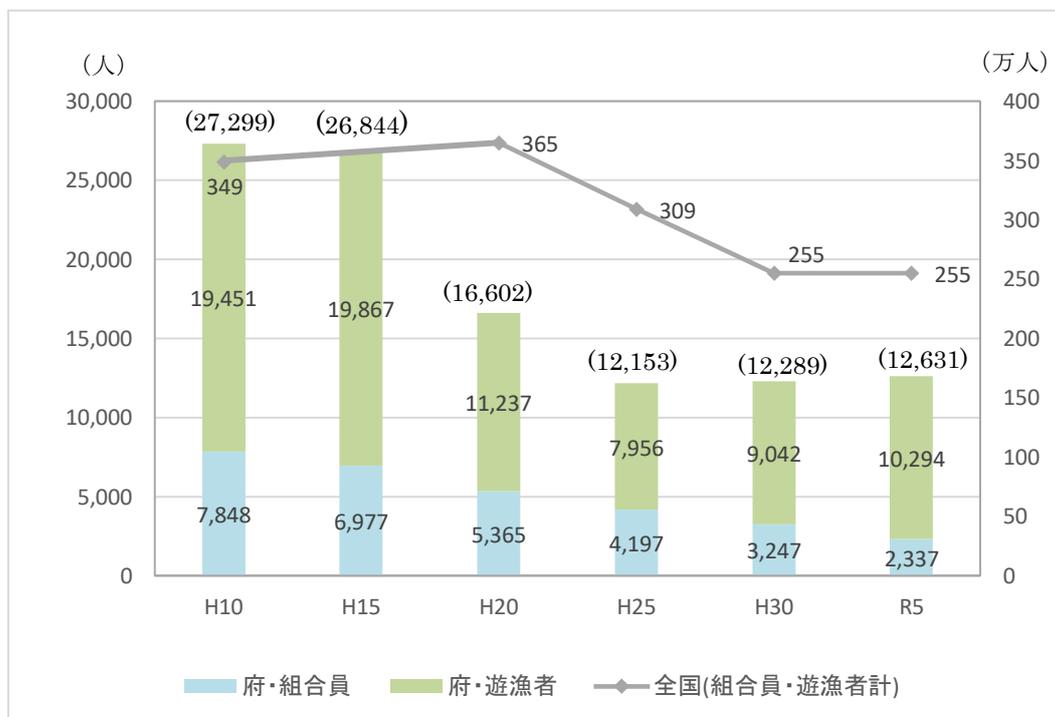


図 3 内水面漁業者の推移（内水面漁協組合員・遊漁者）

（引用：京都府調べ、農林水産省「漁業センサス」）

※H15 の全国数値については不明。

・カワウや外来魚の影響

季節的に大きく変動がありますが、京都府にはおおよそ 200 羽から 1,800 羽程度のカワウが生息しています（図 4）。カワウは魚食性の鳥で、1990 年代から全国的に生息数が急増したことで内水面漁業に甚大な被害を与えています。

各内水面漁協では、貴重な水産資源や漁場を守るためにカワウの防除活動（防鳥テグス張り、かかしやバルーンの設置、花火による威嚇など）や、駆除活動を行っています。京都府内水面漁業協同組合連合会（以下「内水面漁連」という。）による繁殖抑制や、駆除活動も精力的に実施されています。

府内のカワウ対策を効果的に進めるため、京都府では、平成 21 年度に「京都府カワウ対策協議会」を設置し、関係者間でのカワウの生息状況・被害実態の情報共有及びカワウ防除対策の検討を行っています。

また、カワウの特性上、広域的に移動するため、今後は関西広域連合や近隣府県とより一層連携した取組が必要になります。

例えば、カワウに GPS ロガーを装着し、詳細な行動分析を行うことで、より広域で効果的な防除活動に取り組むことやドローンを活用した巣へのドライアイスの投入による繁殖抑制の推進等を検討しています。

また、府内河川では、オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ等の魚食性外来魚の生息も確認されており、カワウ同様食害が懸念されています。各内水面漁協では、魚食性外来魚の駆除活動を行っています。

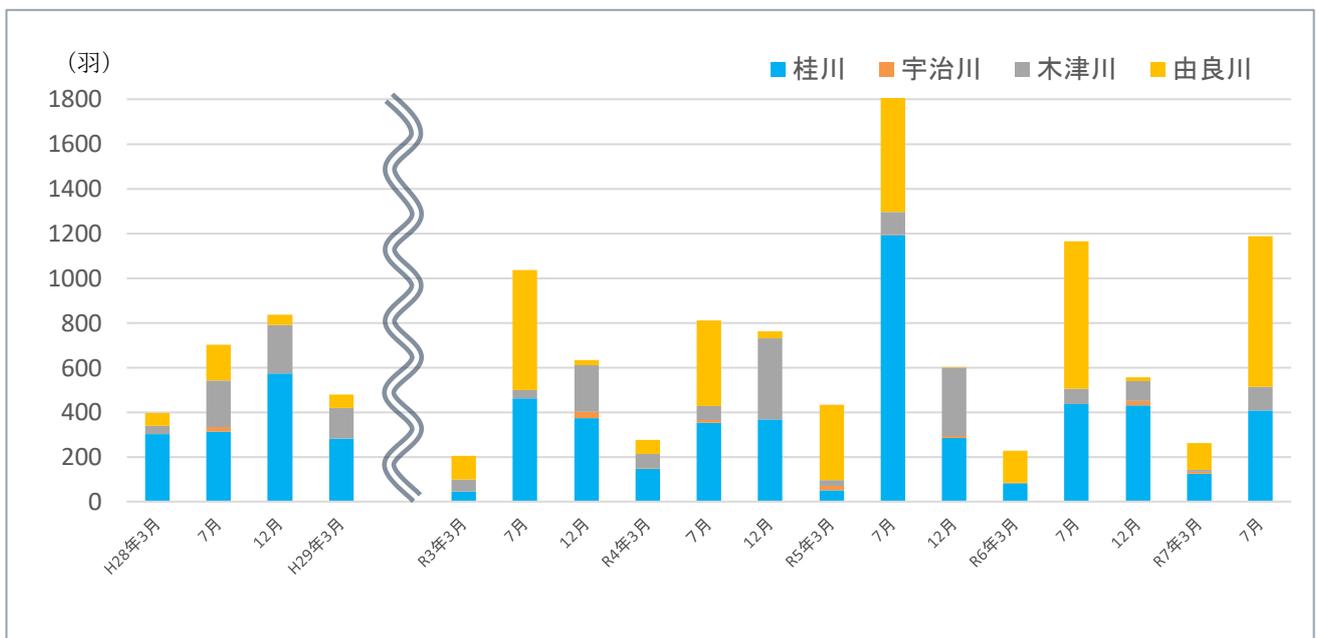


図 4 京都府内のカワウ生息数（ねぐら・コロニー）

（引用：関西広域連合調べ）

### ・京都府の内水面養殖業

経営体数は10数件と少ないものの、京都府においても内水面養殖業が営まれています。アマゴ、ニジマス、アユ、コイ、フナ、ホンモロコ、ニシキゴイ、スッポンなど、多岐にわたる魚種が府内各地で養殖されています。近年の生産量は、年による変動があるものの減少傾向となっています。

しかし、えさ代、電気代、燃料費等の経費の高騰等の問題を抱えており、今後の消費拡大や経営改善などの課題に適切に対応していくことが必要です。

また、近年の地球温暖化による川の水温の上昇、ゲリラ豪雨による濁水や少雨による渇水等は漁獲量や養殖にも悪影響が懸念されています。

今後は、そうした課題解決に向けて、陸上養殖という手法も更なる活用が見込まれます。

### ・京都府の内水面漁業生産物の特徴

京都の川魚は、古くから人々の生活に密接に関わってきました。例えば、上桂川のアユは、平安時代から幕末まで皇室に献上されており、また、美食家でも有名な京都ゆかりの芸術家、北大路魯山人が、和知川のアユ(※)を活かしたまま東京まで運ばせたというエピソードもあります。アユ以外にも、観月の名所としても知られる広沢池(京都市右京区)では毎年コイを養殖しており、「鯉揚げ」は明治時代から続く京都の冬の風物詩です。

現代においても、山間地域及び京都市内において京都の川魚は観光資源となっており、料亭や飲食店では欠かせない食材として重宝されています。アユの塩焼きやコイの洗いのほかに、お茶漬の王者の異名を持つ「ごり(カワヨシノボリ)の茶漬」、はえ(オイカワ)の稚魚の佃煮「鷺知らず」、宇治川でとれるウナギを使った姿寿司「宇治丸」などの料理、お土産が有名です。府内の一部の漁協及び生産組合では、アユの一夜干し、粕漬、甘露煮、うるかななどの川魚の加工品を生産販売しており、地元のお中元やお土産として人気です。さらに、食材ではない観光資源としての内水面漁業もあります。伝統的な漁法である鵜飼は、京都市、宇治市においてもその文化が継承されており、今でも夏の風物詩として人々の目を楽しませています。

※保津川のアユとされる説もあります。

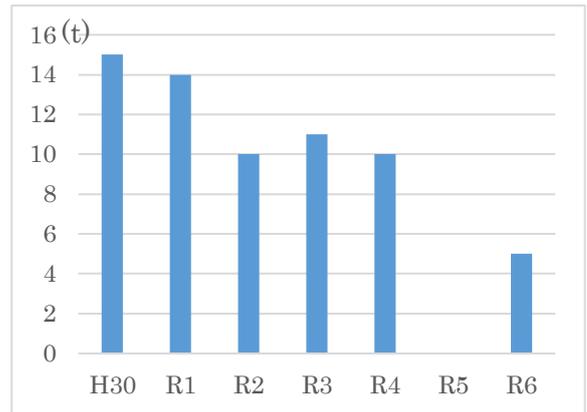


図5 内水面養殖業生産量

(引用：農林水産省「内水面漁業生産統計調査」)

※R5の数値については不明。

## 第3章 基本的方向と推進施策

### 1 基本的方向

京都府の内水面漁業は、古くから人々の生活に恵みをもたらしてきました。しかし、前述のとおり様々な問題を抱えており、今後、これまでのような恩恵を受け続けることが困難な状況に陥っています。

少子高齢化により、今後も厳しさを増すことが見込まれる内水面漁協の健全な経営を支援するためには、前計画の中で取り組み始めた内水面漁観連携推進事業やみんなでやるぞ内水面漁業活性化事業等の経営支援策をより一層充実させて取り組んでいくことが重要です。また、短期的な支援に留まらず、将来的に漁協が自走していけるよう取組を行う必要があります。

京都府では、「川の京都」をコンセプトに掲げており、次世代への川の文化の継承を重要な課題と捉えています。

そうした中で、これまでから取り組んできた高校や大学との連携をより強化し、将来の担い手となる若い方が内水面環境と触れ合う場を設けるなど、多くの方が内水面漁業と関わる場づくりを進め、これまで内水面漁業と関わりのなかった人たちの関与を増やす取組を推進します。

今後の持続可能な内水面漁業を見据え、本計画では、次の3つを施策展開の柱として、各種施策を推進します。

#### (1) 内水面水産資源の回復

現在行っている、資源の増殖に資する活動の支援を更に推進し、多くの魚が生息する魅力的な漁場を作ります。また、水産資源にとって脅威となるカワウ・外来魚等に対する適切な対策を講じます。

#### (2) 内水面における漁場環境の再生

流域のあらゆる関係者と協力の上、良質な水質及び安定した水量の確保と生態系に配慮した川づくりを行うことにより漁場環境の再生を目指します。

#### (3) 内水面漁業協同組合の持続的活動と内水面漁業及び養殖業の健全な発展

健全な内水面漁協の経営を育成し、併せて人材育成と確保に向けた活動を推進します。加えて、水産多面的機能の強化に資する取組の支援及び府民の内水面漁業に関する理解・関心の増進を行います。

## 2 推進施策

### (1) 内水面水産資源の回復

#### ① 内水面水産資源の増殖に関する取組

##### 【種苗放流による資源増殖】

- ・内水面漁協の最大の責務である魚の増殖事業に対する支援の重要性を考慮して河川種苗放流事業への支援を引き続き行います。
- ・生残率の高い放流方法について漁業関係者に助言・指導を行い、種苗放流の費用対効果を高めます。

##### 【天然資源の増殖】

- ・産卵床造成、くみ上げ放流、保護礁の設置等の天然資源の増殖に資する活動及びキャッチアンドリリース区間の設定、禁漁区等の設定等の資源管理を目的とした活動を推進します。
- ・天然アユの遡上量の回復のための研究・調査等の実施について、京都府農林水産技術センター海洋センターを含む関係機関と協力して進めます。

#### ② カワウ・外来魚等による被害の防止

##### 【カワウ食害被害対策】

- ・「京都府カワウ被害対策指針（令和4年3月改定）」及び関西広域連合の「関西地域カワウ広域管理計画（第4次）（令和5年3月（令和6年4月一部変更）」に基づき、基準年（平成28年）の府内カワウ個体数を913羽とし、令和10年までに半数の456羽に減少させることを目標とします。
- ・引き続き内水面漁協の行う被害防除、猟銃等による駆除等の活動の支援を行うとともに、中部近畿カワウ広域協議会への参画、京都府カワウ対策協議会の開催及び先進地域からの情報収集等を通じ、関係者間の情報共有及び効果的な被害防止対策の検討、実施を行います。

##### 【外来魚対策】

- ・オオクチバス、コクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ等の肉食性の繁殖力が高い外来魚の駆除活動を支援するとともに、外来魚が密放流されないよう、関係機関と連携し、府民に広く啓発を行います。また、外来魚による在来種への影響等に迅速に対応できるよう、各漁協と行政機関の情報共有を推進します。
- ・単なる駆除活動に留まらず、捕獲した外来種を食材としても利活用し、飲食、観光等他の業種と連携しながら漁協経営を活性化する方策を検討します。

#### ③ 魚病のまん延防止対策

- ・内水面漁業に甚大な被害を及ぼす魚病について適切な対応を行い、被害の軽減に努めます。併せて、養殖業における魚病対策等について助言・指導を行い、魚病を未然に防ぎます。
- ・アユ冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症については、例年「京都府アユ冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症対策取組方針」を設定してお

り、引き続き設定した方針に基づき放流種苗の保菌検査を実施し、被害の予防に努めます。

- ・京都府内水面漁場管理委員会指示により、コイの移植を制限することで、引き続きコイヘルペスウイルス（KHV）病のまん延を防ぎます。

## (2) 内水面における漁場環境の再生

### ① 良好な水質及び安定した水量の確保

#### 【良質な水質の確保】

- ・魚が棲みやすい漁場を構築するため、生活排水や工場排水を起因とする水質汚濁の防止について、関係機関と連携して促進します。
- ・河川への濁水流入や土砂流出による被害軽減のため、関係機関や流域住民への要望・調整を図ります。

#### 【安定した水量の確保】

- ・雨水貯留浸透施設の設置等を進め、安定した水量の確保に努めます。
- ・既存の水資源施設の一層の効率的な活用を図ります。

### ② 森林の整備と保全

- ・森林の有する水源の涵養の機能の発揮の観点から、内水面水産資源の生育環境の保全及び改善に資するよう、適切な森林の保育、間伐等を推進します。
- ・治山施設の整備や保安林の適切な管理等を行い、森林の保全を推進します。
- ・林業作業道の崩落による濁水、倒木や間伐材の放置による漁業被害については関係者に対し内水面漁業への配慮を求めます。

### ③ 内水面水産資源を増やす施設の整備

- ・堰等の河川横断施設により魚類の移動が制限され、生息・生育・増殖が妨げられる恐れがあると判断される場合は、落差の改善や魚道の設置等について施設管理者等に対して働きかけるとともに、連携・協働により改善する等適切な維持管理に向けた取組を推進します。
- ・アユ、オイカワ（はえ）の産卵床の設置やコイ、フナの産卵植生の造成、テナガエビの保護礁の設置等、魚の増殖に関する取組について支援します。
- ・漁業関係者が実施する、石倉（ネットや籠の中に石を詰めたもの）や粗朶沈床（雑木の枝を格子状に組み、大きなマット状にして沈めたもの）など、魚の住处となる構造物の設置などの取組については、関係機関の協力を得て推進し、魚の棲みやすい漁場づくり、魅力ある川づくりに努めます。

### ④ 生態系に配慮した河川整備

- ・河川管理者が定める河川整備基本方針や河川整備計画、国の多自然川づくり基本指針に基づき、河川本来の多様な動植物の生息・生育・繁殖環境の保全に配慮した河川整備を関係機関と連携して推進します。
- ・漁業関係者へは府民の安心・安全を確保するための河川整備や維持管理、災害復旧等への理解を、河川管理者には漁場環境の保全に対する理解をそれぞれ求めていきます。

### (3) 内水面漁業協同組合の持続的活動と内水面漁業及び養殖業の健全な発展

#### ① 健全な内水面漁業協同組合経営

##### 【内水面漁業協同組合の経営改善】

- ・ 漁協経営の健全性を向上させるため、漁協への中小企業診断士の派遣を通じた経営支援等を引き続き行います。
- ・ 水産業協同組合法に基づいた適切な検査及び経営改善に向けた助言・支援を実施します。

##### 【遊漁振興による内水面漁業協同組合の収入向上】

- ・ 初心者でも気軽に始められる鮎ルアー釣りの体験会や大会の開催等により更なる普及・推進を図り、遊漁人口の増加に取り組みます。
- ・ 放流用種苗については、遊漁者を集客できるよう、背掛かり DNA 鮎等全国的な優良事例に取り組めるよう指導します。
- ・ 内水面漁観連携推進事業を更に活用し、飲食業・観光業等との連携による誘客等の遊漁振興に関する新たな取組について支援します。

##### 【スマート内水面漁業の推進】

- ・ 業務の効率化を図るため、遊漁券販売や経理等の業務について府内漁協の ICT 化を推進します。
- ・ 水質自動観測システムや漁場・遊漁者管理システム等の導入を支援し、スマート内水面漁業を実現します。

##### 【内水面養殖業の振興】

- ・ 養殖業者に対して技術的な助言・指導を行い、安全安心な養殖魚の生産、安定的な養殖生産を推進します。
- ・ 陸上養殖について、費用対効果を検証し今後の更なる活用を検討します。

#### ② 人材育成と担い手確保

##### 【内水面漁業を支える人材の育成】

- ・ 漁協役職員の事務・経営・人材育成等のスキル向上のための研修会等を内水面漁連と協力して開催します。
- ・ 地元漁協と外部人材との架け橋となるような、地域のリーダーとなる人材の育成を支援します。

##### 【新たな担い手の確保】

- ・ 川釣りの講習会の開催や、川の魅力に関する出張授業、滞在型・体験型のイベントの開催、高校や大学との連携等、潜在的な担い手の発掘につながる取組について支援を行います。
- ・ 移住者や多様な地域人材と連携し、地域資源を活用した魅力ある内水面漁業の振興を通じて組合員の確保を図ります。

#### ③ ブランド化と消費拡大

##### 【付加価値の向上】

- ・ 6次産業化等の、生産物の付加価値を向上させる取組について支援します。
- ・ 加工業者、観光業者、料亭やホテル等と漁協をつなぎ、漁業体験と食体験の共

演等の京都ならではの特性を生かした取組により、日本人のみならずインバウンドを通じた外国人に対しても、川の恵みに関する新たな価値の創出を促進します。

**【ブランド化の促進】**

- ・アユ等の内水面漁業魚種での新たなブランドの創出を目指します。
- ・京都丹波あゆの魅力発信フェアや京都・丹波 あゆ街道祭りといった、京都府産の内水面漁業生産物について、生産者や地域の事業者と連携し府内外へのPR活動、販売促進活動等を支援します。

**【実態把握と消費拡大】**

- ・家庭料理としての川魚の消費や販売について実態調査を行い、今後の施策を検討します。
- ・川魚屋や川魚を扱う小売店と連携し、川魚の食卓への普及を推進します。

④ 多面的機能の強化に資する取組の支援

- ・河川が持つ多面的機能を強化させ、河川の恵みを永続的に享受するために、活動組織や市町村と協力し、河川の清掃活動等生態系の維持・保全活動、教育と啓発の場の提供及び食文化・伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援します。
- ・このような取組を契機に、内水面漁業を核に農林業や観光業等と連携した地域振興につながるよう、情報発信や連携構築の支援に努めます。

⑤ 府民の理解と関心の増進

**【川に親しむ機会づくり】**

- ・「川の京都」をコンセプトに、次世代への川の文化を継承します。
- ・ホームページやSNSを用いて、内水面漁業、川釣りや川魚の魅力、内水面漁協の仕事等について、情報発信を行う活動を推進するとともに水辺の美化活動など、川に親しむ機会づくりとなるイベントについて支援・協力します。

**【子どもたちへの教育啓発】**

- ・魚のつかみ取り体験、種苗放流体験、子ども釣り教室の開催など、漁協の行う子ども向け教育啓発活動を推進し、漁業者及び遊漁者の裾野を広げます。
- ・他の分野とも連携し、子どもたちに自然の大切さを伝えるための機会を多く提供できるよう努めます。

**【環境保全等に関する周知】**

- ・漁場の持続的な利用のため、ゴミの投棄や外来魚の密放流の禁止、遊漁のマナー・ルールの厳守などについて、府民に向けて周知を行います。
- ・漁協と住民や観光客等が相互に理解、協力し共存できる社会を目指します。

## 第4章 その他

### 1 内水面漁業の振興に関する法律に基づく協議会の設置

河川管理者や学識経験者などで構成される協議会を設置して、内水面漁業の振興に必要な措置について協議を行い、問題の解決を図ります。

### 2 推進体制

漁業関係者との連携はもちろんのこと、関係部署、市町村や河川管理者等との連携を強化し、毎年協議会を開催し振興施策を効果的に推進します。

また、画一的な施策推進とならないよう、それぞれの地域の内水面漁業が抱えている個別の問題を的確に把握し、状況に応じた取組が実施されるよう関係者に働きかけます。

### 3 新型コロナ収束後の内水面漁業

都市部に人口が集中している状況の中、新型コロナウイルス感染症等による社会情勢の変化により、地方への移住や川釣りのように川のオープンな空間で他人との距離をとりながら楽しむことができるレクリエーションが脚光を浴びるようになりました。このように人々の行動様式が変化した社会においても、川の魅力を発信することで、内水面漁業のさらなる発展につなげます。